

「市民参加懇談会 in 東京」(第2回)の概要

平成15年1月21日

1. 日時:平成14年11月19日(火)13:00~17:00

2. 場所:東京ウィメンズプラザホール

3. テーマ:「知りたい情報は、届いているのか」  
- 東京電力の不正記載を契機として -

4. 出席者:

原子力委員会 市民参加懇談会コアメンバー

木元主任原子力委員、碧海委員、井上委員、  
小川委員、中村委員、吉岡委員

パネリスト

主婦連合会副会長	清水 鳩子 氏
大阪大学名誉教授	住田 健二 氏
「AERA」シニアスタッフライター	田岡 俊次 氏

説明者

経済産業省 原子力安全・保安院

審議官 片山正一郎 氏

原子力安全調整官 杉浦 好之 氏

東京電力株式会社

取締役副社長 榎本 晃章 氏

原子力管理部長 大出 厚 氏

(会場) 約180名(募集定員200名 応募者220名)  
原子力委員会 遠藤委員長代理、竹内委員は会場にて参加

(プレス) 11社

## 5 . 概要:

- ( 1 ) 「東京電力(株)の点検作業不正記載について」  
木元座長より別添資料に基づき事実経過を説明
- ( 2 ) 第1部 パネルディスカッション(約1時間30分)  
を清水鳩子氏、住田健二氏、田岡俊次氏により行い、  
今回の事象について受け取った印象、問題意識、信頼  
回復のための方策などの意見を伺った。
- ( 3 ) 第2部 市民からのご意見(約2時間)では、会場参  
加市民からご意見をうかがうとともに、市民参加懇談  
会コアメンバー、パネリスト、経済産業省、東京電力  
(株)からの応答を交えて、情報公開、国や企業など  
の姿勢について活発な意見交換が行われた。

### (第1部での発言の例)

#### 問題意識

- ・一連の不祥事について、当事者が調査を行いきれないこと  
(いつ、どこで、誰が、何をした)は、不可解である。
- ・シュラウドの傷は、安全性上の問題はないと考えており、  
大きく取り上げられたことは予想外であったが、不正に関  
する内部告発ということを知り、仕方のない面もある、  
と感じた。しかし、格納容器漏えい率検査の偽装の件に関  
しては、技術者としての根本的な姿勢が問われる問題。技  
術者は愚直であるべき。
- ・自主検査記録の不正記載と定期検査の偽装は異なる問題だ  
が、いずれも内部告発がなかった場合永久に出てくること  
はなかった。企業としての安全装置が働かなかったことが  
大きな問題。
- ・技術者は社会に対して身構えるきらいがある。社会性の観  
点から、原子力に限らず技術者全体のモラルが低下してい  
るのではないかと感じている。

#### 信頼回復のための方策

- ・技術者は、誰のため、何のために技術を生かすべきか。公  
務員も忠誠心の対象をもっと国民のほうに変えていくべき。

- ・ 今回の事案に関して、顧客（契約者）に対しての報告が一度もない。公益事業の特殊性があるのかもしれないが、1人1人と契約しているという意識を持って経営してほしい。
- ・ 情報公開は、間違っただけを起ささないための抑止力になる。信用を回復する手段としても徹底した情報公開が重要。
- ・ 社会性の観点から、技術者同士の議論を一般の方々に見てもらふことや、技術者が原子力に対して批判的な意見を持つ方々とも同じ場で議論することが大切。

（第2部での発言の例）

会場参加者からの意見を中心に、新聞等の報道について、内部告発について、消費者への情報提供についてなどの意見が出された。また、テーマである「知りたい情報は、届いているのか」以外の意見も多数出された。

テーマに関する主な意見

- ・ 一連の報道は、公平な議論を行う上では偏っていると感ずるほど不十分であり、問題があったのではないかと感じる。
- ・ インターネット上の大量の情報は検索するだけでも大変であり、情報公開とされているといっても、必要な情報に接近できない。そのギャップを埋めるのがマスコミの役目ではないか。
- ・ シュラウドの検査記録の不正問題は、新たなものの作製に時間が必要だったので、安全の範囲であれば運転していきこうとしたことから起こっているのではないかと考える。安全と判断するのであれば、金属の脆性劣化の情報を提供するなど、技術情報の公開が必要。技術の進歩を踏まえた上で安全が支えられているのかが知りたい。
- ・ 規制や基準をいくら厳しくしても、運用するのは人間。従って、ミスやネガティブな事柄でも情報を出すことが大切。また、そのミスを次へどう生かすのかが大切。
- ・ うそをつかれていたということで、電力会社や国の言うことは信用できないと感じた。どのような情報が必要かということについては、難しいことを聞かされてもわからない。

結局、事故が起こることを前提に、損害賠償や防災を含めて、精一杯、ここまで考えました、という姿勢を示していただくことをお願いしたい。

- ・東京電力からの説明を、生の言葉で聞くことで、一生懸命やっていることが伝わってくる。今後もこのような努力を続けてほしい。
- ・電気が湯水のように使えることが当たり前だと思っている人が多いと感じている。小学校の教科書に農業、漁業のしくみがあるように、電気を作るしくみを小さな頃から教えていくことで電気の有難味がわかるのではないか。

#### その他の意見

- ・維持基準は欧米には既にあるのだから、日本でももっと早く出来たのではないか。
- ・格納容器漏えい検査に国が立ち会っているのであれば、その時に偽装をわかっていたのではないか。
- ・何がわかっている、何がわからないのか、未知の分野もある。専門の方は恐れをもって扱うことを忘れないでほしいし、法律を作る方もよく考えてほしい。
- ・国や東京電力が行ってきたものだからということで、立地の人は不安を押し殺してきたが、今回の件で覆された。不正記載も漏えい率検査の偽装も、それが行われる土壌があったということで同じ問題。
- ・エネルギーの需給という話が出たが、電気を使うだけの人達が何を言うのか、という感じ。もっと、立地地域の人のことを考えてほしい。
- ・原子力は未だ発展途上なので、現実にそぐわない規則であれば時間をかけて考えていくことが大切。
- ・今回の件があったので、この懇談会にぜひ参加したいと思った。このまま、何も考えないでエネルギーを消費していき、生活が成り立っていくのか心配になった。
- ・今、原子力の電気が火力の電気になっている。地球環境の観点からはマイナスである。原子力は、そういう使命も負っているという観点から業務にたずさわってほしい。

- ・ 電力会社の現場の方の気持ちとしては、なぜそうをついたのかと言われるのは心外ということだろう。維持基準作りは長い時間がかかる、1日発電所を止めると1億円の損、悪いことだとわかっていたが、積極的な意志ではなくつい行ってしまったのではないか、決して悪意や私利私欲で行ったわけではない、と思う。

また、第1部・2部を通じ、発言、質問に対して、原子力安全・保安院と東京電力から丁寧な説明が行われた。

6 . 今後の予定:

今回の結果について、市民参加懇談会コアメンバー会議に報告し、他地域での開催も視野に入れた懇談会の進め方を議論する。

## 東京電力（株）の点検作業不正記載について （座長報告）

平成 15 年 1 月 21 日  
原子力委員会  
市民参加懇談会

（これまでの主な経緯）

- 平成 12 年 7 月 3 日 通商産業省（当時）に対し、東京電力（株）福島第一原子力発電所 1 号機で 1989 年（平成元年）に実施された点検作業報告書について、米国在住のゼネラルエレクトリック社（GE 社）の作業関係者という人から「同機の蒸気乾燥器に取り替えが必要なほどのひび割れが 6 ヶ所で発見されたことなどを記載していない検査報告書にサインさせられた。」などの第 1 の申告が到達。
- 申告に基づき、7 月 4 日、通商産業省は東京電力に対し調査を依頼。7 月 5 日以降、東京電力（株）からの書面による回答など両者は断続的に折衝。また、通商産業省は発電所へ出向き、記録確認と現物確認を実施。
- 平成 12 年 11 月 13 日 通商産業省に対し、同じ申告者から「福島第一原子力発電所で、1994 年（平成 6 年）の定期検査時に、故意にレンチを炉心シュラウド下部に置いたことを理由として、GE 社の技術者が解雇されたことを知っているか。」との第 2 の申告が到達（この時点で申告者は、関係者には自分の身元を明らかにしてよいと表明。8 月時点では身分を明かすことは望まないと表明していた）。
- 平成 13 年 1 月 6 日 中央省庁再編により、通商産業省は経済産業省へ、また、原子力安全・保安院が設立され、当時の通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課が担当していた 2 件の申告に関する業務は、原子力安全・保安院原子力保安管理課に引き継がれ、申告内容の詳細把握並びに東京電力（株）への事実確認などを継続実施。
- 平成 13 年 10 月 11 日 原子力安全・保安院は GE 社への調査依頼を決定。
- 平成 14 年 3 月 19 日 原子力安全・保安院、東京電力（株）、GE 社の間で断続的に折衝が重ねられ、GE 社が原子力安全・保安院に対して、蒸気乾燥器以外にも検査報告書の一部改ざんが行われていた疑いがあることを情報提供。
- 平成 14 年 5 月 22 日 東京電力（株）は、GE 社から申告に係る案件（2 件）以外の問題が 24 件あることの説明を受け、事実関係調査のため社内調査委員会の設置を決定。

- 平成14年 8月29日 原子力安全・保安院および東京電力は、1980年代後半から90年代にかけて、自主点検作業記録などに虚偽の記載などが行われた可能性(29件)があり、これまで調査を行ってきたこと、併せて、これらの事案の対象となる使用中の機器は直ちに安全性に重大な影響を与える可能性はないことを発表。
- 以降、原子力安全・保安院は、東京電力の原子力発電所ほかに立入検査の実施、原子力事業者および自主点検作業を請け負っている関連事業者に対し、総点検などの指示を行う。
- 平成14年 9月 2日 東京電力は、会長、社長、原子力担当副社長、相談役2名の辞任を公表。
- 平成14年 9月13日 経済産業大臣の下に東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会が設置され、原子力安全・保安院の調査について、調査業務の手法やその結論の妥当性の評価など検討を開始。また、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に原子力安全規制法制検討小委員会が設置され、これらの不正行為の背景を検証し、再発防止のための法制度などの検討を開始。
- 平成14年 9月17日 東京電力は調査結果をまとめるとともに、原子力関係者(35名)の処分を公表。
- 平成14年 9月20日 東北電力、東京電力、中部電力は、自主点検において再循環系配管にひび割れが発見されていたこと、25日には、日本原子力発電は、シュラウド(原子炉隔壁)にひび割れの兆候が発見されていたことを公表。
- 平成14年 9月27日 経済産業省は、原子力安全・保安院長ほか関係者(6名)の処分を公表。
- 平成14年 9月27日 経済産業大臣の下に設置された調査過程評価委員会が、中間報告(案)を公表。
- 平成14年10月 1日 原子力安全・保安部会の下に設置された安全規制法制小委員会は、中間報告書(案)を公表。同日、原子力安全・保安院は、東京電力から報告のあった件に加えて、東北電力、中部電力、日本原子力発電であった件も含めた、中間報告を公表。
- 平成14年10月25日 東京電力において、国の定期検査である格納容器漏えい率検査について不正操作が行われていたことを公表。  
( 当該事案は自主点検の不正記載と性格の異なるものなので別添により紹介。)

( 経済産業省および東京電力による調査の概要 )

1 . 東京電力による原子力発電所の点検・補修作業に係る G E 社指摘事項に関する調査結果 ( 平成 1 4 年 9 月 1 7 日 )

G E 社から指摘を受けた 2 9 件について

- ・ 事実隠しや記録の修正などの不適切な点が認められたもの ( 1 6 件 )
- ・ 不適切な点が認められなかったもの ( 1 3 件 )
- ・ いずれの機器についても、当時の時点において安全性に問題ないことは確認されていた。

不適切な取り扱いが行われた動機・背景

- ・ 点検・補修に携わる社員にとっては「スケジュールどおりに定期点検を終わらせて送電線に電気を送り出す」ことが最大の関心事であり、そのことに強い責任を感じていた。原子力部門の幹部にも同様の意識が強かった。
- ・ こうしたことにより、保修部門全体に「安全性に問題がなければ、国へのトラブル報告はできるだけ行いたくない」との心理が醸成されていった。
- ・ また、この心理に引きずられ、信頼関係を大事にしなくてはならない地元自治体への情報提供についてすら消極的な姿勢をとることとなってしまった。
- ・ こういった心理に「安全性に問題がなければ報告しなくてもよいのではないか」という誤った考えが加わり、不適切な取り扱いが実行されることとなった。

再発防止対策

- ・ 情報公開と透明性確保  
「発電所地域情報会議」( 立地地域の代表 ) や「原子力安全・品質保証会議」( 社外有識者 ) の設置など
- ・ 業務の的確な遂行に向けた環境整備  
企業倫理相談窓口の設置、企業倫理の観点から規程・マニュアルの総点検など
- ・ 原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革  
社長直属の「原子力品質監査部 ( 本店 )」、「品質監査部 ( 発電所 )」の設置など
- ・ 「企業倫理の徹底」  
「企業倫理委員会」( 社外有識者 ) の設置、「企業倫理に関する行動基準」の策定など

2 . 原子力安全・保安院による原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題に関する調査結果 ( 平成 1 4 年 1 0 月 1 日 )

不実記載等の 2 9 件の不正の疑い

- ・ 技術基準維持義務や記録保存義務が遵守されていなかった可能性 ( 6 件 )
- ・ 国の指導に基づく報告を怠ったり、事実に反する報告を行った可能性 ( 5 件 )
- ・ 自主点検のあり方としては適切と言えない。 ( 5 件 )
- ・ 問題点は見出せなかった。 ( 1 3 件 )



## 29件以外に報告された東北電力、東京電力、中部電力および日本原子力発電の事案について

- ・記録の不実記載などは見られず、安全評価や必要な手続きは行われていた。しかし、一部の発電所では、定期検査での要求水準以上の検出能力を有する検査手法を用いた結果として、ひび割れが検出されたものもあり、こうした情報については国に報告することが望ましかった。
3. 経済産業省による東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会の評価について（平成14年9月27日）

東京電力が行った原子力発電の自主点検記録の不正等に関して原子力安全・保安院が実施した調査について、調査過程の妥当性を評価、改善策を提言。

### 評価結果

- ・早い段階で申告者やその関係者への直接接触を行わなかったことは問題。
- ・より早い段階で東京電力に対して法律に基づく報告徴収を行うべき。
- ・東京電力に対し、氏名に関する情報など調査に必ずしも必要でない情報のみならず、個人のプライバシーに関する情報を示したことは極めて不適切。
- ・調査がほとんど進んでいない期間について、申告者を直接訪問したり、東京電力に対し調査回答を強く督促するなど積極的な対応をすべき。
- ・より早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢があったかどうか疑問。

### 改善策

原子力安全・保安院が行う調査を監査・監督などする外部有識者からなる申告調査委員会を立ち上げ、以上に上げた課題について、ルールの策定などに取り組み。

4. 経済省総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全規制法制検討小委員会における再発防止策の検討（平成14年10月1日）

自主点検のルール明確化（自主点検の実施と記録・保存の義務付け、国が実施体制等を審査）

設備の健全性評価の義務付けと評価基準の明確化

組織的な不正行為に対する罰則の強化

事業者の安全確保活動における品質保証体制の確立の義務化

申告制度の運用改善

地域住民等国民への説明責任の確実な遂行（軽微な事象に係る情報の公開、共有化等）

原子力安全規制行政の体制の充実

5. 経済産業省による、東京電力に対する行政措置

経済産業省として、東京電力において品質保証システムが適正に機能していなかったこと、とりわけ全社的なチェック、監視体制が十分機能していなかったことを重く受け止め、10月1日、東京電力に対して、嚴重注意を行うとともに、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施などの行政措置を講ずることを指示。

## 東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機における 格納容器漏えい率検査の偽装について

### 事案の概要

東京電力(株)福島第一原子力発電所第1号機において、第15回(平成3年)及び第16回(平成4年)定期検査期間中に行われた格納容器の漏えい率検査に際し、不正な圧縮空気の格納容器内への注入などが行われた結果、検査が適正に行われなかったことが東京電力(株)からの報告(平成14年10月25日)により明らかになった。

東京電力の報告によれば、両定期検査期間中に行われた格納容器漏えい率試験において、漏えい率を低く見せかけるため、漏えい率測定中に圧縮空気を格納容器に注入し、さらに、平成4年の第16回定期検査中の漏えい率検査に際しては、漏えいが検知された弁について、検査要領書で定められた方法によらない方法で弁の閉鎖も行ったため、両定期検査において正確な漏えい率が確認できない状態で検査を行ったことは事実であったとのことである。ただし、不正操作の具体的な方法等については、未だ判明に至っておらず、引き続き調査を進め、今後判明し次第、原子力安全・保安院に対し追加報告を行うとのことであった。

原子力安全・保安院では、両定期検査における格納容器漏えい率試験中に行われた不正操作について、日立製作所からも、これに関与したことを認める旨の情報提供を得ている。

### 原子力安全・保安院による事案の評価

#### 原子炉等規制法違反

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定によれば、東京電力は運転に当たり、定期的な検査により、格納容器漏えい率が0.5%/日以下であることを確認しなければならない。これに対し、圧縮空気の注入などにより正確な漏えい率の確認をしなかったことは、保安規定を遵守しなかったことになる。このため、保安規定の遵守を規定している原子炉等規制法違反となる。

#### 電気事業法違反

電気事業法に規定されている国の定期検査について、偽装を行うことにより検査を妨げ、あるいは検査を忌避したことになるので、電気事業法に該当する違反行為である。

ただし、電気事業法に係る事項は3年間であるため、今回明らかになった事案については、時効が成立している。

### 経済産業省による、東京電力に対する行政処分等

原子炉等規制法に違反するもので行政処分の対象。

放射性物質の放出など環境への影響はなかったが、原子炉の安全機能上、極めて重要な部分において意図的な偽装が行われるという前例のないものであ

り、加えて国の定期検査を妨害したもので極めて悪質。  
したがって、東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機は、1年間の原子炉運転停止処分を実施予定。  
日立製作所については、原子炉等規制法および電気事業法上の対象ではないが、これらの行為に関与したことを踏まえ、再発防止策の早急な検討の指示などの措置を講ずる予定。

#### 東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機の格納容器漏えい率の再確認

原子力安全・保安院は、早急に東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機の格納容器の健全性を確認するため、原子炉の停止・冷却後速やかに漏えい率検査を実施し、その結果について報告するよう、報告徴収命令を発出。

また、当該漏えい率検査の実施に際しては、準備段階を含め法律に基づく立ち入り検査を実施し、不正が行われないよう国の検査官を要所に配置して検査を行う予定。

#### 東京電力（株）のその他の原子炉についての対応（厳格な検査の実施）

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所第1号機以外の原子炉についても、念のため、当該機に準じた厳格な検査を行うことにより、その漏えい率を確認することにする。

そのため、現在運転中の原子炉については、点検計画を可及的速やかに策定するよう指示。

#### 東京電力以外の電力会社に対する対応（総点検の追加指示）

原子力安全・保安院は、現在、自主点検作業記録などの総点検指示を行っているが、格納容器漏えい率検査結果についても早急に過去の点検記録を再確認するように指示。

#### 原子力安全・保安院による再発防止策

不正を行った場合の罰則の強化

厳正な定期検査への体制整備

- ・ 格納容器漏えい率検査を含む国の検査につき、準備段階からの検査官による抜き打ち的な検査の実施
- ・ 不正が行われないよう国の検査官を要所に配置

#### 原子力安全委員会による経済産業省への原子力安全の信頼の回復に関する勧告

経済産業省に対し、原子力安全委員会は、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を実施（平成14年10月29日）。勧告は、委員会発足以来初めてである。

もっと詳しい情報が知りたい方はこちらをご覧ください。

経済産業省

原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等の疑い  
- 関連する発表事項 -

<http://www.nisa.meti.go.jp/t0000000.htm>

原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題についての中間報告

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kensaka/141001nisa-houkokusho-honbun.pdf>

( 中間報告書別冊 )

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kensaka/141001nisa-houkokusho-bessatsu.pdf>

原子力安全規制法制検討小委員会 中間報告

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kichouka/141031houseishoui.pdf>

東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会 中間報告

<http://www.meti.go.jp/report/data/g21101aj.html>

東京電力株式会社

当社原子力発電所における不適切な取り扱いに関する一連の動きについて  
( 当社原子力発電所の点検・補修作業に係る GE 社指摘事項に関する調査報告書など )

[http://www.tepco.co.jp/common/i\\_main-j.html](http://www.tepco.co.jp/common/i_main-j.html)

原子力安全委員会ホームページ

<http://nsc.jst.go.jp/>

原子力委員会ホームページ

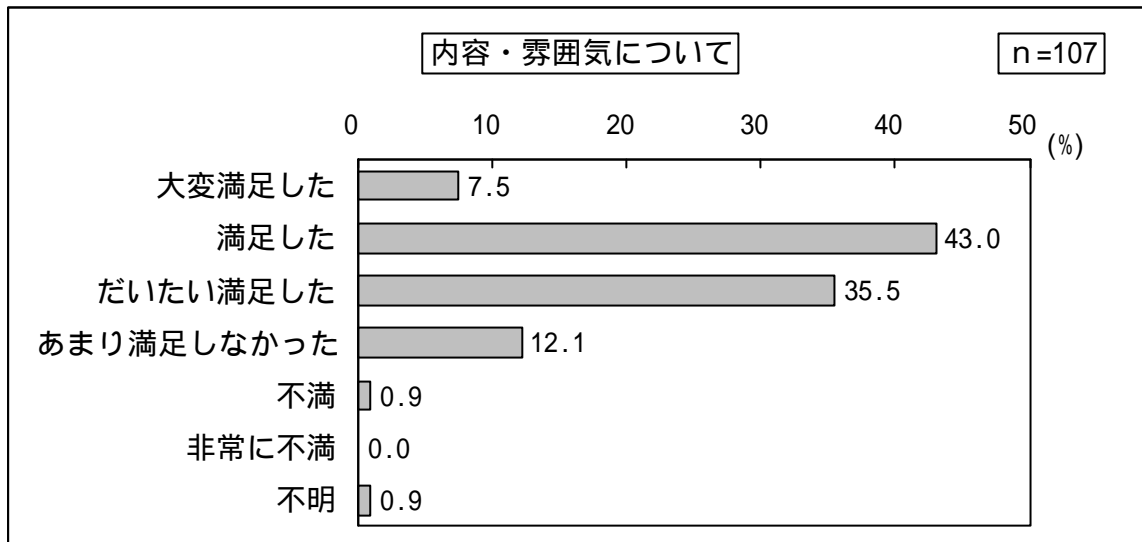
<http://aec.jst.go.jp/>

市民参加懇談会ホームページ

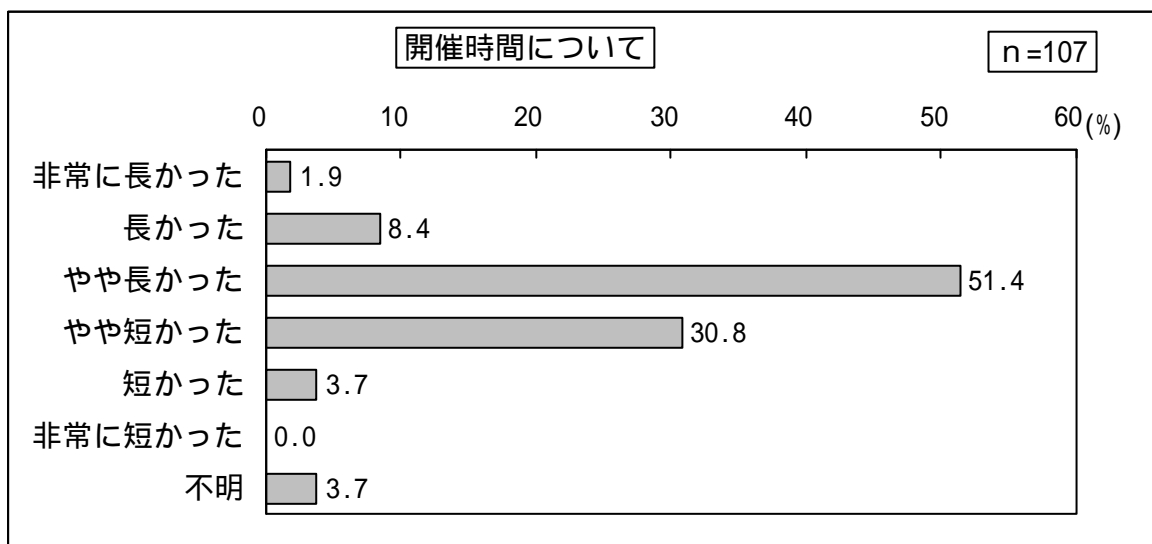
[http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/nc\\_madof.htm](http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/nc_madof.htm)

## 「市民参加懇談会 in 東京(第2回)」アンケート結果

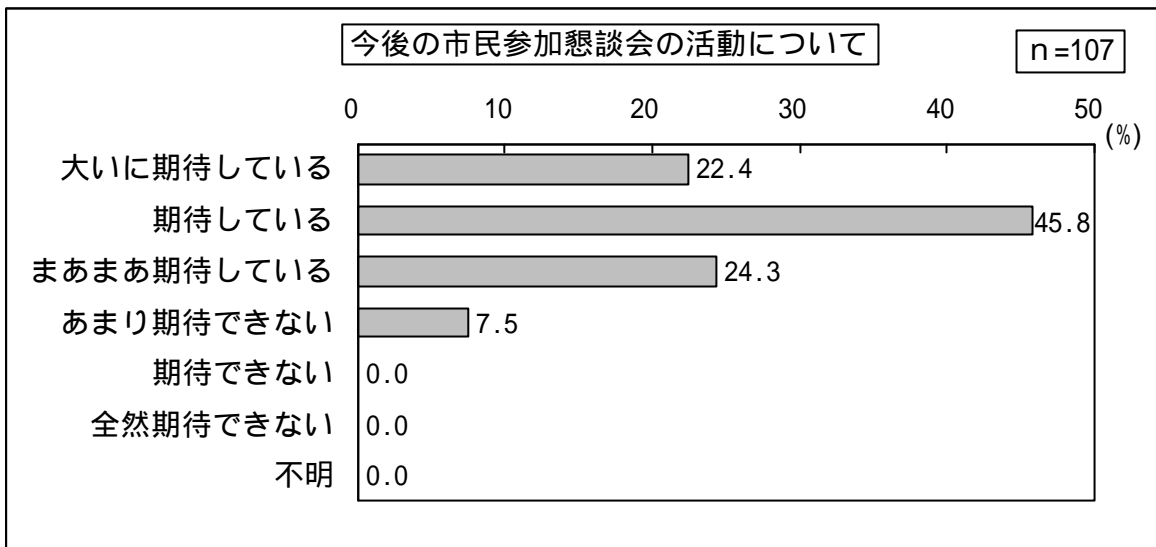
1. 本日の「市民参加懇談会 in 東京」の内容、雰囲気について、あなたのお考えに最も近いものの番号に 印をお付けください。



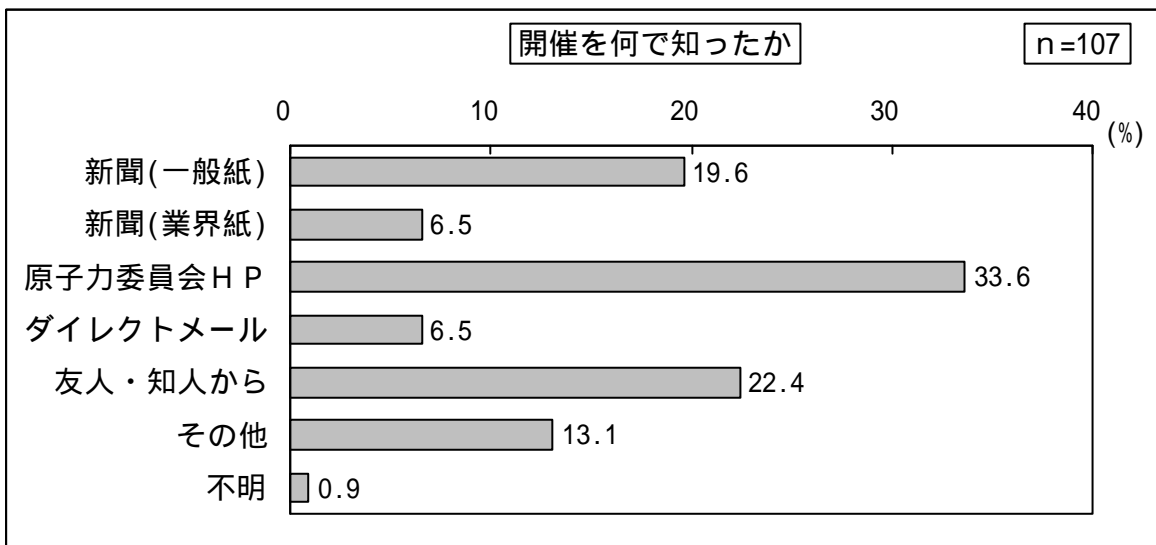
2. 本日の「市民参加懇談会 in 東京」の開催時間(4時間)について、あなたのお考えに最も近いものの番号に 印をおつけ下さい。



3. 今後の市民参加懇談会の活動について、あなたはどのように思われますか。あなたのお考えに最も近いものの番号に 印をお付けください。



4. 本日の「市民参加懇談会 in 東京」の開催を何でお知りになりましたか。



5. 本日の「市民参加懇談会 in 東京」で、あなたにとって興味深かった意見や事項、その他お気づきの点などがあればお書きください。

東電問題に関する本音の話が聴け、質問と回答も当を得たものが多く非常によかった。同じような懇談会を、次は新潟県・福島県あるいは福井県で開催したらよいのではないかと。(県庁所在地がよい) 40～50代・男性

原子力への信頼回復のため何をすべきか考えたい。 40～50代・男性

もっと話が聞きたかった。この場に嘘はなく気持ちの良いものでした。 40～50代

本来のテーマであった「知りたい情報は…」から少し離れてしまったことが残念だった。

20～30代・女性

内部告発は人としての良心の問題であり告発する前に企業内部でどう止めるのか努力の後である。 60代以上・男性

- ・田岡氏の発言は例えが飛躍しすぎていると感じた。
- ・マスコミの方は変な正義感をかざして、当事者を叩くだけで無責任だと思った。
- ・清水さんのご発言は生活者としてごもっともで、冷静に受け止められました。
- ・住田先生や東電技術者の話は、専門家間での話のように聞こえ一般市民が聞くには少々乱暴で難しい。
- ・保安院は言い訳、釈明の為に座っていて、国民の意見を聞く姿勢には見えなかった。
- ・それぞれが(国民が)、それぞれの立場でエネルギー・原子力を考える土壌がもっと欲しいですね。(一部の人の議論だけでなく) 20～30代・女性

原子力問題をテーマとして「市民参加」という政策決定の方式の可能性について考えようとしているものです。その目でみていました。最後の木元さんのお話に又強い印象を受けました。引き続き本懇談会のご活動を注視していきたいと思います。市民を交えて会場での会話の仕方が難しいだろうなと思います。自分も含めて、ルールを逸脱しない努力と上手く話せない人の意見をじっと聞く寛容さが必要なのだろうかなと思いました。それがこれからのkeyコミュニケーションかなと思います。 20～30代・大学生

「うそをついた、うそを重ねた者からは、何を言われても信用・安心出来ない」との意見。信用・信頼回復の手順が世の中にあると、皆そのプロセス上を進んでいく筈とまず安心があるのではないのでしょうか。

情報量の多さを競って一般の人に働きかける事も大事だが、タイミングと要点についての工夫がいるでしょう。 40～50代

2部構成はよかった。特に第2部の時間が十分とれたのは画期的。 60代以上・男性

TEPCOの今回の事件に端を発し、TEPCOに裏切られた思いが強いが市民の声をTEPCO・保安院と共に話し合える有意義な時間でした。安全とコストの問題をもう少し議論して欲しかった。 40～50代

東電の説明に、なっとくできるものがあつた。(わかりやすかつた)

電気のありがたさを再度考えることにしようと思った。 20～30代・女性

「消費地」のエネルギーに対する「意見」のなさは、純粋に意識の低さを示している。

もっと関心を消費者が高めていくべきだ。 20～30代

現場で働く人の意見はどうなんでしょう。 20～30代・女性

前回の市民懇よりとても良かった。本音トークを聞く事ができた。答える立場のコアメンバー・東電・保安院の対応がしっかりしていた。今後も期待している。 20～30代

健康診断ばかりしていて、それで終わりじゃないでしょう。一生ケガも病気もしない人はいません。その時のことに対する考え、対策が聞けないのが残念でした。 40～50代

どこまで情報が届いたか。司会の方はハンドルをしっかり持っていたが、ある人は難しいもので、そのものの議論になる。仕方がない。 60代以上・男性

消費地は生産地の状況をもっと知ってほしい。十分納得出来ていれば、事故で死ぬのもやむを得ない。 60代以上

悪者をいじめるのではなく、育てる雰囲気が生じることに期待しています。(いじめるのは易

しく、育てるのは難しい) 60代以上・男性

内容はきちんと市民に伝えたい方がいいんじゃないですか。内輪うけで終わらないで欲しい。 20~30代・女性

維持基準は軽々しく作らないで欲しい。安易な見切りが重大事故のひきがねになってはならない。 20~30代・女性

社会正義をあらゆる面で発揮すれば良い。 40~50代・男性

消費者としての電力の受け手の義務も考える時に来たと強く感じています。 60代以上・女性

もっと様々なテーマで数多く開催すべき。 40~50代・男性

電力を湯水のように使わない論。これも電力で得ているが...。 60代以上

もっと過激な雰囲気かと思ったが、予想に反して冷静な議論が展開されてよかったと思う。

40~50代・男性

もっと反対意見の方に参加してもらってはどうか。 40~50代

もっとテーマをしぼって議論をするべき。 20~30代・男性

久しぶりに本音の話が聞けてよかったと思っている。(具体的な) 60代以上・男性

一般主婦としては専門用語がわかりずらかったです。しかし、出席しないよりは、出席して少しは以前より解ってきたかなと思います。 60代以上・女性

東電の人の説明がわかりやすかった。 40~50代・女性

若干、専門用語が多かったと思う。自主点検・P A・電気事業法等。行政の態度について、自分達に問題ないというような感じがして、腹立たしく感じた。 20~30代・女性

今回参加されている片山正一郎氏は、ディスカッションの質問に答える段階で、責任回避と保身を計っている様にしか聞こえない言い逃れを述べられて、今日の懇談会のざっくりばらんな、という雰囲気になじまない方が参加されていると思いました。(自分の立場だけでなく、一市民の目ももてるといいですね。)今日は質疑応答の日ではなく懇談会なので、みんなと思っていること、感じていることを共有して何が必要なのかを探るのが目的だろうと思います。司会の碧海さんが途中で女性の話が聞きたいといったところはとても的を得ていてよかったと思う。「たてまえ」はいりません、わかりやすく素直に表現してくれれば...。 40~50代

田岡氏の情報公開に対する意見。 40~50代・男性

今回の不正問題のポイントは、なぜ起こったか。背景は何かであって、それがそのまま情報は届いているかでは、ピンボケの感じがする。 40~50代・男性

消費地域、立地地域それぞれの方のとらえ方が大きく違っている点が興味深かった。 20~30代

だから今後はこのようにすればよいと言うような、建設的な発言も聴きたかった。福島県知事と国との温度差が大きい。もっと近づいて建設的な話し合いを望みます。 60代以上・男性

エネルギーの必要性に関する議論が少なかった。将来への対応や環境についてもっと議論すべきであったと思う。 60代以上・男性

前回の懇談会は非常に良かったです、今回はだいぶ良いものになったと思います。

原子力コミュニティがあるという話がありましたが、現場の責任者にとってはコストの



観点から、原発を止められないという追い詰められた意識もあったと思います。 40～50代

大変このたびの懇談会は良い。これから機会を増やして欲しいと思います。 40～50代

東電不正問題のような（人間性の弱みが入るような）事柄に対する安全対策。 40～50代・男性

- ・ 柏崎や福島の人達の気持ちは切実で、これになんとかして答えるよう政府・東電は精一杯努力して欲しい。

- ・ 2人目の質問（マスコミの責任）に対して、「無視」という言葉を発した田岡氏の態度は許せない。

- ・ 東電のほとんどの社員の人はまじめに働いていると思う。信頼を回復することができるように頑張ってもらいたい。

- ・ 保安院片山氏の答弁は、質問の意図に答えていない。 20～30代

「シュラウドの問題が詐欺罪でPCVL/Tが殺人罪…」と知っているが、東電の処分される人が自殺しなければいいんだけど。 40～50代

一般の方々がエネルギー問題に真剣に取り組む、理解しようとしている姿が印象的であった。

60代以上・男性

もう少し一般の人の感情的意見だけでなく、一般の方に木元さんのおっしゃったように「で、どんな情報が欲しかったの？ひび割れの事を正直にきいたらもっと不安になるでしょ？」のつつこみを司会の方にしてほしいです。教育が悪い！の話だけをされる方が多かったので、そこはハンドリングしてほしいです。 20～30代・男性

維持基準が早く作られるべき。そして毎年悪い所を訂正（修正）すべき。対応が遅過ぎる。国・大学はいつも対応が遅い、遅過ぎる。名前を言わねばならないと言われると、意見は言えない。これを熟考下さい。 40～50代・男性

原子力に関する件で情報をどう吸い上げるか。特に原子力の件は大きな問題になる事でもあるので、本当にどこまで情報公開ができるかが問題である。まだまだ不安がある。 40～50代・男性

「独占企業」「大企業」の「おごり」が如実に表れたのが「東電事件」。食肉事件も正にそれ。「情報公開」大切。 60代以上・男性

パネラーの発言・マスコミの人の意見。 40～50代・男性

意見を言えば良かったと思いました。（少々言いつらい雰囲気ではあったのですが）そんな気持ちの方はたくさんいらしたと思います。こんな機会をもっとフランクにたくさんやっていただければ、自然にそうなると思います。 20～30代・女性

もっと一般の方の意見を述べる時間（第2部）をとった方がいいと思います。 20～30代・男性

複数の場所でこのような懇談会を開催してほしい。消費者が気軽に大切なことを発言できる場を増やして欲しい。積極的なPR。 20～30代・女性

電力の出来るまで...を小学校くらいから教えるということは大切だと思いますが、同時に原子力についての正しい知識も教えるようにしたらよいと思います。原子力に対する過剰な怖れを持たないように。原子力発電は必要だと思います。 40～50代

足りないことはあっても、このような試みが多過ぎるということで、批判されることはないと思います。論点やそれに対する議論も真摯なものであり大変満足しました。 20～30代

よく発言をとりあげて進行でき良かった。 60代以上・男性

第2部でコアメンバー・パネリストの話が長すぎる。市民の話をもっと聞くべき。保安院の説明が良く解らなかった。 20～30代・男性

早口で解りづらいところがあった。 20～30代・男性

タイトルの内容が少ないのでは？ 20～30代・男性

吉岡先生の発展的な御意見に感動しました。 40～50代・女性

論点を絞った方がよかった。結果は広がり過ぎて消化不良ぎみであった。 20～30代・男性

消費地域における人間の理解を更に深める必要がある。 40～50代・男性

次回もあれば参加したい。資料を電子データで欲しい。 20～30代・男性

東京電力の企業体制批判だけでなく、人間の心の本質な原因にもふれてほしかった。 40～50代

C/V不正事件の根本原因。パネラーの人数がやや多い。 40～50代・男性

第2部の司会は良くない。意見をもう少し上手くまとめていただきたい。(大変だとは思いますが) 20～30代・女性

・パネラーの選定に一考を望みます。今回のパネラーの1人はやや過激な意見を大きな声で、比較的長時間述べられる事が多かったように思う。反面教師の意見としては参考となりますが、懇談会の話題の中心が懇談会本来の主旨目的からズレる事を恐れます。

・住田先生の話、柏崎に住んでいた人の話、東電の副社長の話等々直接話を聞いて大変参考になりました。 60代以上・男性

田岡氏の説明が解り易く良かった。 40～50代

新潟出身です。イベント中には出ませんでした。東電の謝罪会見のタイミングについて。一部のTV番組でふれていたが、翌日の新聞の一面が小泉の訪朝になるのを見越して会見をしたのは信じられない。日本企業の倫理観造りをリードする企業のすることではない。結局、企業の体質が変わってないのではないかと信じられる訳がない。それと新聞の謝罪広告に「以降の報告はHPで」みたいなくだりがあったが、今の日本のPC環境の普及のレベルを知っているのか？まして立地はローカルだし、情報の届き方は知っている。もっとたくさんの方が触れられるマスメディアを使って、企業の言葉で随時報告すべき。 20～30代・男性

格納容器漏えい率検査の偽装がシュラウドのキズ事件より重大な問題である事が理解出来、参考となった。木元委員をはじめ、市民参加懇談会メンバーが一生懸命に努力して情報公開又は、市民との交流を計っているように思う。 60代以上・男性

原子力保安院、東京電力が参加してまじめに対応していただいたのがすごく良かった。このような機会が多くあれば良いと思います。 20～30代

マスコミ報道の問題点(北朝鮮の件など)を指摘されたときの田岡氏の「無視」発言など、メンバーとして不適切だ。もっとマスコミ問題など田岡氏は真摯に考えて欲しい。 20～30代・男性

一般の方はかなりイメージ先行という感じをうけた。 20～30代・男性

パネリストに一般市民からの応募者（公募者）を参加させて頂きたい。正に市民参加の懇談会になる。（会場参加者とは違った運びとなる）。保安院の答弁は国会答弁スタイルで、本質をすり替えた内容。けしからん。本懇談会の主旨とかい離が大きく残念。（市民の目線にそった対応を） 60代以上・男性

田岡パネリストへ冷静で客観的な解決策と説明を行うように、やや発言に問題あり。

国と企業の協調体制確立を希望。 40～50代・男性

本当に一般的な市民との対話が出来する方法を考えて欲しい。もっと問題点をフォーカス、整理する図を用意して欲しかった。 20～30代・男性

前回（7/24）に参加した時には、こんな関係者ばかり集まっている懇談会では仕方ないと思ったが、今回は問題も絞られており面白かった。ただし、やはり一般の人（例えば学生）に来てもらう工夫が必要と思う。 40～50代・男性

安心を回復するには、原子力関係者が何をすべきかについて、もう少し討論してほしかった。柏崎や福島の人の意見にもあったようにそれが地域の大事な事だと思うので。 40～50代

テーマが懇談会に不向きだった気がします。需給が厳しい状況の中、都民の考えを聞いてみたかったです。 20～30代・男性

発電県への配慮がほとんど見られなかったのは残念。 40～50代・男性

住田さんの技術的にみた今回の話、出演者多様性で良かったと思うが、原子力そのものにもっと言及してもよかった。 20～30代・男性

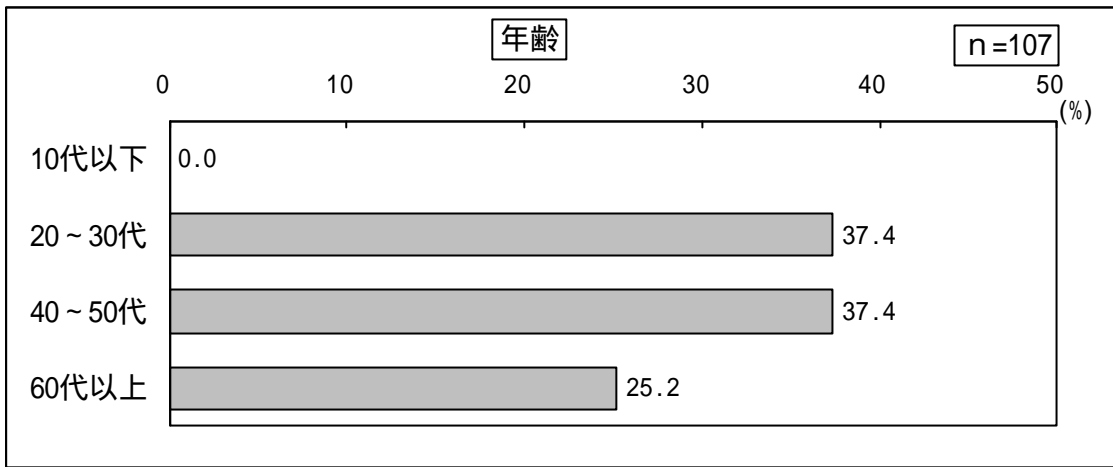
パネリストに研究専門部門に併せ現物実務部門の人を交え討論すればなお判り易いのではないか。 60代以上・男性

（社）日本技術士会が“科学技術者の倫理”を出版しています。同会は昨年定款を修正し公益を最優先することになっています。 60代以上・男性

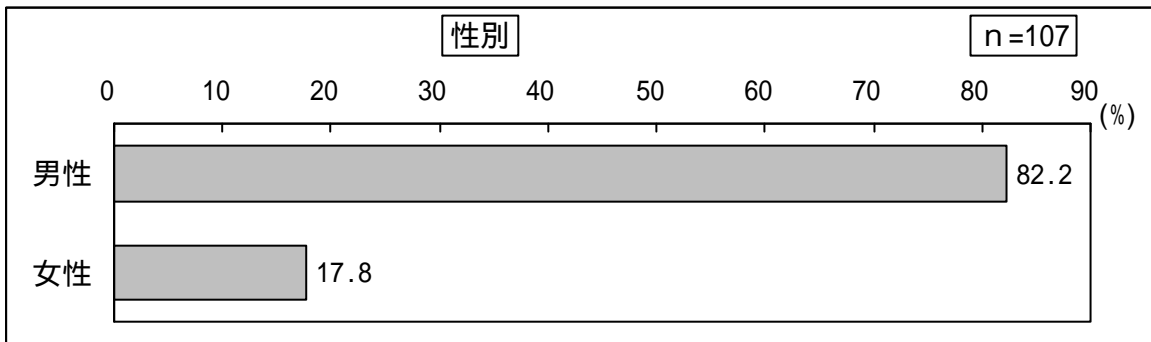
需給の話に展開しなかったが、電力自由化で旧来の電力会社に自由競争をおしつけて、一方で維持基準を決めず、問題は全て電力会社に持たせる国の経産省の責任は大きい。やはり、原子力は国策で進めるべきではないか。 60代以上

6. 差し支えなければ、お答えください。

(1) 年齢



(2) 性別



## 「市民参加懇談会 in 東京」(第2回) 第1部 議事録

日時：平成14年11月19日(火) 13:00～14:50

場所：東京ウィメンズプラザホール

【事務局】 本日は、市民参加懇談会 in 東京にお越しいただき、まことにありがとうございます。間もなく開会いたしますので、お席に着いてお待ちください。開会に先立ちまして、いくつか注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにお切り替えのうえ、通話をご遠慮ください。会場内は禁煙とさせていただきます。開会から第1部終了、途中休憩までの2時間、休憩はございません。途中、お手洗いや等でお席をお立ちになる場合は、他の参加者のご迷惑にならないよう、ご注意ください。なお、お手洗いは入り口を出て右手にあります。

第2部は、会場の皆様からご意見を伺う時間をお取りしますので、司会の合図があるまで、ご発言はご遠慮ください。議事進行の妨げとなる発言や行為が認められた場合は、司会の判断により、ご退席をお願いすることがあります。本日の市民参加懇談会 in 東京は、公開の下で開催いたしますので、参加者の皆様のほか、報道関係者の方々にもお越しいただいております。会場内に記録用のカメラを設置しておりますが、記録の妨げとならないよう、よろしくご配慮をお願いいたします。その他、何かご用がございましたら、お近くの係員までお申し付けください。

それでは、今日ご参加の方々にご入場いただきます。まず、パネリストの方々を紹介いたします。主婦連合会副会長、清水鳩子さん。大阪大学名誉教授、住田健二さん。「A E R A」シニアスタッフライター、田岡俊次さん。次に、原子力委員会市民参加懇談会コメンターをご紹介します。本日、第1部の司会をしていただく科学ジャーナリスト、中村浩美さん。第2部の司会をしていただく消費生活アドバイザー、碧海西葵さん。同じく第2部の司会をしていただく生活情報評論家、井上チイ子さん。WIN - Japan 会長、小川順子さん。九州大学大学院比較社会文化研究院教授、吉岡齊さん。なお、構想日本代表、加藤秀樹さんは、別の会に出席のため、急きょ出席できなくなりました。

また、本日は経済産業省、東京電力株式会社からもお越しいただいております。経済産業省、原子力安全・保安院審議官、片山正一郎さん。原子力安全調整官、杉浦好之さん。東京電力株式会社原子力管理部長、大出厚さん。なお、取締役副社長、榎本晃章さんは、少し遅れてお見えになる予定でございます。最後に、市民参加懇談会、主任原子力委員である木元教子さん。これより先は、木元教子主任原子力委員、よろしく申し上げます。

【木元原子力委員】 本日はお越しいただきまして、まことにありがとうございました。この場所がちょっと分かりにくいらしくて、お問い合わせがあったりして、お迷いになった方もいらっしゃるかと思います。申し訳ございませんでした。遅れてお見えになる方がおいでになるとお思いますので、お入りになり次第、できるだけ前のほうに詰めていただきたいと考えております。

皆様のお手元に配布させていただきました袋の中に入った資料がございます。その中

に、いろいろ書いてあるものもあるのですが、この私どもの市民参加懇談会はどのようにできたのかという経緯も、二つ目か三つ目に市民参加懇談会の活動についてと書いてございますので、お読みいただければありがたいと思います。政策ありきとか、原子力ありきとか、そういうことだけではなくて、それを説明することの前に、まず市民の方のご意見を伺って、エネルギー政策、原子力政策というものをもう1回、私たちの目で考えようというお声を吸い上げまして、政策プロセスの中にそれを反映していこうという気持ちがございます。

それでこの市民参加懇談会を立ち上げて、国民社会との関係を重視するとか、あるいは国民からの信頼という言葉があるならば、それをどうやって勝ち取るか。あるいは立地地域がありましたら、共生を大前提にしようとか、そういうことをいろいろと踏まえながら、考えております。

今日は、コアメンバーが半分ぐらい出席なのですが、コアメンバー会議を開いておまして、私どもが、どうやって市民参加懇談会を継続していくかということの一つに、今度、東電の問題がございました。これを契機に、私たちの情報をどうやって取った？ それは確かだった？ それどういうふうに取り取った？ じゃあ、それをどういうふうにして今度私たちが反映させていく？ という話のできたので、これを公に、皆さんと一緒に考えようじゃないかということで、今日は「知りたい情報は届いているのか - 東京電力の不正記載を契機として」というテーマで、この市民参加懇談会 in 東京を開かせていただくことになりましたので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

黄色いチラシの次に入っております「東京電力株式会社の点検作業不正記載について」座長報告と一応書かせていただきました。つまり、いろいろな経緯を知らないで、ものを言っても、しょうがないじゃないかと。簡単に、時系列的にどういうことから始まって、どんなことがあったのかということ、と一緒に検証してまいりたいと思います。約12、3分掛かるとは思いますが、お付き合いください。

まず、これまでの主な経緯ですが、平成12年、つまり2000年7月3日に通商産業省に対して、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機で、1989年、つまり平成元年に実施された点検作業報告書について、アメリカに在住しているゼネラルエレクトリック社の作業関係の方から、この1号機の蒸気乾燥機に、取り替えが必要なほどのひび割れが、6個所で発見されたこと等を記載していない検査報告書にサインをさせられた。このような第一の申告が到着しました。

この申告に基づいて、通商産業省では7月4日、東京電力に対して調査を依頼しました。7月5日以降、東京電力から書面による回答等、両者は断続的に折衝しております。また通商産業省は発電所に出向いて記録確認と、現物確認を実施いたしました。そういうことを経緯して、4ヵ月後の12年11月13日、通商産業省に対して同じ申告者から、アメリカ在住の方から、福島第一原子力発電所で1994年、平成6年定期検査のときに、故意にレンチを炉心シュラウド、有名になりましたが、そのシュラウドの下部のところに置いたことを理由にして、GE社の技術者が解雇されたことを知っているのかという、第2の申告が到達しました。

前のときには、名前を明らかにしないで欲しいというご要望があったようですが、この時点で、申告なさった方は、関係者の方に、自分の身元を明らかにしてよいと表明をなさいました。8月の時点では、身分を明かすことは望まないとおっしゃっていました。13年、年が明けて1月6日、省庁の再編成がございました。通商産業省は経済産業省へ、また原子力安全・保安院が設立もされました。当時の通商産業省の資源エネルギー庁、公益事業部、原子力発電安全管理課が担当しておりました、前述の2件の申告に関する業務は、原子力安全・保安院の原子力保安管理課に引き継がれました。今日、お二人お見えになっていらっしゃいます。

それから申告の内容の詳細把握ならびに東京電力への事実確認等、継続してこの間、実施しております。次は10月11日となっておりますが、この間に7回ほど協議その他、確認を行っております。10月11日に原子力安全・保安院は審議の結果、GE社への調査依頼を決定いたしました。そして翌14年3月19日、原子力安全・保安院それから東京電力、GE社の間で断続的に折衝が重ねられまして、GE社が原子力安全・保安院に対して、蒸気乾燥機以外にも検査報告書の一部改ざんが行われていた疑いがあることを情報提供しました。

5月22日、東京電力はGE社から申告に係る案件、2件ございました。前述のです。それ以外の問題が24件あることの説明を受けて、事実関係調査のため、社内調査委員会の設置を決定しました。その後、東京電力とかGE社とか、詳細説明の要請を行ったりして、審議を重ねて、報告等を含めて8回ほどおやりになっているようです。それで8月29日、原子力安全・保安院および東京電力は、1980年代後半から90年代にかけて行われた、これは定期ではなくて、自主点検作業記録等に虚偽の記載等が行われた可能性が29件ありました。これまで調査を行ってきております。併せてこれらの事案の対象となる使用中の機器は、直ちに安全性に重大な影響を与える可能性は無いことを、ここの時点で発表しております。

以降、原子力安全・保安院は東京電力の原子力発電所ほかに立ち入り検査の実施をしました。それから原子力事業者および自主点検作業記録を請け負っている関連事業者に対しても、総点検等の指示を行いました。今年の9月2日ですが、東京電力は会長、社長、原子力担当副社長、相談役2名の辞任を公表しております。

9月13日、経済産業大臣の下に東京電力点検記録と不正の調査過程に関する評価委員会が設置され、原子力安全・保安院の調査について、調査の業務の手法とか、その結論の妥当性の評価等、検討を開始しております。これは新聞紙上でもご覧になっていらっしゃると思います。

また経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会、原子力安全・保安部会の下に、原子力安全規制法制検討小委員会が設置され、これらの不正行為の背景を検証いたします。そして再発防止のための法制度等の検討を開始しております。

9月17日、東京電力は調査結果をまとめるとともに、原子力関係者35名の処分を公表しました。9月20日、東北電力、東京電力、中部電力は自主点検において再循環系配管にひび割れが発見されていたこと。また25日には、日本原子力発電はシュラウ

ドにひび割れの兆候が発見されていたことを公表しております。27日、経済産業省は原子力安全・保安院長ほか、関係者6名の処分を公表しました。同じく27日、経済産業大臣の下に設置された調査過程評価委員会が中間報告案を公表しております。

10月1日、原子力安全・保安部会の下に設置された安全規制法制小委員会は、中間報告書案を公表しています。同日、原子力安全・保安院は東京電力から報告のあった件に加えまして、東北電力、中部電力、日本原子力発電に存在していた件を含めた中間報告を公表しました。

10月25日、東京電力において国の定期検査である格納容器漏洩率検査について不正操作が行われていたことを公表しました。つまり、これまでは自主点検のところで止まっていたのですが、今度は定期検査のところで出たというのが10月25日の時点の事案です。ここにも書いていますが、当該事案は自主点検の不正記載と性格の異なるものなので、別添により紹介ということで、これはこのペーパーの5ページに別添として付けています。後で説明させていただきます。

それで、いろいろ調査を行いました。経済産業省および東京電力の調査の概要というのが3ページです。まず、東京電力による原子力発電所の点検・補修作業に係るGE社指摘事項に関する調査結果。とあります。GE社から指摘を受けた29件について、どうだったか。事実隠しや記録の修正等の不適切な点が認められたものが16件。不適切な点が認められなかったもの、13件。いずれの機器についても、当時の時点において安全性に問題無いことは確認されていた。

不適切な取扱いが行われた動機、背景。点検・補修に関わる社員にとっては、スケジュールどおりに定期点検を終わらせて、送電線に電気を送り出す、このことが最大の関心事であり、そのことに強い責任を感じていた。原子力部門の幹部にも、同様の意識が強かった。こうしたことにより、保修部門全体に安全性に問題が無ければ、国へのトラブル報告はできるだけ行いたくないとの心理が醸成されていった。

また、この心理に引きずられ、信頼関係を大事にしなくてはならない地元自治体への情報提供についてすら、消極的な姿勢を取ることになってしまった。こういった心理に、安全性に問題が無ければ、報告しなくてもよいのではないかという誤った考えが加わり、不適切な取扱いが実行されることになった。このように概要報告がされています。

それから再発防止対策ですが、項目だけを申し上げます。まず、情報公開と透明性の確保。次に業務の的確な遂行に向けた環境整備。それから原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革。それから企業倫理の徹底。今のは東京電力でしたが、2として挙げられているのが、原子力安全・保安院による原子力発電所における自主点検作業における自主点検作業記録不正等に関する調査結果です。

不実記載等の29件の不正の疑い。技術基準、維持義務や記録保存義務が遵守されていなかった可能性、6件。国の指導に基づく報告を怠ったり、事実に反する報告を行った可能性、5件。自主点検のあり方としては適切と言えない、5件。問題点は見いだせなかった、13件。

として、29件以外に報告された東北電力、東京電力、中部電力および日本原子力



発電の事案ですが、これは記録の不実記載等は見当たらず、安全評価や必要な手続きは行われていた。しかし一部の発電所では、定期検査での要求水準以上の検出能力を有する検査手法を用いた結果としてあります。決められた検査方法があるようなのですが、それを超えて、もっと技術的にレベルの高いもの、要求水準以上の検出能力を有する検査手法を用いた結果として、ひび割れが検出されたものがある。通常的手法では検出されないけれども、技術的にレベルの高い検査だと出てしまう。こういうものがあった。こうした情報については、やはり国に報告することが望ましかった。こう書かれています。

それから今度は経済産業省による評価委員会の評価です。これは9月27日に出了ましたが、東京電力が行った原子力発電の自主点検記録の不正に関して、保安院が実施した調査です。1、評価結果。早い段階で申告者や、その関係者への直接接触を行わなかったことは問題である。次に、より早い段階で東京電力に対して法律に基づく報告聴取を行うべきであった。東京電力に対し、氏名に関する情報等、調査に必ずしも必要でない情報のみならず、個人のプライバシーに関する情報を示したことは、極めて不適切であった。東京電力に、かくかくしかじか自分はそういう人間であるということを言った人から来たよということを知らせてしまったというのは、新聞にも載りましたので、ご存じだと思いますが、そのことを指摘しています。

調査のほとんど進んでいない期間について、申告者を直接訪問したり、東京電力に対し調査回答を強く督促するべき等、積極的な対応をすべきであった。それから、より早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢があったかどうか、これは疑問であるとしております。

改善策として、原子力安全・保安院が行う調査を、監査、監督等をする外部有識者よりなる申告調査委員会を立ち上げ、以上に挙げた課題について、ルールの策定等に取り組むといたしました。

四つ目が、経済産業省の総合エネルギー調査会の保安部会、原子力安全規制法制検討小委員会における検討です。再発防止策。これもここに書いてありますが、自主点検ルール。これもルールがあまり明確でなかったものですから、はっきり打ち出して、内容は自主点検の実施と記録保存の義務付け。これは全部、義務付けられておりませんでした。自主点検しろという義務もありませんでした。それを完全に義務付けて、国が実施体制等を審査する。設備の健全性評価の義務付けと評価基準の明確化。健全性評価というのは良い言葉だと思いますけれども、要はちょっと亀裂があったりなんかしても、それは許容範囲があるだろうと。だから欠陥があっても、これならば安全運転できる、健全性は保たれるという評価の意味です。

組織的な不正行為に対する罰則の強化。事業者の安全確保活動における品質保証体制の確立の義務化。申告制度の運用改善。地域住民と国民への説明責任の確実な遂行。これは軽微の事象に係る情報の公開、共有化ということで、どんなことでもやはり公開して欲しいということです。共有化をする。つまり被害情報も共有化して考える体制をつくらうということではないかと思います。それから原子力安全規制行政の体

制の充実。

それから今度は経済産業省による東京電力に対する行政措置が出ました。経済産業省にとって、東京電力において品質保証システムが適正に機能していなかったこと。とりわけ全社的なチェック、監視体制が十分機能していなかったことを重く受け止め、10月1日、東京電力に対して厳重注意を行うとともに、特別な保安検査の実施。定期検査のときに厳格な実施等の行政措置を講ずることを指示しました。

そこで別添になるわけですが、これは定期検査の対象になっておりました格納容器漏洩率検査の偽装です。これもご存じだと思うので、上のところだけ読ませていただきます。「福島第一原子力発電所第1号機において、第15回、」これは平成3年です。それから「第16回、」平成4年です。「この定期検査期間中に行われた格納容器の漏洩率検査に際して、不正な圧縮空気の格納容器内への注入等が行われた結果、検査が適正に行われなかったことが、東京電力からの報告により明らかになった」。異常が起きたのではなくて、適正な数値が出てこなかったのです。そういうことに対する説明です。

「東京電力の報告によれば、二つのこの定期検査の期間中に行われた格納容器漏洩率試験において、漏洩率を低く見せかけるため、漏洩率測定中に圧縮空気を格納容器に注入し、さらに平成4年の第16回定期検査中の漏洩率検査に際しては、漏洩が検知された弁について、検査要領書で定められた方法によらない方法で弁の閉鎖を行ったため、両定期検査において、正確な漏洩率が確認できない状態で検査を行ったことは事実であったとのことである。ただし、不正操作の具体的な方法等については、まだ判明に至っておらず、引き続き調査を進め、今後判明し次第、原子力安全・保安院に対し追加報告を行うとのことであった。」

これは少しずつ、新聞にも昨日、一昨日も出ておりましたので、また縷々発表されるのではないかと思います。「原子力安全・保安院では、両定期検査における格納容器漏洩率試験中に行われた不正操作について、日立製作所からも、これに関与したことを認める旨の情報提供を受けている」とのことです。原子力安全・保安院による事案の評価ですが、これは原子炉等規制法違反に当たるということです。それから電気事業法の違反でもあるのですが、これは時効が3年であるために、今回明らかになった事案については時効が成立しているといいたしました。

それから今度は、経済産業省による東京電力に対する行政処分なのですが、原子炉等規制法に違反するもので、行政処分の対象であると。それから放射性物資の放出等、環境への影響は無かったが、原子炉の安全機能上、極めて重要な部分において意図的な偽装が行われるという前例の無いものであり、加えて国の定期検査を妨害したもので、極めて悪質であるとししました。したがって東京電力の福島第一原子力発電所第1号機は、1年間の原子炉運転停止処分を実施するとしました。

日立製作所については、原子炉等規制法および電気事業法上の対象では無いが、これらの行為に関与したことを踏まえ、再発防止策の早急な検討の指示等の措置を講ずる予定であるということです。

東京電力福島第一原子力発電所第1号機の格納容器漏洩率の再確認。それから東京電

力その他の原子炉についての対応。これは厳格な検査の実施をする。それから東京電力以外の電力会社に対する対応。総点検の追加指示もしました。それから原子力安全・保安院による再発防止策。これは不正を行った場合の罰則の強化。厳正な定期検査への体制整備を行う。いろいろ書いていますが、抜き打ち検査もあります。検査官を要所に配置するということがあります。

最後に、私どもは原子力委員会で、両輪として原子力安全委員会があるわけですが、その原子力安全委員会による、経済産業省への原子力安全の信頼の回復に関する勧告が出ました。経済産業省に対し、原子力安全委員会は、原子力委員会および原子力安全委員会設置法に基づき、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を実施。これは10月29日です。内容は省きますが、こういう勧告が出ておりましたので、お読みいただいたと思います。委員会発足以来、この勧告は初めての出来事でございます。

ざっとお話しさせていただきました。保安院からも今日、お二人おみえになっているのですが、落ち度はございませんでしょうか。だいたいそんなところでしょうか。

【片山正一郎氏】 原子力安全・保安院の審議官をしております片山でございます。ただいまのご説明に、特段付け加えるべき点は無いと考えております。

【木元原子力委員】 後で質問が出ました場合に、またお答えいただければと思います。あるいは何かございましたら、お手をお上げいただければと思います。よろしく願いいたします。それから東京電力の榊本さんは間もなくいらっしゃるということです。今までお聞きになっていた、この時系列的な報告について、いかがでございましょうか。これでよろしゅうございますか。

【片山正一郎氏】 ただいまの報告で問題ございません。

【木元原子力委員】 この件についてのご質問は、2部のほうでもさせていただきますし、また1部の中で、どうしても必要な場合には、またこれを取り上げてご質問なりお答えをいただくことになると思います。それでは第1部、始めていただきます。中村さん、お願いいたします。

【中村委員】 第一部の司会を担当させていただきます中村浩美です。よろしくお願いいたします。今回の東京電力の不正記載等については、いま木元さんのほうからご報告があった経緯をたどってまいりました。皆さん、すでにご存じかもしれませんが、これを念頭に置いていただいて、今日の市民参加懇談会を進めてまいりたいと思います。保安院なり東京電力さんなりに対する具体的なご質問等もあろうかと思いますが、第2部のほうで、会場の皆さんが主役の場面を設定しておりますので、そちらのほうで、ご発言、ご質問をいただきたいと思っております。

第1部は、どのように進めるかと申しますと、今日は、パネリストとしてご登壇していただいておりますお三方に、今回の件についてのご意見をお伺いするのを、まず基本とさせていただきます。木元さんからもご説明がありましたように、市民参加懇談会コアメンバー会議は、皆様のご意見をお聞きして、我々なりに咀嚼をして、国の原子力行政にプロセスの段階からコミットメントをしていきたいという姿勢のグループでございますので、パネリストの皆さんのご発言の後、今日出席のコアメンバーからも、確認

事項とかご意見をより明確にするためのご質問等がありましたら、その時間も取りたいと思います。ただ、基本的には、第1部については、お招きしたパネリストの皆さんに、今回の件についてのご意見、それから今後の日本のエネルギー行政あるいは原子力行政に対するご意見等をお伺いできればと思っております。

今回の市民参加懇談会 in 東京は、東京電力の件を契機としていますが、私たちが必要とする情報、知りたいことは本当に届いているのかというのがメインテーマですので、この範囲内で今日はお話を進めてまいりたいと思います。

それではさっそくパネリストの皆さんにご発言いただきたいと思います。まず最初にお聞きしたいのは、今回の東京電力の不正記載については、おそらくニュースとしてお知りになったのが最初かと思いますが、第一報はどのような手段でお受け取りになったのか。その内容とは、どういうもので、それについてどのようにお感じになったのか。あるいは一人の市民として、それに対して何かアクションを起こすとか、積極的な行動をお受け取りになったのか。そのあたりも含めて、まず、今回の件のスタートの時点ですね。我々が知ったのは、おそらく8月末の時点で、皆さんおそらく共通していると思います。その時点の皆様のお受け取り方と、どのような内容であったか。このあたりからお伺いしていきたいと思います。まずは清水さん、いかがでしょうか。

【清水鳩子氏】 主婦連合会の清水でございます。第一報はどのように入手したかというお尋ねですが、私は新聞、テレビのニュースだと思えます。日を追いますと、社説とか「論壇」とか、いろいろなところで丁寧な解説記事が出るようになりましたが、まず最初はやはりニュース。新聞で言えば社会面から入手したと思えます。

そのときに得た情報はどんなものかというお尋ねですが、しばらくしてから、いつの段階ですか、東京電力の、お詫び広告と言うのでしょうか、全面広告が出たのです。あれは非常に丁寧な言葉で、順序立てて、一般読者に対して情報を提供されていたのですが、私はあの新聞とかテレビのニュースで事件を知った段階では、新聞の全面広告と同じように、やはりあくまでも広報の一環という感じで、私たちに対する情報公開、情報開示というレベルでは受け止められなかったのです。やはりあくまでも広報の一環として受け止めたのです。

情報の入手の仕方について、もう少し私たち自身も考えなければいけないし、送り手側ももう少し工夫しなければいけないポイントだろうと思います。広報の一環としか受け取らなかった理由ですが、私たちは、誰が、いつ、どこで、どうしてこんなことをしたのかという核心が一番知りたかったのですが、中間報告もそうでしたけれども、新聞の記事とかテレビの報道を見る限りでは、私たちが一番知りたい、誰が、いつ、どこでという説明はなかなか得られなかったのです。

いま木元さんのご説明を伺っていて、なるほどこういう丁寧な順序立てたアクションが、いろいろな分野からあったのだということも、いま初めて頭が整理されて分かった程度でございます。それからお尋ねは、その後どのような行動を起こしたかということですか。

【中村委員】 それをお受け取りになって、何か具体的に、例えば経済産業省のホームペ

ージにアクセスしてみるとか、東京電力さんに電話を掛けてみるとか、ホームページをご覧になるとか、積極的な行動は何かされましたか。

【清水鳩子氏】 私どもは、毎週水曜日に会合を持っております。そこで主婦連としてどうするか。主婦連からは、エネルギー調査会に委員も出ておりますので、委員として何をしなければいけないか。委員は私たちに対してどういう責任があるのかというような議論が出ました。話し合った結果、9月30日に「原子力発電不祥事に関する申し入れ」を、経済産業大臣と原子力安全・保安院長宛に出しました。その段階では、インターネット等から私が情報をいくつか取って、少し理解を深める努力をいたしました。

それから主婦連合会は月刊の機関誌、「主婦連だより」を出しておりますので、そこではかなりページを割いて、申し入れの内容と、主婦連としての考え方を記事にしました。その新聞は全国の会員に購読されておりますので、かなり広い範囲で情報を伝えることができたと思います。

【中村委員】 ありがとうございます。後ほどまたお伺いします。それでは続きまして住田さん。

【住田健二氏】 大阪大学の名誉教授という肩書きでお話をさせていただきたいと思います。私はこの件については特殊なケースだったと思います。まず、私が不在の間に、いくつかの新聞社からご連絡をいただきました。用件は全然言わないで、住田先生いますかという式で、家内に設問があったようです。私が出先から電話を入れましたら、何々新聞、何々テレビからといくつかの電話があったと報告されました。何かあったなというのは、恒例でありますから直感的に分かるわけです。

夕方家に帰ってまいりましたら、ちょうどまた、ある新聞社から電話が掛かってきました。今度は逆に、こっちが取材をする立場で聞きましたら、実はシュラウドの事件について、こういうことがいま問題になっていることでした。まだ報道されていないけれども、たぶん明日の朝刊には間に合うと思うから、先生のコメントをくださいというようなお話を聞いたわけです。

私がそのときに非常に驚いたのは、そのときに聞いた所では、東京電力の福島発電所で、シュラウドに小さな傷があることが隠されていたのが分かったと。ご専門でない方に、こういうことを言うと叱られるかもしれませんが、だいたいシュラウドなんていうものは、原子炉の中にあるけれども、私にとってみれば、そんなにものすごく後生大事な思いをするような構造物だとは思っていないわけです。

要するに水の流れを仕分ける道具ですから、そんなところでひっかき傷ぐらいあったって、どうということはないでしょうというのが、私の考えです。シュラウドの小さな傷を自主点検で報告しなかったからと言って、それが告発されるようなことだろうかと大変不思議で、「えっ」という感じでした。非常に私にとっては心外だったのです。

ただ、もう一つ、そのプレスの方から言われたことは、そのときにはまだ公表されていなかったのかもしれませんが、実はこれは内部告発によるものであると。国外の方が告発された事件で、それを経済産業省が長い間止めていたことが一つ問題になっているのだという話で、そうだとすれば、新聞ダネになる意味がよく分かったと思います。

政府が、ご存じのようにJCOの事故の後で法律を変えまして、内部告発を容認するという姿勢を取ったものですから、その最初の適用ケースとして、こういうものが出てきたのだと。そのときには、実はもう会社をやめていた旧職員の方だったことを知らなかったし、東電以外の会社の人だということも、そのときはまだよく分かりませんでした。その職員の身分の問題も絡めて、内部告発の問題として、新聞社が非常に大きくそれをお考えになったというのは、なるほどと僕は理解したのです。

したがってそのときには、シュラウドなんて、ちょっとぐらいひっかき傷があったってどうということはないでしょうかと、私はぬけぬけと言ったわけです。そうしたら向こうが絶句しまして、私の前に十何人かの方に実は問い合わせをしたと。そんなことを平気で言ったのは先生だけだと。あとの方は皆、大変だ大変だとおっしゃったのにと云うのです。先生の発言をそのまま書いていいですかと言うから、いいよと。別にどうってことないでしょうということをお願いしたのが、それが一番最初でありました。

それから数日のうちにいろんな様子が分かってきました。私が次に驚いたのは、シュラウドの傷ぐらいのことで、東京電力の何代か前の社長までが辞意表明されるとは、いったい何事が起こったのかということでした。シュラウドの傷ということについては、私どもの専門家の立場で言いますと、本来、維持基準をつくるべきだという意見も、前からいぶんあったけれども、それができていなかった。したがって、適切な扱いがされていなかったというのは十分分かるのですが、はっきり言って、やるべきことだと、もっとほかにいっぱいあるわけです。ところがシュラウドの軽い傷ぐらいで社長の首が飛ぶというのは、ただ事ではない。だから全然別の問題が内在しているのではないかという感じがしました。

そうしている中に、あちこち呼ばれているいろいろな話を聞かさせられる状態になった。なぜあんなに騒ぐんですかねなんて言っていたら、そのうちにだんだん敵の姿が見えてきたわけです。シュラウドなんていうのは小さなことで、あれは表面に出た、たまたま告発されたことで、それ以外に、そろそろ本命に迫るような話が出てきた。再循環系配管のどこかに傷があったとか、それから今度は制御棒のところになにかクラックがあったとか。

それは判断によって見逃すとか、見逃さないという種類の問題ではなく、明々白々たる問題です。僕だって報告されなかったら、たぶん激怒しただろうと思うようなものが、少しずつ出てきたわけです。そうなると、それじゃあ他にもきつと何かあるんだろうねと。はっきり言って、社長さんの進退にまで及ぶような大事件だとは、最初は理解できなかったのですが、なるほどそんなものかなと思い始めた。

私は前職で原子力学会の会長をしておりましたが、私が会長の間に、倫理規定等をつくって、内部告発を容認するという姿勢を明白にしました。そんなこともあって、ちょうど9月の初めに原子力学会を、偶然福島県でやることになっておりましたから、その機会に特別なセッションをつくって、そこへ東京電力の方に来ていただいて、ストレートな話をしていただいたほうが、いいのではないかと思ったわけです。

その数日間、新聞その他にいろいろな情報が出ておりましたが、私ども専門家の立場

で言いますと、どうして大きな騒ぎになってきたのか、何がなんだかよく分からない。適切な解説がされているとは思いいくつかだったので、ぜひその点については、役所と東京電力と両方からお話を聞きたいとみんな思いましたので、わずかな時間ですが、特別セッションをつくって議論しました。

300人ぐらいの方が来られました。マスコミも大勢来られて注目されました。そこで議論した結果として、私が要約していいのかわかりませんが、私の受けた印象としては、シュラウドの傷そのものについては、要するに判断根拠を明示していないわけですから、それを申告しなかったからということで一概には叱られまい。要するに維持基準そのものを、まずつくるということを先行させるべきであったものを、我々が、かねがね気にはしていながら、つくっていなかった。その努力が不足していたと反省すべきだ。そういうものをちゃんと用意できなかったのか。

ところが正直なところを言いますと、JCOの事故のような大事故があると、役所というのは半年か1年ぐらい、機能がほとんど止まってしまって、それにかかり切りになるのです。ですから、その維持基準の件については、ご専門の方々が、早くからつくれつくれということで、ずいぶん前から突き上げておられましたから、十分承知しておりました。そういう意味では大変申し訳ないと思います。誤解を招いたという意味でも、シュラウドの傷の件については、お詫びしなければいけないということはあるのですが、そのこと自体が安全性に直接に響くという話ではないという、私たちの見解であったわけです。ただ、それにしてもという状態で、みんながクエスチョンマークを付けたままで、話は終わったと思います。

学会が終わってしばらくしたら、さっきの話で、ポロンポロンといろいろなものが出てきました。そのうちに、いよいよとどめを刺す話が出ました。圧力容器の耐圧テスト数値をごまかしたという話。これは明らかに性格が違っていると、私ははっきりとそのときに思いました。これも第一報は、一般の方がご存じになる前に知らされたわけですが、とんでもない話で、よくまあ。しかも1度ならず2年も続けてやったというのは、本当に仰天するような話でした。

これは、安全性に関係無いという言い方はあり得ないと思うのです。例えて言うと、大きな客船にお客さんを千人乗せている。そうすると千人に対するボートなり救命具を用意しておかなければいけないわけですが、その救命具がちょっと足りない。10個か20個足りない。それを数えるときに数をごまかしていたという話です。確かに船さえ沈まなければいいわけで、めったに沈むことはないけれども、本質的にそういうものは備えなければいけない。これはいわば原子力災害の最後の砦みたいなところですから、その数値をごまかすなんていうのは、これはもうはっきり言わせて、安全性とか何とかという問題を越えた問題で、技術者としての根本的な姿勢が問われるところです。

これには私個人も怒りを感じますし、その話を聞いた皆さんは役所の高いポストにあるとか、政治家であるとか、そんなことは関係なく、問題の本質を理解したときに、異口同音に、これはひどいという一言に尽きた。そういうことがあるのなら、社長さんが3代もさかのぼって責任を取られることに相成っても、やむを得なかつたらうと。た

だ、最初のシュラウドのことが外部に分かった時点で、東京電力の上層部がそういうことまで知っておられて、そういう進退問題をお考えになったのか。それは私は察知できません。

ただ、私としては、最初のシュラウドの話だけだったら、やめる必要は無いのに、なぜ慌ててやめるんだという、むしろマスコミが騒ぎ過ぎたという印象だったのですが、だいぶ後になってこの話が出てきてから、これはやむを得ないと。気の毒だけれども、責任を取ってもらわないとしょうがないだろうなという感じはいたしました。

【中村委員】 さすが住田さんはご専門だけあって、我々も報道を聞きながら混乱していた部分の重要性について、いま技術的な背景をご説明いただいたような気がします。後ほどまた伺います。田岡さん、どうぞ。

【田岡俊次氏】 いま住田先生がおっしゃったことと同じことを、実は考えておりました。最初に9月の初めに出たとき、これはまず本来法律で決まった企業の自主点検だから、相当広範に、無駄なところまでやっているだろうなと。だから基準が厳格過ぎるんじゃないかという説も、そうかもしれないなと。だから安全性に影響は無かったらうという話で、大したことはない話だろうというのが、実は私の認識だったのです。

私の専門は軍事ですが、毎週、朝日ニュースターという2時間番組のレギュラーをやっておりますので、そこでこの問題を今週のニュースで取り上げるから、動機は何なのかということをお聞きして、東京電力や、ほうぼうに聞いてみたところ、動機がまったく分からないような話で、どうもこれは不健全な話だなと感じました。社内で普通に調査ができるのであれば、なぜこの安全性にあまり関わりないところで隠したんだ。何が動機なんだと当然聞くはずで、それが出てこない。9月の初めに、9月末頃にまとめたときに動機も申し上げますなんて、何かおかしい話だなと思っていたのです。

ところが9月末になって、これは読売新聞の大特ダネだったのですが、日立の子会社から読売新聞に資料が行ったらしくて、例の格納容器の不正が出てきたと。これについては、当初私は半信半疑だったけれども、どうも本当らしいということで、とうとう、東京電力が10月25日になって最終的に認めた。あのときの驚きというのは、金正日が拉致を認めたのと同じ程度の大事件でした。

それまでとはまったく別の事件で、一連の事件ではない。前のは詐欺事件程度であって、今回はその詐欺事件を追っているうちに、とうとう殺人事件が出てきた。その詐欺犯は、同時期に殺人もやっていたということが新たに浮かんできたという話で、ここにある中間報告は全然意味が無い。私も保安院からいただいたので読んでみたけれども、殺人事件なのに詐欺の調書ばかり出てきているなという印象なのです。

当時言われていたのは、自主点検であったから、ああいうことが起きたんだと。それから基準が厳格に過ぎるから起きたんだと。それから安全性に関わりないから起きたんだと言うけど、全部これは嘘だった。これは立ち会い検査を必要とするA項目という中に入っています。A項目は立ち会い、B項目が記録の確認をする。その次に事業者の点検があって、それで結果を確認する。四つ目が自主点検となっているのですが、一番トップの最も大事なこと。すなわち格納容器から放射能が漏れないようにする。漏れてい



るかどうかということは、空気を入れて、どれくらい空気が抜けるかで点検する。これでやってみたら空気が抜けるから、そこでごまかすためにどうするか。別に空気を注入して、そして圧を持たして、漏れていないふうに装うというのは、極めて悪質な行為です。

当然これは犯罪です。保安院の報告書では原子炉の法律とか、電気事業法についておっしゃっている。保安院は、自分の所管の法律だけをおっしゃるけれども、実はそれよりもっと大事なものは、偽計業務妨害。当然検察庁だったら、偽計業務妨害で逮捕して調べるということになるでしょう。

最大のポイントとして、東京電力は最初から知っていたのではないかという疑いが、もちろん普通は出るわけです。つまりカードの切り方として、ほとんど罪にならないような軽いものだけ出して行って、国民の間に慣れが生じて、一種の予防注射の効果を生じさせた後で、最後にポツと出すと、あまり驚かない。これが逆の順番に出ていたらもっと大変な騒ぎになっていたはずです。だからこれは意図的にやったんじゃないの疑った。知っていたから社長もやめたんだと。先ほど住田先生のご疑念はそうなんだけれども。

【住田健二氏】 そうは言いませんけれどもね。

【田岡俊次氏】 私はそういう疑問を最初抱いたのです。ところが実は、2、3日いろんな人に聞いてみると、どうもそうでもなくて、実はもっと恐ろしいんです。社内で、動機がつかめなかったというのは何かと言ったら、結局、そのグループが社内で調査にちゃんと応じないみたいですよという。だから東京電力という組織が、法人としての機能を失っている。法人が一つ的人格ではなくて、頭脳と腕が勝手にバラバラに動くようなことになってしまう。これは実に危険極まりない話です。普通ですと、社内の調査があれば、当然協力はする。しかもこの不正記載。不正記載は小さい事件で、不正の操作とはまったく別の話ですが、その不正記載の小さい事件のときでも、同じ場所、福島発電所の1号炉で、責任者は同じ人なんです。同じ時期、同じ人、同じ場所。それに対して質問をして調べたわけです。

普通の良心がある人なら、実はほかにこんなことがありましたとか当然言うはずで。それを全然言っていない。詐欺事件のことを聞かれたら、詐欺事件のことだけ言って、実は殺人のほうはずっと隠している。仲間内で言うな、言うなと、みんなで隠し回っていた。こんな状態ではひょっとしたらこれよりもっと別の問題もあるかもしれない。ほかのところでもあるかもしれない。そういうふうなことだから、これでは再発防止策と言っても無意味なんです。情報開示をしても、会社を知るから情報開示ができるので、一部のグループが会社に反乱を起こして勝手なことをする。

私は日本陸軍の関東軍のことを思い出しました。日本政府代表が、第二次大戦前に国際連盟で不拡大方針でありますなんて、いくら演説したところで、現地の満州の関東軍が勝手にどんどん前進していくのでは話にもならない。

これは個人だけでは隠せない。みんなが口裏を合わせて隠すわけでしょうから、極端に言えば一種の性格異常者のグループです。そうすると、こういう性格異常者グループ

が、こういう原子力発電所とか、大事な危険なものを扱っていることは、極めて危険である。だから会社が白黒つけられないような状態であるから、今でもはっきり出てこない。29件の不正記載についても、普通は5W1Hで、いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、いかにしてやったかという6項目あるわけです。いま報告があるのは、いつ、どこでということ。何を、誰が、なぜやったかよく分からない。どうやってやったかも詳細が無い。これでは再発防止策の考えようもない。

これはなぜかと言うと、団結して答えないからだという。答えても、言を左右にして、1回供述したことを、またひっくり返すとか。処罰するのだったら、会社を裁判で訴えるというようなことを、みんなが言い合っているらしい。そういうことになってしまうと、これは本当に再発防止も何もできない。そういう場合はしょうがないから事業者の免許を取り上げるほかに方法は無いのです。

それぐらいこの事件というのは、前の小さい詐欺事件みたいなもの、交通違反みたいなものとはまったく違う。見事な本格的犯罪で、それを取り締まるための法律の改正を、これからしなければいけない。定期検査の妨害は、前は罰金だったんです。だから時効も3年ぐらいで済んだ。今回、懲役1年にしたって、時効が3年であることは同じなんです。5年以下の懲役にすれば、刑法で自然に時効は5年になります。それぐらいにしないと話にならない。

今回の法案で僕が非常に不満なのは、一つは懲役1年では甘過ぎるということ。時効が3年なのは同じなんです。第2に、事業者に対して重い罰金を科すと言うけれども、法人を処罰すると言っても、今回は東京電力の法人としての犯行ではない。明らかにその一部の個人の犯行であるから、法人から罰金を取ることは不可能です。法人がやったと言うためには、取締役会全員とか常務会で決めるとか、社長が命令して、初めて法人の命令ですから。この場合のように、頭脳はやるうと思っていなくても、腕が勝手に動いて人を殴ってしまいましたという話では、その人を処罰するわけにもいかない。だから罰金なんかをいくら高くしても無意味で、むしろその個人責任を、時効をできるだけ完成させずにやるしかない。この種の犯罪は発覚するのが遅れますから。

例えば、贈収賄罪はかつて単純収賄で3年だったのです。だけどそれでは発覚が遅れて時効になってしまうから、単純収賄は5年以下、請託収賄は7年以下に延ばして時効を遅らせたのです。それと同じように、これは普通の刑法では、偽計業務妨害ですら3年なんです。こういう大事なものですから、むしろ普通より重くする。普通の業務妨害が3年で、定期検査の妨害は1年というのは、どう考えても理屈に合わない話です。ですからむしろ重くして、5年ぐらいにするということにしなければ、再発防止は不可能であろうと考えます。

【中村委員】 ありがとうございます。大変厳しい、例えのほうは、かなり激烈な例えだったように思います。それだけ非常に重要度の高いことが行われたということなのですが、最初に清水さんもおっしゃったように、なかなか核心が我々のところに伝わらなかった。そこでやはり我々が考えなければいけないのは、知りたい情報の前に、あるいは同時でもいいのですが、知るべき情報というのがあって、その知るべき情報というの

は、どうやって手に入れたらいいのかというところが非常に難しいところだと思うのです。

今、田岡さんのお話にもありましたように、やはりメディアがその役割をかなり果たしてくれているわけですね。我々個々が生情報に接する方法というのはかなり限られているし、よほどアクティブに行動しないと、なかなかそれは難しいところがあります。そこでやはりメディアに頼る部分が出てきます。田岡さんはかなり明確にお話をされましたが、やはり今回の件については、メディアもやはり1報の段階では、核心がどこへ行くのかというのは、やはり分からなかったのでしょうか。

【田岡俊次氏】 その頃は、うちの記者と話しても、むしろ住田先生と似たような状況でした。やはり彼らはよく知っていますからね。シュラウドの傷はあまり大したことではないんですよということも、確かに言っておりました。例えて言うと、詐欺事件として出てきたわけで、同じ犯人が殺人をやっているとは思わないですから。だから連続詐欺事件かなと。例えば寸借詐欺みたいな話かと感じていた。それほど騒ぐものかな、という印象は確かに最初にはありました。それはしょうがないんです。まさかA項目の国の定期検査で、一番重要なもので、本当に危ないことをやるとは思いませんもの。

【中村委員】 住田先生も、まさに最初はそういう受け取り方で、事件になる核心がどこなのかというのは、やはり先生でも最初はお分かりにならないですよ。

【住田健二氏】 一つは、これはマスコミの方がここにだいぶいらっしゃると思うから、叱られるかもしれませんが、最初のシュラウドの傷の事件が、いわば社会部主導型記事のつくり方だった。各社とも一斉にバツと取り上げた。科学部がそれにフォローアップするような格好で出てきたので、科学部がスクープした種ではなかったという、こちらあたりに、我々がどうも見ても分からないような。ちょっと関心のあり方が違ったのではないかと思うんです。

【中村委員】 今年に入って、企業の一連の不正や疑惑がずっと続いていた中ですから、まずはそれと同じように受け取りましたよね。

【住田健二氏】 雪印の話とか、何とかハムの話の続きみたいで、東京電力でさえ、その種のごまかしをやっていたという、ある意味では、それが小さなことであっても、大きなことであっても、とにかく大きな会社であるということのほうが、そのブランドネームのほうで1面のトップへ来たという感じでした。

逆の言い方をしますと、私はある社の方に申し上げたのですが、そのとき各社は、派手に、数日にわたってバンバンあれだけ大きく書いたのに、格納容器の問題については、たまたま北朝鮮から帰って来られた人と同じ日だったとか何か理由はあるけれども、1面の端のほうに1回出たきりで、あとはどこもやらないじゃないかと。大変不満がありました。

原子力に関わっている人間としては、あまり騒いで欲しくないという気持ちが一方ではありますから、皆さんがそれほど関心が無いなら、それはそれでいいけれども思っていたら、最近またどこかが、ドカンドカンとお書きになったのです。

しかし私ども、多少原子力に関わった者の気持ちで言えば、人様に顔向けができない

とよく言いますけれども、その種のアツという感じは、格納容器の問題が出てきてワーッと頭を抱え込んだ。その割に皆さん、あまりガンガン叱らないので、ひょっとしたら分かっていないのではないかと。それでやはり本当のことを申し上げなければいけない。つらいですけどね。これは大変なことなんですよということを申し上げなければいけない。

【中村委員】 そこがやはり清水さん、なかなかね。最初のご発言でも、東京電力に不正な行為があったと。いつ、どこで、誰がやったんだと。それがまず本質だというところはお感じになったと思うのですけれども、でもそこから先の不正の中の一番核心のところはどこにあるのかというのは、やはり分からないですよ。

【清水鳩子氏】 今のはご専門の方のご発言だから、なるほどなんですよね。だけどこの種の事件と言いますか、事案と言っているのでしょうか、普通の人々が素朴に感じる疑問が非常に大事なんです。今の社会は、曖昧な中で物事が進んでいく雰囲気がある。この事件で、市民の感情がストレートに受け止められたのはやはり発覚が内部告発だったということなんです。

この内部告発が無かったら、この種の事件というのは永久に私たちの目には触れないで過ぎてしまうのではないかと。理屈は後でいくらもつけられるんですけど、いろんな流れを見てみると、一番大事なことは、普通の庶民の素朴の感覚が、社会の問題を鋭くえぐってきているということです。マスコミがセンセーショナルにという批判があるかも知れないが、社会面的で取り上げたのは正しいと思うんです。その中から消費者はいろんなことが分かってきたのですから。

もっとそういうことが大きな声に出てこなければいけない。素朴な大多数の人の疑問というのを、何か説得し、納得させたくなりがちですが、それが問題なんです。メディアが、ワーワーやり過ぎたかも知れないが、正しかったと思うんです。

【田岡俊次氏】 むしろ騒ぎ足りなくてね。今の問題は。

【中村委員】 騒ぐポイントが、ずれたまま来ているという部分がありますね。

【田岡俊次氏】 大事なことを、なぜこんなに騒がないのだろうか。BCGの予防注射を打って結核菌への耐性をつくってしまったから、本当に結核菌が来ても熱も出ないような、そんな感じになってしまっている。これは実は大事件で、いくら言っても言い過ぎじゃないぐらいのことです。だから今回、内部告発でこれが出たというのは、それもまた恐るべきことで、本来だったら、どこかでほかの安全装置が効かないといけません。雪印食品等でも安全装置が全部アウトになっているから、大事件を起こして、結局従業員まで大量整理されたりするわけです。かつては、やはり労働組合が結構しっかりしていて、それがバックアップ機構と言うか、副交感神経として、ウォーニング機構として効いていたのが、企業側が労働組合を取り込むことによって副交感神経を麻痺させた。それは覚醒剤を打って走っていたようなものですからね。痛さ、つらさを感じずにやるから、当然最後には病気になる。内部告発という正規のシステム外の警報装置がやっと最後に効いたんです。

だからもちろん内部告発者の功績というのは極めて大きい。特に日立の人は極めて大

功績。おそらくこの人がいなかったら、ひょっとしたら何万人も死んだかもしれないというぐらいの功労者で、勲章でもやったほうがいいようなものだけけれども、しかしそれしか効かなかったということが、実は大問題です。社内でも、普通の管理系統の警報装置が要る。それから労働組合にも、おまえたちの職場を守るんだから、とにかく問題があったら直ちに騒げということとか、いろいろやっぱりやっていけないといけない。もちろん警察、検察庁も、もっとやらなければいけない。

【中村委員】 お話はまだ進めてまいりますし、今ここでご発言を求めるわけではないのですが、開始時にまだご到着されておりませんでした、東京電力の榎本晃章副社長がおみえでございます。後で必要がございましたら、直接のご質問もあり得るかもしれません。

田岡さんがかなり厳しい例えで、いろいろお話しされていますけれども、どこが問題なのかというのを我々が受け止めて、いかに考えていくか。このところがやっぱり非常に重要なのですが、なかなか難しいことでもありますよね。今回の件について、どうして起こったのかという部分には、田岡さんのご指摘のように、まだ不透明な部分がたくさんあるのですが、田岡さんは、どこが問題なのか一つの考え方を示されたと思うのです。

【田岡俊次氏】 ウォーニング系統が効いていなかったということ。企業としてのウォーニング系統が全部ダウンだったというのは、企業を一つの原子炉に例えれば、極めて危ない話ではないか。部外の人が教えてくれて、やっと分かったというのは大変なことです。

【中村委員】 住田先生、そのあたりはいかがですか。

【住田健二氏】 似たようなことですがけれども、例えばJCOの事故のときに、亡くなられた方二人が、臨界なんていうことも知らなかったと、よく言われるのですが、いろいろ調べておきますと、フィルムバッジさえ付けていなかったとかですね。ですから放射線の怖さすら知らなかった。臨界はある程度高度な知識ですからね。核燃料をやる、ああいう工場で、10年ぐらい働いていた人が、放射線の怖さすら知らなかったというのは、いろいろなことを調べていくと出てくるわけです。もちろんこれは会社の責任と言うか、事業体の責任が非常に大きいと思います。

ちょっと穏やかでない例なのですが、今度の東京電力の場合について言いますと、確かに圧力が少し下がり過ぎたら、容器内のどこかで圧を掛けてやれば全体としてバランスが取れるわけです。言っては悪いけれども、技術者としては一番レベルの低いごまかしですよ。その種のイージーなことをやっている。一方、格納容器の漏洩率の測定というのは、実は非常時の最後の砦のテストです。ありとあらゆる安全設計の最後の詰めをあそこへ持って行って、あそこで漏洩率をやるわけです。ですから大きな事故が起っても、丸1日ぐらいは外部の人がバタバタ逃げる必要はないわけで、様子を見ていて、これはいよいよだめだったら、どいてもらおうかというような、そういう時間を稼いでいる場所です。

【中村委員】 ある種最後の砦ですよ。

【住田健二氏】 最後の時間を稼ぐ所のようなものでしょう。格納容器がそういう性格を持っているということを知っていればですね。東京電力の方、それからそれを手伝ったという日立の方が、原子力の現場にいる技術者として最低限知っていなければいけないことがある。周辺住民の安全性が何で保たれているか。だけど今度のことは、人に迷惑を掛けそうになるときの、その最後の一線のところです。それをひょいと圧力を掛けちゃうとごまかせると、唯々諾々と右からきたものを左へ流すみたいな感じでやっちゃったというのが、非常に怖い。

【田岡俊次氏】 前の東海村のケースは、確かに無知みたいなこともあったと思うんです。しかし今回はそうじゃなくて、まともなエンジニアで、一番主犯は保修課長らしい。そうすると無知のためではなくて、まったく心構えと言うか。

【住田健二氏】 ちょっと別なんですね。

【田岡俊次氏】 まったく別の、異常心理。むしろ集団的な異常心理みたいな。

【中村委員】 技術者の本質に関わる場所ですね。

【住田健二氏】 原子力をやっている人間が、こういうこと言っただけとはいけないんですけれども、現在の世の中で、私どもが安全だと思って信頼して乗っかっている技術社会に、実はそういう大きな落とし穴が、ほうぼうにあるのではないかと心配です。原子力だけではなくて、私なんかは毎日のように飛行機に乗って飛び歩いているのですが、我々が大丈夫だと思っているようなところで、案外その重要性なんて考えないままに、ただ何気なくやられている作業の中で、そういう失敗をやっている可能性も無いわけではないのです。

でも、それを皆で一生懸命になって防いでいる

あまり僕の立場で言いたくないのですけれども、やはり非常に大切な何か欠けていたという怖さ。怖いのはテロだけではないですね。

【中村委員】 清水さん、一般の市民は、極めて高度に専門的な部分を扱う技術者の方たちの、本質であるとか、根本理念であるとか、そういうものを、ある種信頼したうえで、この技術社会が成り立って、そこで生活をしているわけですよ。そこがやっぱり裏切られたと言うか、だまされたと言うか、そういう意識というのは強いと思いますし、それはもっと強く持ってもおかしくないことだというふうにも感じるのですが、どうでしょう。

【清水鳩子氏】 例えばBSEの事件とか、日本ハムの事件とか、一連の不祥事がこの1年続いたわけですが、そこで民間企業は、いわゆる社外取締役を消費者団体から呼んで来たり、第三者機関の倫理委員会や監査機関をつくって、第三者が客観的に当事者を見ていくというふうには、いま意識改革をしています。素人が入って何が分かるのかという意見もあるし、そんなことはやらないと、はっきりおっしゃっている企業もある。いま問われているのは、企業内処理が崩壊している時代だと思うんです。

要するにお互いがかばい合う社会と言うのでしょうか。東電もそうだし、政府もそうだと思うんです。それから政府と企業の関係もそうだと思います。お互いに意識してかばい合っているのではないかも知れないけれども、結果的にかばい合っているんです。

ですから出るべき膿が出てこないというところがある。大岡越前守じゃないけど、企業に対して普通の感覚でものを言っていく。そういうことを素直に受け入れる経営体質というのを、これから持って行こうと決断したんだと思うんです。

社外取締役を企業の中に置くのがいいか、悪いかというのは、さまざまな意見はあるのですが、しかしそこまでせざるを得なかったというのは、やはり企業の中だけでは改革できないということ、いろんなケースから学ばれた。

【中村委員】 東京電力さんも、そういう制度をおつくりになるわけですが、でも本当にそれでカバーできるのか。

【田岡俊次氏】 そう。つまり今回でも、東京電力は内部で自分で調査ができない。それもおかしい話で、本来内部のほうが聞き取りはしやすいはずだけれども、言を左右にして言わないから、結局どうしたかと言うと、前田宏元検事総長とか、特捜部の検事をやめた弁護士を5人も投入して、一種の特捜部をつくった。それでやったけれども、やはり部外の人が行ったら、なかなか本当のことを言わない。今だによく分からないところが、かなり出てくる。そういうのが実態だとすれば、外部の人が、役員会に部外役員として座っていて何か分かるかと。何の役にも立たない、そんなものは。だれが座っていても、役員会にときたまお招きいただいて座ったとしても、それは全然だめで、本当にやるなら、検事とか弁護士をずらっと各部署に配置して見張らせるか。それもまた非常に効率の悪い話です。この手のグループ意識、つまり、組織防衛が、正しいことに思われていることが問題です。組織防衛というのは本来いけないことです。必ず、企業、またその下のセクションでの問題隠しになっちゃうから、組織防衛という言葉は非常に悪い言葉であるという意識を拡めなくてはならない。

もっと大事なものは、最近の教育指導要領みたいになってしまいうけれども、むしろ国家とか社会とか、そういうもっと上のほうに忠誠心を持つべきで、企業とか、自分の部とか局とか、そんなバカなことには忠誠心を持つなよ。だから内部告発をもっとやれと。つまり自分の企業が悪いことをすれば、当然国税庁や検察庁、検査院に言う。公民として正しいパブリックマインドをちゃんと持てというふうに、今後、日本社会は変えていくべきだというふうに私は思います。

【中村委員】 東京電力さんの内部調査報告の中でも、要因がいくつか挙げられていますが、若干歯切れが悪い表現のような気がするのです。東京電力さんに限らず、電力会社の中で原子力部門を持っているところには、どうも明らかに原子力コミュニティのようなものが存在しているようなのです。

【田岡俊次氏】 報告書の中に書いています。

【中村委員】 それが今、田岡さんが指摘された、本来どこに忠誠心を持つべきかといったこと。どこのために、誰のために自分の技術を基に仕事をすべきかというところが、違う方向へ行く可能性がある。

【田岡俊次氏】 それは決して東京電力だけではない。今、ほぼすべての企業の姿勢もそうだし、役所のいろいろな問題もそうです。国家公務員というのは、実は国の役人ではなくて、省庁の役人、自分の省庁のためなら何でもやる。忠誠心は省に対してだけです。

一番良くてですよ。もっとひどい場合は局あって省なしになってしまっている。戦後、国に対する忠誠心が弱くなったから、代わりに各企業とか、自分の省庁とかに忠誠心を持つ。そうなるとおかしなことばかり起きてくるわけです。

この日本の今の経済の停滞もそれが関係している。初めは小さいところへの忠誠心で伸びたのですが、あるところまで行くと、当然それは行き詰まってしまう。だから忠誠心というものの対象を変える。内部告発は、一身の利害をかえりみず国家、社会のために尽くすわけですから、勲章をやるぐらいにして、それこそ国家への忠誠の発露だと言うぐらいにしないと、これから日本は良くなれないだろうと思います。

【中村委員】 住田先生、今回の原子力関係技術者に限らず、日本の現代社会は、科学技術に立脚している社会なのですが、科学技術者の人たちの社会性と言いましょか、社会学的な存在である技術者みたいなところが、どうもやっぱり薄れていると言うか、無いと言うか。そこのところが、先ほど私が言ったコミュニティといったようなところにもつながって行って、クローズドな中で動いてしまう。それが出てきたときは、かなり大きな話になって、社会的な影響力の非常に大きい不祥事になってしまう。どうもそんな印象を持っているのです。

【住田健二氏】 私は長年、大学の原子力工学科の先生をしておりまして、ずいぶんたくさんのお学生さんを各社会へ送り出しているものですから、それはおまえらの責任でもあると言われていたような気がします。言い訳を一言だけさせていただくとしますと、やはりほかの学科のお学生さん、学部の共通講義なんかがありますから、原子力工学科だけではなくて、電気とか機械とか、いろんなところで原子力に若干関心を持ったお学生さんを、何百人か単位の大きな講堂で、原子力工学概論なんていう講義をすることもあるわけです。

そういう経験から言いますと、私は原子力工学科のお学生だけが特に社会性が劣るとか、社会に対する責任を軽く見ているということではなくて、どちらかと言いますと、そういうものに対して、多少身構えると言いますか、アレルギー気味ではないかと思うのです。やはり社会から絶えず批判されるというようなことに対して、多少どこかでバイアスが掛かっているなという感じがいたします。過剰防護になっているようなところがあるような気がする。

ですから、これはひいき目だと言われるかもしれませんが、今度の問題なんかでも、原子力をやっている人間だから、そういうことをしたというふうには、実はあまり思っていないのです。特殊な極限状況に置かれたときに、そういうイージーな方法に走ったというところ。同じ人が2回やったのか、どうか分かりません。別の人がある前の記録を見て、去年あれでやったんだな、今年もそれでやっとなかみみたいなことになったのではないかと、私ならそう思いたいですよね。

ただ、技術者として、そんなイージーなやり方でごまかすというのは、いわば屈辱的なことなんです。それを平気でやるというのがあまりに情けない。おそらく社長とか、部長とか、上の人は全然ご存じないでしょうし、経験のある技術者で、僕の感じで言うと、10年、20年現場でたたき上げた人がそんな話を聞いたら、おそらくその部下は



ぶん殴られると思うんです。そういうことを提言しただけでも、だからたぶん下のほうで勝手にやったということだろうと思います。これは勝手な推測ですけれども。

しかしそれにしても情けないな。だから原子力だからというわけではない。しつこいですけどね。むしろ技術者全体に共通した、何か日本全体の現場技術のモラルがひどく低下しているということの怖さみたいなもの、僕はそっちのほうを、ものすごく厳しく感じたわけです。申し訳ありません。ご期待に反するような答えをしましたが。

【中村委員】 いえいえ、そのへんは共通した部分は確かにあると思います。最初に、清水さんのご発言の中でありましたが、今回の一連のこと、新聞、テレビでの報道についても、それから東京電力さんがお出しになった自主広告についても、あれは情報開示ではないと。広報活動の一環でしかなかったというご指摘。これがまさに、国民、市民が知りたい情報が本当に伝わるのか、我々それを受け取っているのかということにつながる話なので、非常に重要なところだと思うのです。国からしる、当事者の事業者さんにしる、私たち個々のレベルにどう情報が伝えられるべきか。非常に難しいところではありますけれども、ここが一番重要なところだという感じも持つのです。

【清水鳩子氏】 電力事業というのは独占ですよ。公益事業としての独占事業。

【中村委員】 いま一部自由化が始まっていますけれども。

【清水鳩子氏】 基本的には独占ですよ。独占の事業は、そういう弊害は持っているのです。一人ひとりの顧客サービスというイメージが出てこない。今度の事件でもそうです。私、みんなに調査したわけではないのですが、この事件があったからといって、私の家に経過報告とか謝罪の文書は一度も来たことない。今月何キロワットアワー使って、いくらで、いつまでに納めると。口座からいついつ引き落としますよってという情報だけは相変わらず来ているのですが、一人ひとりの顧客に対して、事故のてん末情報を届けない事業体というのは、いったい何なのかとすごく思うんです。

はっきり言って、公益事業の独占事業であっても、やはり消費者と会社との間では、一人ひとりとの契約関係にあるわけです。そういう理念を、もう1回きちっとして、こういうときに一人ひとりのお客様に対して、どういう情報を、いつの段階で出さなければいけないかということ、を、そろそろ考えていいのではないかと。

昨日テレビを見ていましたら、新潟で東電の方が、1件、1件、お客さんのお家をお訪ねになって、パンフレットを配って経過報告とお詫びとをなさったと出ていました。原子力基本法に、地域の住民に特に丁寧にやれということは書いてあるのですが、都会に住んでいる消費者に対しても当然すべきことなんです。それをしないで済んできている。

【中村委員】 消費者のほうも、このエネルギー問題、電力問題というのは、もともと、どこでつくられて、どうやって東京に来ているかというのを知らなければいけない部分もありますけれどもね。

【清水鳩子氏】 それで私、今日ここへ来るに当たって、過去のいろんな原子力発電関係の事故のときに、私の会が何をしたかというのを、ちょっと拾ってみたのです。そうしたら、1999年10月27日に東海村のJCOの臨界事故緊急集会を、私どもは開い

ているのです。主婦連合会をはじめ、消費者連盟とか消費者科学連合会とか、消費者団体6団体共催で、科学技術庁の方を呼んだり、通産省の資源エネルギー庁の方を呼んだりして、集会をやっているのです。

あどきに消費者団体が主体になって、これだけの緊急集会をやつて学習をし意見をまとめた。なぜ今回できなかつたか。当然、私たち自身が主体的にそういう学習の場をつくるべきだつたということを反省しております。

私のほうは全国組織なものですから、福井も新潟も、それから宮城も北海道にも、参加団体があるのです。今度のことについて、どういふうに地域でなさいましたかと幾人かに聞いてみたのですが、電力会社から丁寧なご説明の呼びかけがありました。私どもの事務局に東電がご説明にいらしたのですけれども、その話を聞いた事務局長が、すごく悩んだと云うのです。

東電から説明を聞いたことを、主婦連の全国の会員にきちつと伝えなかつたのは、私の責任ではないかと。そういうふうにしたんです。彼女は聞いた立場でそれを全国に情報として伝えなかつたというのは、責任を感じているのです。ですから本当にみんな真面目ないい人ばかりで、なんか涙が出るみたいなことです。そういう期待に応えていただきたい。一人ひとりの顧客に対する契約という概念を経営の中できちつと位置付けていただきたい。

内閣府に物価安定政策会議という委員会がありまして、そこで公共料金分野における事業横断的な情報公開ガイドラインをつくるので、消費者団体からヒアリングに出て来いと言われております。やはりこういう事件も関係してか、公共料金と言われる分野の情報公開について、どういふスタンスを基本的に持たなければいけないかというガイドラインと評価を提言するようです。やはり時代の要求なのだろうと思ひます。

【中村委員】 田岡さん、我々の知りたい情報と、知るべき情報。

【田岡俊次氏】 どういふものを知らせることにしておけばいいのか。何よりも事故が起きたら困るわけで、その防止に有効であることを第一とすべきでしょう。私は原子力発電というものは、非常に大事だと思ひています。私のように軍事史をやる人間にとっては、石油の方がもっと危険だ。石油のために何千万人が死んだかと、私は前から言っているところで、第二次大戦も石油のために始まったようなものです。

【中村委員】 いまのイラク危機も、この間の湾岸戦争も。

【田岡俊次氏】 イラク攻撃も、チェンチェンも、湾岸戦争も全部そうですね。たぶん今世紀に入って5千万人ぐらいが石油のために死んでいるでしょう。それはチェルノブイリの比ではないのです。エネルギー資源の中でも、石油は特に地域的に偏在しています。埋蔵量が6割以上中東にあって、そこが最も不安定なところですよ。それにストックが利きにくいから、結局、日々運んで来なければいけない。アメリカの海軍300隻。乗組員と海兵隊が54万人。日本の海上自衛隊も53隻。年間1兆1千億ぐらい使っているけれども、それはほとんど石油を確保する、石油の輸入を守るためにあるのです。近年の戦争の多くはほとんど石油のために起きている。だから軍事史研究をする人間としては、とにかく石油依存は困ると思ひています。

しかし、そうかと言って事故が起きたら大変なので、じゃあ、それはどうやったら防げるのか。それは先ほど申したように、原子炉の安全装置だけではなくて、企業として、社会としての安全装置がよほどしっかりしないといけない。その一環として、情報公開がやはり役に立つだろうということです。これは一番費用対効果のいいもので、向こうが見に来てくれるわけですから。こちらから広報を設置しても、安全性は全然確保できない。いくら東京電力が新潟県で謝って回ったところで、安全性にいささかも資するものでも何でもない。大事なのは、きちっとした資料をオープンにするということです。

しかもそうやっても、たぶんそんなものは素人が読んでも分かるまいと言う人もいる。そのとおりです。見に来る人もまずおるまいと言う。それでもいいんです。ひょっとして別の専門家か誰かが見に来るとか。別の下請け業者が見に来て、あれがおかしいと言うとか。そういうことがあるという可能性だけで、それが不正や手抜きへの十分な抑止力であるわけです。だから使われることが、年に1度も無くても構わない。

例えばアメリカでは、本省課長級、地方部長級以上の公務員は、日本の議員以上に、資産を全部登録しないといけない。収入もそうですし、外国に行ってお土産をもらったら、100ドル以上の物は登録しろとか、接待を受けたら全部報告しろとなっています。それをしなかったら、すごい罰金になるわけです。

うちの社で情報公開制度のキャンペーンをやっているときに調べたことがあるんです。アメリカの国務省は公開対象者が千二百何十人、大使とか公使が多いからですけども、その情報公開のセクションに行くと、去年は何人見に来ましたかと言ったら、5人ですと言うのです。どういう人が来るのですかと聞いたら、ニヤッと笑って、スパウスだと。配偶者ですね。離婚訴訟か何かで、だんなの資産を調べに来ると。それがほとんどであったとしても、申告しなかったらそれが罪になる。自分が出せば、上司も見ると、役所の中ではいろんな人が見るわけですから、悪いことは確かにしにくいのです。

【中村委員】 本質は変わらないですね。

【田岡俊次氏】 だから、利用頻度が少ないとか、そんなことは全然関係ない。とにかく抑止力として、太陽が最良の殺菌剤という言い方がありますが、とにかくオープンにする。それは片方で抑止力でもあり、同時にそれが信用を回復するための唯一の方法だと思います。例えば、私はスウェーデンのシプリという国際平和問題研究所にいたのですが、スウェーデンでは政府の歳入がGDPの4割以上になる。地方を入れれば半分を超えるわけです。これでは社会主義国ではないか。それで高福祉、高負担をやる。それだけ税金を取られても、例えば、医療も、教育も、老後も心配が無いというなら出すわけです。ではなぜそんな高福祉、高負担ができるかと言ったら、スウェーデンは1766年から236年間、情報公開制度をやっている。行政に対して十分な信頼があれば、それは高福祉、高負担で構わないわけです。

それがスウェーデンの制度の根幹になっている。だから情報公開というのが信用を得る一番良い方法だし、同時に不正とか事故を防ぐ最大の抑止効果もある。だから電力会社に対しては、私は日本の政府に課されているのと同じ程度の情報公開義務を課す。情報公開法を適用するようね。政府は今そうなっているわけですから。公的企業で、ほ

とんど独占的にやり、料金も公共料金で決まっているわけだから、一種の役所に近いところがある。それだったら、情報公開法を適用しろと。情報公開法では、企業秘密とか国際法上の秘密はもちろん公開から除外します。例えばウラン濃縮の方法の詳細なんて、もちろん出す必要は無い。それは当然の話です。企業秘密も出す必要は無い。しかし政府と同じ程度には情報を出すべきでしょう。これがたぶん一番有効な再発防止策だと思います。

【中村委員】 住田さんはいかがですか。

【住田健二氏】 私たちの立場で言うと、やはり原子力に関わっている技術者の立場でということになると思いますが、やはり努力しなければいけないと思うのです。例えば、あさっての1時から6時まで、原子力学会の倫理委員会がごさいます。関東甲信越の支部と共同で、この問題についての討論会をやるということです。僕はEメールで見ただけで、学会誌に印刷されて出たかどうか、ちょっと疎いのですが、たぶんオープンだと思いますから、もしご関心のある方がおられましたら、ご参加になれるのではないかと思います。少なくともクローズではないと思います。

さっき申しましたように、福島でやったときにも、ずいぶん一般の方が来られました。技術者同士で専門用語を使ってバンバンやり合いますから、お分かりになりにくいかもしれませんが、それはそれなりに、またそういうものを一般の方に聞いていただいたり、マスコミの方が取材された後を追いかけて、聞くなり何なりですね。皆の前でオープン・ディスカッションをやるということは非常に大切だと思うのです。今度の会も東京電力からどなたか来て、話をしてくださるということです。役所から来てもらうのかどうかはちょっと分かりませんが、ですから、そういう技術者同士の討論の様子をなるべく見せる。

それから今度の場合、ここにもそういう関係者の方がいらっしゃるかもしれませんが、いわゆる反原子力の立場におられる方に、やはりそういうところに来ていただいて、同じレベルで議論をしていただく。全然別の場所で意見を交換しない。

【中村委員】 別々にやっているのでは、交流が無いから。

【住田健二氏】 やはり堂々と一般の前で議論をやる。そういう習慣を付けるのが大切だと思うので、何かのいいチャンスになれば幸いです。

【中村委員】 ありがとうございます。まだまだお伺いしたいところなのですが、第一部の時間が限られているものですから、コアメンバーの皆さんからパネリストの方に、これだけは聞いておきたい、確認しておきたいことはございますか。それでは吉岡先生。

【吉岡委員】 一つだけ、お三方に聞きたいことがあります。私は事故が起きたとき、住田先生と同じような形で情報が入って来て、30分でコメントしろと言われて、慌ててやったのですが、当時私が思ったのは、再処理とかプルサーマルとか、そういう状況をめぐって政府と電力会社が対立関係にあることが、事件の背景だということです。それに関する情報がチラチラとすでに出ていて、その延長上の出来事ではないかと。だからシュラウドそのものは、そんなに問題ではなく、そちらの権力闘争のほうが主ではないのかというふうに感じました。この事故によって、言ってみれば政府が非常に強

い姿勢で押してくるのではないか。そういう懸念がありましたので、そういう論点を一つ考えました。

もう一つは、行政が安全性についての、要するに信頼できるようなシステムをつくっていないということ。その2点を特に強く感じました。それから一貫して、電力も悪いけど政府も悪いというような趣旨の発言をしてきました。

今回の問題で田岡さんが、中間報告というのとはなっていないと、意味が無いとおっしゃいましたけれども、私も同じ意見です。経済産業省は、どうも中間報告という言い方で最終報告にしてしまうという習慣が非常にあるので、これで終わっては非常に困るのです。具体的に誰がいつ、どうやったかということまで含めて、改めて徹底的に検証することが必要だと思っています。皆さんは政府の行動として、どのようなことを特に問題として感じておられたか伺いたいと思います。

【住田健二氏】 今おっしゃったように、維持基準をつくっていなかったことについては、関係者も前から心ある人は、私が現職の原子力安全委員であった時代にも、維持基準がまだできていないので本当に困ったことだと嘆いておられた。今度おまえは安全委員になったんだから、おまえの在任中に何とかしてくれとはっぱをかけられた。はい、努力しますと言って答えたけれども、結局できなかった。申し訳なかったと思っています。同様に、耐震基準をなんとかしろと言われたけれども、まだできていない。そんなのは他にもいくつもあります。

しかしながら、行政庁をかばうような発言がもし許されるならば、次から次から事故があって、そのたびにそっちのほうにバツと対応しなければならない状態が続きました。私はJCOの事故の後、退任する最後の時に新聞社の人 came とき一言ポツツと言ったのです。現場の方が亡くなられた。非常に残念だったと。ただ、それを取り巻く周囲の、はっきり言ってマスコミとか行政とか、そういう方の中で戦死者が出なかった。これはこの種の事故としてはめずらしい。せめてものなぐさめです。だいたい役所で言いますと、ああいう大きな事故が一つありますと、関連部署では、亡くなるとか、ほとんど廃人同様になる人が、数人犠牲者が出るというのが常識みたいなものです。それぐらい大変なことがあるものです。

それもありますので、維持基準の設定が遅れたということについて、私はそれがいいとは思いません。それができていなかったというのが一番本質的な、技術者の立場で言えば、シュラウドの問題について言えば、そこが一番、我々がアシェイムド(ashamed)しなければいけないところだと思います。

【田岡俊次氏】 この事件でちょっと不思議なのは、東京電力の内部調査に関することです。東京電力が元検事の弁護士を雇って調査をしている。では保安院は何をしているのだろうかという疑問を、僕はずっと抱いているわけです。例えば日本航空機が墜落したとする。日本航空の中で調べると国土交通省が命じて、日本航空が調べても、パイロットの団結が強くて本当のことを言わないということで、元検事を雇って来て調べるだろうか。当然、航空機事故調査委員会が調べるわけです。航空機事故だったら当然、政府が調べるわけで、保安院はなぜそれができないのか。

罰金30万円だったというのは、これもけしからん話だけれども、当然時効は1年になってしまう。だから警察や検察がそれをしょっぴいて調べるわけにはいかないけれども、やはり政府の人が相手側に行って調べるのではなくて、任意同行を求めて調べ室に突っ込んで、ガリガリやるしか方法は無いと思います。それをなぜやらないのかというのが不思議でしょうがない。

【中村委員】 清水さんは、この事業者の責任、国の責任について、何かお感じになることはありますか。

【清水鳩子氏】 原子力発電の技術については素人ですが、例の維持基準をつくるという記事が出たときに、維持基準をつくるということは、今回のひび割れのような事故は、ほとんど許容範囲に入ってしまうのだという批判があったのです。

しかし、ご専門の方はひび割れ程度だったら、別にどうってことないとお思いになるかもしれないけれども、私たちは、ひび割れは大事故につながるというふうに信じているわけです。この維持基準を新たにつくれば、今回のような事故はほとんど許容範囲に入って、安全性の緩和につながるのではないかというふうな不安があるのです。しかしその点の説明はどこにも無いのです。従って、モヤモヤとした不安を抱えたままで、また新たなモヤモヤが出てきて、あっち行ったり、こっち行ったりしているだけで、国の責任とか、業界の責任とか、そこを絞り込むほど、電力消費者にはまだ知識の蓄積は無い。要するに不安だけがまた行ったり来たりしているのが現実です。

【中村委員】 ありがとうございます。第2部のほうでも、会場からはもっと厳しいご指摘、ご質問もあろうかと思いますが、第1部を終わるに当たって、保安院と東京電力さんに、かなりいろいろご指摘がありました。それから質問も部分的にありました。第2部でもご発言の機会を設けることはできると思いますが、ここで簡潔に、ここまでのご指摘、ご批判、あるいはご質問を受けて、一言お伺いしておきたいと思います。まず片山審議官、どうぞ。

【片山正一郎氏】 原子力安全・保安院の片山でございます。まずもって私ども、ご説明をする前に申し上げなくてはならないのは、私ども今回の件について、極めて重要な問題を含んでいることは十分理解しているつもりでございます。徹底的な再発防止、そして徹底的な再発防止のための努力をするということは、まさしく我々の使命だと思っています。また、情報公開についても、我々は審議のプロセスあるいはその資料、結果についてオープンで議論すると同時に、その資料についても、ホームページその他、できるだけ努力をして公開をしている。それが最重要課題と考えているところでございます。ホームページその他、情報は分からない場合、いつでもお問い合わせいただければ対応するという覚悟ができてございます。

それから原子力安全・保安院、役所の立場ということについて、一つだけ申し上げたいのは、個別のご質問ではないのかもしれませんが、私どもとしては、原子力の安全確保ということについて、極めて崇高な使命というふうに思っております。それを遂行するために、科学的、技術的な立場に立って、公平であり、中立であり、透明性を保って努力をする。そういうつもりで仕事をしているということは、私どもの説明が十分でな

い場合に、誤解をされかねませんが、そういうつもりだということだけは、まずもっとご理解いただければ、これからの議論に非常に役に立つというふうに私どもは思っております。

それから東京電力の格納容器の問題について、私どもとしては、これは先ほど前原子力安全委員の先生からご説明いただいたとおり、極めて重要な問題だというふうに私どもは思っております。そういう意味で、すでにある法律の枠の中で最大限の、すなわち1年間の使用停止等の極めて厳しい対応をしているということであると理解してございます。

また、再発防止についても、今回の件、さまざまな再発防止対策を講じてきたところでございますが、この品質管理。企業の問題があったら、それを他の部門が中立的なチェックができるような、そういう品質管理という全体のチェック体制ということ、きちっと監査できるかどうかということ、役所のほうがきちっと見るということ、これは全体の中でそれをきちっと見られるような姿をするということが、究極的に極めて重要だということも、再発防止の中で触れているところでございます。

そういう意味で、全体の中で、これはきちっと対応できるようになっていると理解をしているところでございます。各論については、また第2部のほうで、きちっとお答え申し上げたいと思います。

【中村委員】 ありがとうございます。それでは続きまして東京電力、榎本副社長、どうぞ。

【榎本晃章氏】 東京電力の榎本でございます。遅れまして大変失礼いたしました。まずもって、今回の案件、すべての責任が私どもの会社でございます。そういう意味で、皆様に心からお詫びを申し上げたいと存じます。平たく申しますと、先ほど住田先生がおっしゃっていましたが、顔向けしないと。事情が許せば、私はここから消えてしまいたいような心境でございます。

役柄もございまして、会社を代表してまいりましたということもありまして、一に釈明に及ぶ部分があって、皆様からお叱りをいただくかも知れませんが、1、2言わせていただこうと思います。まず清水先生のお話のPR、あるいは情報提供、消費者に的確に事態を知らせる。これはおっしゃるとおりで、我々なりに努力をしていたつもりではございますが、十分ではないと認識をしております。一層努めるようにいたします。

ただ、先ほどの気密漏洩テストの問題は、住田先生、田岡先生からご指摘のとおり、まことに残念ですが、そのとおりの状況でございます。私以上に田岡先生は、私どもの社内の事情をご存じのようにお言葉を受け止めましたけれども、正直、社内では十分な説明ができないような事案でございます。

したがって、検事ご経験の方3名、裁判官2名、5名の社外の先生方に、いま私どもは社内で、社内のヒアリングというものをやっております。このヒアリングは書類を突き合わせるということのほか、関係と思われる人たち十数名から事情聴取をしている。聞きますと、大変に厳しい事情聴取だということです。しかし警察、検察のように権限が大変に強いということでもないので、先生方は大変悩みながら、しかし実

態の解明をされるという強い姿勢で、慎重かつ厳しく聴取をなさっていると伺っております。

私どもは、この弁護士の先生方5名が、いずれ12月の初旬には、何らかの形で全貌を解明してくださると考えております。私が伺いますに、先生方は、東電ではなくて、弁護士の先生方ご自身が、当社ならびに社会に対して、この事象を説明しようというふうに言ってくださっていると伺っております。まさに一種の犯罪、不正の事案が、その場で個体の名前、ならびにその経緯、因果関係、そうしたものも添えて、弁護士の先生方の解釈の下に、皆様にも説明できるようになると思っております。これは私どももまだ全体を知らされておりませんで、その事案を待ちまして、的確に消費者の皆様、あるいは皆様方にご報告を申し上げる必要があると存じます。

いくつかのご指摘の中で、すでに私どもも、手を付けつつあるところがございます。情報の公開。私の言葉で言いますと、社外のごく常識的な外の人々の目を仕事の中に入れていく。これは大事だと思っております。しかし形だけ整えましても十分ではないということ、私どもも痛いほど分かっております。したがってなんとか、私どもの仕事の中に外部の方の目をいつも置いておく。何か悪いことをしようとしても、できないような仕組みをつくりたい。それからもう一つ、職員一人ひとり、技術者一人ひとりが改めて社会人としての、ごく普通の感覚を取り戻す、一種の仕事の心理的な構造改革のようなこともやる必要があるということで、今、努力をし始めているのが実情でございます。

この気密漏洩テスト、ならびにそのほかの案件で、一つだけ、これは釈明になりますけれども、申し上げたいところは、実は今17ユニット私どもは運転をしておりますが、そのうち平成3年、4年の福島第一原子力発電所第1号炉の気密漏洩テストに、こうした不正が行われておりました。それ以降につきましては、この5人の弁護士先生に調べていただいております。今のところ問題は無いと。

そのほかの17ユニットならび福島第一、1号炉の2年以前の問題については、私どもの技術者が改めて再点検をいたしました。書類の突き合わせ等の点検でございます。その中では問題が出ておりません。したがって、たった一つ、これは我々が自分できちんと得るに過ぎないのかも分かりませんが、現状は問題が無いと、私どもは解釈、理解をしております。少なくとも過去10年ほど前に大変にこうした不正が行われた。なんでこんなことをしたのか。今いろいろご意見をいただきました。私ども自身もしっかりと理解をすることをベースにして、いろいろな再発防止対策に取り組みたいと思っております。ありがとうございました。

【中村委員】 ご苦勞さまでございました。予定の時間をちょっとオーバーしてしまいましたので、先ほどパネリストお三方からも、徹底した情報公開がまず必要という、今後のいわゆる信頼回復に向けた、まずスタートの必要性ということをご指摘いただきました。一応、そのご指摘をもって、皆様のご意見を伺ったということにさせていただきたいと思っております。第2部のほうでは、また皆様のご発言に対する会場からのご質問もあろうかと思っておりますし、会場の皆さんと意見交換という場面もあろうかと思っております。引き続き、第2部のほうでもパネリストのお三方にはご登壇を頂戴したいと思っております。



それでは一応これもちまして、本日の第1部のパネルディスカッションは終了させていただきます。休憩を挟みまして、第2部へ進みたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。これで第1部を終了させていただきます。15分ほど休憩を取らせていただきますので、第2部の開始は3時05分とさせていただきます。

(第1部)以上

## 「市民参加懇談会 in 東京」(第2回) 第2部 議事録

日時：平成14年11月19日(火) 15:05～17:00

場所：東京ウィメンズプラザホール

【事務局】 それでは第2部を開催いたします。第2部につきましては会場の皆様からご意見をおうかがいする時間としております。ご意見がおありの方は挙手いただければ司会がご指名いたしますので、ご足労ですが、前面に2本マイクが置いてありますので、マイクのところまで来てご意見を頂戴したいと思います。これより先は碧海西葵委員、井上チイ子委員、よろしくお願いいたします。

【碧海委員】 碧海でございます。市民参加懇談会のコアメンバーの一人でございます。私のふだんしている仕事というか、肩書は消費生活アドバイザーでございます。消費生活アドバイザーの役割は基本的には、たとえば企業と消費者、あるいは行政と市民、専門家とアマチュアの方のパイプ役をするというのが私どもの仕事でございます。そういう意味では今日は極力パイプ役に徹したいとは思っているのですが、実は1部の最後のところで中村さんからコアメンバーとして意見はないかと言われたとき、実は意見を一つ言いたくて手を挙げたのですが時間がございませでした。後は井上さんと一緒に司会進行に徹しますが、最初に私のコアメンバーとしての意見を少し言わせていただきたいと思います。意見というか、後ほどまた前半に出られたパネリストの方たちのご発言の中で、場合によってはその答えが出るかもしれないと思ってですが。

一つは、先ほど田岡さんから、詐欺事件と殺人事件という非常に分かりやすいたとえでお話がございまして、私も、なるほどなと感心したわけです。ただ、その比喻にこだわりますと、詐欺事件とか殺人事件というのは、いわゆる社会面でそういうものが出てきたときに、確かに私たちは非常に関心を持って、何日間かそれで喜んで読んでしまうという部分もございます。ただ、詐欺事件にしても殺人事件にしても自分の身近な人がそれにかかわっていると、自分自身がかかわっているということがなければ、所詮、事件ということで読み飛ばしてしまうわけです。

このたびの東京電力の事件に関して、最初から新聞の報道、あるいはテレビの報道、そのほかの関係の方たちからのニュースを読ませていただきながら、私自身は実は知りたい情報がほかにもあったわけですが、それが今に至るまであまり明確には得られていないという不満を持っています。それは何かというと、今度の事件がエネルギーの需給の問題と本当にどうかかわるのか。つまり、私に届いている電気というものの届き方に何か問題が起きるのかということについての説明が非常に少なかった。もちろん一部の新聞にはだんだんとそういうことを書かれるようになりましたが、いわゆる原子力発電所の安全の問題にどうしても目が行きがちで、エネルギー需給の安全の問題をきっちり説明をしてくれているメディアがわりあい少なかったような気がします。それが私は一つ不満でした。そういう意味ではパネリストの清水さんの先ほどのご発言の中でも、消費者団体としてはその点はどういうふうに求められたのかというのが、一つ気になった

点でございます。

司会進行があまりしゃべるといけないので、あとは皆様へのお願いを申し上げます。ここは対等な立場でいろいろな立場の方たちが意見交換をする場であると考えております。つまり、立場とか仕事優先が優先してしまって、一人の市民としての意見が出てこないというお話がパネリストの中からもございました。ぜひここでは立場とか仕事ではなくて、一人の市民として、生活者としての意見をぜひおっしゃっていただきたいというのが私のお願いでございます。

司会進行に関しましては、あいうえお順ですとふつうは私がやりそうに見えるのですが、これは井上さんに私が押しつけました。お願いについてはこのあと井上さんのほうからおっしゃっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【井上委員】 井上と申します。コアメンバーということですが、あまりコアとしての役割がなく、市民参加懇談会の、まさしく市民の一人で、この業界とはもっとも遠いところにおいて、電気に関するなら一消費者という立場で参加しております。私のような者がいることで、いろいろな人が意見にかかわれるということになればいいなと思っております。

関西からやってきましたので、今回の問題に関しては少し遠くから眺めているという感じです。大消費地には違いないですけれども、少し遠くから、つまりよその事件という目線もあります。このあと会場の皆さんが主役で進行していくと思いますが、2時間という大変長い時間ですので、肩の力を少し抜いてリラックスしていただいて、井戸端会議的に進行して、わいわいがやがやいろいろな意見が出ていけばいいなと思っております。進行がうまく仕切れないと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

皆様にお願ひですが、どんどん積極的に手を挙げていただきたいと思ひます。1人ずつ質問が出てくると時間のロスもありますので、4、5人手を挙げていただいたら、前の空いている席にお座りいただいて、そして順番にご意見、ご質問なりをおっしゃっていただければいいかと思ひます。

その際に、まずお名前をいただきまして、そしてどちらからおみえになったか。それからできるだけたくさんの方のご意見を拝聴したいと思ひますので、繰り返し挙げていただいても結構ですので、3分間ワンポイントぐらいのお気持ちでどんどんお話が出てくればいいかと思ひます。

会場の皆さんのご意見だけではなくて、こちらに並んでいますコアメンバーの方々も適宜入って意見に参加していくと思ひます。さらに原子力安全・保安院、東京電力の皆さんも一人ひとりが一市民という目線で語り合えていけばいいかと思ひますので、パネリストの皆さんもご参加いただいて、これから一緒にやっていきたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

それではまずは会場の皆さん、第1部のお話を聞かれて、いろいろおっしゃりたいことがどの元まで来ているのではないかと思ひますので、手を挙げていただけますでしょうか。

【吉田氏】 国分寺市からまいりました吉田節生と申します。二つあります。一つは、維

持基準は欧米諸国では約30年前からできているというのに、なぜ日本ではできなかったのか。先ほど住田先生から、事故等があって対応に多忙であったからできなかったのではないかというお話がございましたけれども、それにしても30年間ほったらかしというのはいかにも長かった。これはサボったのではないかという気がいたします。そのサボる原因について、これは現場のほうではこの程度のものはいいは最初は思わなかったと思いますけれども、それを持っていっても役所のほうであれやこれや言われる。また役所はそれを受けると、専門委員なり専門部会なりを作って、そこに、少し悪い言葉で言えば丸投げをする。専門部会のほうは、いわゆる専門家は自分の責任を免れようとするあまり、現実離れをした厳しいものを作り上げる。そういうことではなかったかという疑問を持ちますので、その辺につきましては、いや、そうではないというお話をぜひ承りたいと思うのが一つでございます。

格納容器につきましても、同様に0.2と0.028とか、そういう数字がありましたけれども、その数字すら場合によっては、あるいは維持基準がもし欧米諸国にあるならば、いったいその辺はどうなっているのか。それについても、確かに数字の違いはケタは大きいのですが、私ども素人は深甚な疑問を抱くものでございます。

もう一つは、田岡先生から、詐欺・殺人というの話がございました。それから東電の副社長さんからも厳しい措置をとったというお話がございましたが、これに対しては一つ別の意見がございます。たとえば航空機に大事故があるとノンギルティーということにして、原因の究明に重きを置く。特にアメリカではそういう措置が取られていると聞くのですが、日本の場合はいたずらに厳しい措置をとりました、謝罪をいたしました、辞めましたということだけが先行するきらいがないか。その辺は国会があろうと、あるいは与野党の追及があろうと、堂々と答えるべきものは答えるのが筋ではなからうかという気がいたします。その辺につきましてはご意見があれば承りたいと存じます。以上の2点でございます。

【井上委員】 ありがとうございます。それではもうお一方、どうぞ。

【田原氏】 私はもう結構な年でございます、お聞きしてもよく分からないことばかりでございますが、この最初の資料につきましてもまず分からなかったことに言葉があります。「不正記録記載」、「現物確認」という言葉が出てまいります、まことに官庁的な言葉でして、こういうものでは私どもは理解できません。1ページの下から3行目に、「GE社から申告による案件(2点)以外の問題が24件あると説明を受けた」と書いてありますが、「GE社から」の後に「、」が入っているのかどうか。入っていると、申告にかかる案件がすでにあった2件のほかに24件あって、合計26件と読めるのですが、このままですと、「GE社から申告にかかわる案件以外の問題が24件ある」となりますと、非常に読みにくくなります。こういった点をもう少しはっきりしていただかないとよく分からないということです。たとえば24件がいつの間にか29件になっていて、あとの3件というのはだいたい何だったのか。重要な案件ではなかったのかということも思ったりもしています。

【木元原子力委員】 先に出たことが書いてあって、後でトータルで分けてあるわけです。

【田原氏】 後でトータルで分けたんですか。それからご説明の中で、漏えい検査のところですが、これは定期検査ですけれども、定期検査の場合には立会であるというお話も承ったのですが、これはどうなのでしょう。漏えい検査は定期検査であって、定期検査はいわゆる立会検査であるというお話があったように承ったのですが、立会検査ではないんですか。

【木元原子力委員】 国が立ち会っているという意味の立ち会いですか。

【田原氏】 そうです。国が立ち会っているというのはどなたが立ち会っておられたのかという問題です。もし国が立ち会っておられたとすれば、立ち会いのときにこの事実はすでに了解しておられたと思います。どういう操作をとって、どういう測定をやっていたかということもちゃんとご覧になっていて、バルブの開閉から測定値まで全部見て回るはずですが、この点はどうなっているかという問題があります。

こういった問題につきましては、これは何にしてもすぐ偽装とか何とか出ますけれども、非常に分かりにくいところがあるのではないかと思います。簡単な件ですが、その2点と、先生方にいろいろお話を聞きまして、確かによく分かりました。よく分かりましたが、それは先生方それぞれの立場でのお話であって、立場のことをいくらおっしゃっても意味はない。5W1Hも結構でございますが、それは報道の基本で、この報道の基本さえ今では見失っておられるのではないかと。しかも偽装とか不適切な表示ということは、現在一番情報公開がなされていないのはマスコミ、そのほかのいろいろなお話ではないかと思っています。

この前も「週刊金曜日」のああいって記事が出たというので一斉に皆さん、叩かれました。こういう問題はいったいどうしてそうなるのか。もっと公平な目で皆さんがざっくばらんな意見が交換できないのかということ、あえてここで申し上げたいと思っています。そういった点で私は今日は非常に不満に思いました。

【中村委員】 恐れ入りますが、お名前は。

【田原氏】 西のほうから来ました田原と言います。域外です。江戸十里四方から離れたところですよ。

【中村委員】 本門寺の池上ですか。

【田原氏】 いやいや、域外。

【中村委員】 地域外。

【木元原子力委員】 この地域じゃないということですか。

【中村委員】 お江戸じゃないということですか。

【田原氏】 所払いのことです。所払いのほうからまいりましたので、変なことばかり申しますが。

そんなことがいろいろございまして、私は報道と言いましても、たとえばホームページはまことに結構ですが、これを仮に見ようとしますと実に大変なことになるんです。

【中村委員】 コンピューターがなければだめです。

【田原氏】 コンピューターがあってもこのページを全部引くといったらいったい何ページになるのか。私にとってはまるで紙のむだ使いにしかならないんです。裏表を刷ろう

としますと1枚1枚では刷れないから大変なことになってしまう。こんな厚いものをどうやって見るとおっしゃるのか。情報公開、情報公開と言いながら、情報に接近できないのではないかと思うんです、よほど暇がある人以外は。こういったギャップを埋めてくれるのはそれこそマスコミではないかと思うんですか、マスコミのほうのテレビを見ますと出てこられる方は決まっている。しかもやっているのはこんな番組は少なく、主たるものは何かといえば、チャンカチャンカチャンカの、朝からモーニング娘。なんです。私はむしろ皆さんに見ていただきたいのは、「水戸黄門」なんです。長くなりましたのでこの辺でやめますが、今日の話は非常におもしろかったのですが非常に不満が多いということの木元さんに申し上げたい。木元さんの出演番組見ております。

【木元原子力委員】 ありがとうございます。やっていますので。

【碧海委員】 それとコアメンバーの方も手を挙げてください。直接答えられてしまわないで。

【木元原子力委員】 はい。今のお答えいただいたほうが整理できるので。

【中村委員】 いまお二人からご質問なので。

【井上委員】 お答えいただけますか。

【木元原子力委員】 保安院から。

【片山正一郎氏】 ご説明申し上げます。一つ目の点です。維持基準について、なぜ十分な対応が今までとれていないのかということです。これはあとさき結果になってしまうというかもしれませんが、私どもとしてもこういう維持基準の重要性は理解をしていたところでございます。検査のあり方の検討会、その他さまざまな場でその方向性ということで作業を進めていたところでございます。また関係の学会においても対応がなされていたところでございます。私どもとしては今回の状況も踏まえ、そういう作業について加速をして、できるだけ速やかに改善が図れるよう努力したいと考えております。

また、ノンギルティー、その他厳しい原因究明にならないような対応ということでは問題ではないかということですが、欧米の原因究明のあり方も参考にすべきというご意見もございました。私どもとしては、本件さまざまな事案がございますが、根本は安全の確保、安全がきちっと確保され、そして再発防止がされるという観点から事実関係の究明を行い、そのための方策を講じるということで努力をしているとご理解いただきたいと思えます。

また、3点目として、お二方目の1点目でございますが、一報があったときの件数、その他が違うのではないかとということです。私どもとしては東京電力、その前のGEのほうから情報があったという段階では、数字、件数については大分たってから明らかになって、非常に幅のある数字であった。最終的に私どもは件数、そして具体的なものを承知したのは8月になってからでございます。この辺の経緯についてはホームページは見づらいという指摘がございましたが、報告書そのものに十分詳しくご説明をしたつもりでございます。そういう状況をご理解いただきたいと思えます。

また、4点目の定期検査について立ち会いをしていたので理解をしていたのではないかとということです。私どもとしては、これは立ち会いのあり方、定期検査のやり方に

ついでの問題を提起している件であると理解しているが、1名の検査官が立ち会いをしていたところですが、発見はまったくできていなかったという状況です。私どもとしては本件は再発防止のために何百人、何千人と立ち会いをすればいいということでは必ずしもよくない。そういうことで解決できるとはもちろん思っていません。そういう意味で品質管理体制、品質保証を監査するシステム、制度的にこれをチェックするような規制のあり方ということで対応することを、今回の再発防止の一つの柱にしているところです。

そういうかたちで制度としてこういうものを見抜くような努力を引き続き進めたいと思っております。

【井上委員】 いまご質問の中でお答えがなかったもので、一つは格納容器に関する維持基準は欧米にあるのかということですが、これはどなたにお答えいただけますか。もう一つ、謝罪と辞任だけでいいのかということではいかがでしょうか。

【杉浦好之氏】 格納容器の漏えい率について「維持基準」という言葉が出ましたが、たぶん「維持基準」という言葉はいま我々のほうで必ずしも意味するところが明確でないと思っていてその使い方はしてありませんが、あえてお答えすれば、格納容器の漏えい率の数字に関して基準を二つ以上設けるということは欧米でも当然日本でもしておりませんし、それはする予定もございません。いわゆる「維持基準」と言われているのは、供用中の設備の「健全性評価」と我々は呼んでいますけれども、傷なりさびなり何でもいいですが、何か新品時の基準、ないしは設計時の状態と異なる状態が起きたときに、どのような評価手法をすれば妥当なのか。そういうことを「維持基準」と呼んでいると理解してまして、いわゆる基準の数値なるものが複数あるものではないと理解しています。

【榎本晃章氏】 ノンギルティー、あるいは免責についてのお話でございますが、私ども、GEの案件は最終的に29件になりました。これはいまお役所のほうからも説明がありましたように、途中経緯もございまして、最終的に29件になったというものです。この間、私どもはおおよそ百数十名、当社社員70名余、関係企業等二十数名にヒアリングをいたしました。大変膨大な書類を引っ繰り返したことは言うまでもございません。この間、できるだけ正確に悪さを言ってもらおうということで、これはあるポスト以上の責任者についての責は問わざるを得ない。しかし、実際に実行にかかわったであろう担当の人たちについては、実質的に免責をする。むしろ事実をしっかりとってという姿勢で臨みました。

ただ、先ほど来お話の気密漏えいテストにつきましては、お一人の立ち会う検査官の目をごまかす。いわば先ほど来ご指摘の法律に違反するであろう案件であることは間違いのないということから、先ほどのお話のとおり、29件、GE等のお話とまったく質の違う重さを我々は判断をいたしまして、社外の弁護士先生方をお願いして、いわば特別なチームと特別な体制をとって調査を進めていただいております。12月初旬に明らかになる措置は、残念ながら大変厳しいものになってしまうのではないかと、正直懸念しながら待っているのが状況でございます。

【井上委員】 マスコミのお話、情報の接近はマスコミで欲しい。しかしというお話があったのですが、田岡さん、いかがでしょうか。

【田岡俊次氏】 それはべつにいいでしょう。

【井上委員】 それでは今のお二人の方から出たご意見に関連して、次のご意見、ご質問をどうぞ。

【石田氏】 大阪からまいりました石田でございます。東京電力の方、また原子力委員会の方にお聞きしたいのですが、最近、高度技術について、それを支えているいわゆるベースのメタル技術が非常に軽んじられているように思います。まずシュラウドの件ですが、シュラウドを製作して、それを取り替えるためにどのような工程で、どのくらいの日時があるかということがある程度ありますので、分かっておりながら、ある安全が確保できるという期間の間、これは動かさうでないか。これは内々の話かと思うのですが、私の想像ですので、そういうことは想像の範囲を超えないということで。そしてそういうことのうえでできた時点で交換をしてきたというのが本音のところではないかと思えます。

また、従来、私の浅い技術ですが、中性子の脆性による金属の、いわゆる脆化の問題とかいろいろな問題がまだ分かっていないところがたくさんございます。そういう範囲の中で今のものがうまく説明できなかつたということがあるのではないかと思いますので、もう一度、いわゆる高度技術だけではなくて、高度技術を支えているメタルのベース、技術のベースをひもといて勉強するような機会を与えていただければありがたいと思っております。

【碧海委員】 いま、「金属のぜいか」とおっしゃいましたが、「脆弱」の「脆」ですね。

【石田氏】 特にシュラウドなんかで使っておりますステンレスは熱に弱いとかさびに弱いとか中性子に弱いとか、いろいろな性質を持っています。そのために最初に作られた材料に対して、2度目に使われた材料はそういうものを改良したものを使っておられます。それから最初のころの溶接技術から70年代、80年代にわたりましてどんどん技術は進歩しています。そういう技術の中でどのようにその辺の技術の進歩があったと言いますと、いわゆる高度技術、原子力を支えている技術の進歩を踏まえたうえで、そして今の安全が支えられているということをご説明いただければありがたいと思えます。

【碧海委員】 わりあいと専門的なご質問だと思いますが、ほかに関連でいらっしゃいますか。これは東京電力もしくは住田先生にお答えいただいたほうがいいかと思えます。

【紅谷氏】 同じく大阪からまいりました紅谷と申します。これはどんな情報が上がってほしいかということと、今後維持基準を含めてどう考えていっていただきたいかということで石田の発言とも関連します。私ども産業界に40年近くおりました間、品質管理に関して、何が分かり、何が分からないか。何ができ、何ができないかをまず事ごとに問われました。そういう意味から言えば、たとえば特にステンレスはいやなものらしいのですが、破壊工学とか金属結晶学、あるいは材料工学からいって、何が分かっているのか、まだ何が分からないのか。

私、ある議論を傍聴していましたときに、金属の結晶格子が、私は素人でよく分かり



ませんが、たとえば流力弾性振動のような、そう深刻でない衝撃を受けても格子欠陥は一線上に並びたがる。なぜだかまだよく分からない。それが材料ごとにどのくらい設計強度から落ちるのか、そのオーダーもよく分からない。そういう未知の分野がいっぱいあると思います。そういう未知の分野については幹部の方がよく知っておられて、恐れを持って扱っていただきたいし、法令もまたそのようにしていただきたい。特に従来技術の分野においてそれははなはだしいと思います。そこにおいて匠の方の所見発言も大いに生かされるべきものと思います。

【碧海委員】 その前にご発言いただく方は、ここに参加していらっしゃる方にも分かるようにおっしゃっていただかないと。私なんか、実は耳で聞いただけだとどういふ字なのか分からないところがあります。できるだけここに参加されている一般の方にも分かるように、今後で結構ですからご説明いただきたいと思います。その辺を含めてお答えいただきたいと思います。

【榎本晃章氏】 まず、若干専門的なことは管理部長の大出のほうから説明させていただければと思いますが、私は事務屋でございますけれども、今のご指摘は非常に大事なご指摘だと思います。特に紅谷さんのおっしゃられる恐れを持ってといふか、謙虚に接するという姿勢はあらゆる面で忘れてはいけないことかと思っております。原子力の、特にステンレスに関する素材につきましては、専門家は必ずしもそうは言いませんが、ある意味で試行錯誤でございます。たとえばステンレスの同じシュラウドであっても、ヨーロッパではまったく違うタイプのステンレスが使われていると私は聞いております。私どものステンレスでも初めに使ったステンレスと現在、いまおっしゃられたように取り替えをして使い始めたステンレスは質が違います。ステンレスの中にモリブデン、あるいはそのほかの金属の入れ具合が大分違うようでございます。

いまシュラウドで新しく取り替わるように使われた材料、ステンレスそのものも相当に電力会社、メーカー、素材の先生方と研究をして、さんざん開発をして新しく使うという判断をしたものでございます。しかし、実際に使ってみますと予想以上に微細なひびが入るといふことが実態でございます。

なお、シュラウドは、後ほど説明があると思いますが、若干のひびがありましても基本的な安全にかかわるものではございません。圧力をそれによって防いだり、妨げたりするものではございませんで、沸騰水型軽水炉の場合には70気圧、260度ぐらいのお湯の中にどっぷりと、いわば浸けてあるような、水の流れを区分する大きな茶筒のようなものでございます。ひびの話がこれから出ると思いますけれども、くれぐれもひびがあることがすぐに中の圧力が外へワツと出てしまうということにつながっていないということだけ、ご承知おき賜りたいと存じます。

恐縮ですが、大出部長に代わります。

【大出厚氏】 あまり説明がうまくないので、時々分かりにくいところがあるかと思えます。今の金属の話で、当初シュラウドとか原子力発電所で使っていましたステンレスは、SUS304というステンレス材を使っていました。原子力発電所で使っている配管、それから先ほどシュラウドの話が出ましたけれども、こういったもので最初のSCC

(応力腐食割れ)が見つかったときに、なぜこういうものに応力腐食割れが起こるのかということではいろいろな研究がなされました。その結果、応力腐食割れは環境、応力、材料自体の鋭敏化の三つがそろったときに応力腐食割れが起こると言われていました。ということで、BWRという原子炉の水の環境、温度、その中に鋭敏化しやすいステンレス、この鋭敏化というのが分かりにくいかと思いますが、ステンレスには鉄と炭素が入っています。その中に結晶の間にクロムと炭素がくっついてしまいます。そうするとステンレスというのはクロムで防食をしているわけですが、その防食をしているクロムが足りない層が出てしまって、そのところにひびが入っていつてしまう。そのときに応力が入っていると、そのもろいところに沿って割れが進展してくる。これが応力腐食割れという現象でございます。

ということでこれを防止するために、最初、炭素を少なくしてまいりました。炭素を少なくしてまいりますと、基本的に落ちるところもございまして、それにモリブデン等を入れてステンレスのSUS316を、しかもそれも低炭素のものを作ってまいりました。

当初のシュラウド等につきましては炭素が非常に入ったステンレスのSUS304というものでした。これについては先ほど説明がありましたように、原子炉の中にどっぷり浸かっていて、原子炉の中の水の上昇流と下降流を分けているだけの、単なる隔壁がございまして、そういったところから、結果としてはひびをそのままにして、ある程度ひびが進んでから交換するということになってしまったわけです。

そのときの工期についてもご質問があったので答えておきますと、一番最初早く1年、三百数十日かかって交換していました。最近では200日強くらいで交換できるようになっていますけれども、かなりの期間をかけたので、当初304というステンレス、これはSCCに弱いということだったので、応力腐食割れに強いステンレスに変えてまいりました。

それと最近この中で出てきていますシュラウドの話とは別に考えていただきたいと思えます。最近また新聞等に発表させていただいています、ステンレスの応力腐食割れは我々が対策材と思ってきて開発し、使ってきましたステンレスにも現在起きています。これについては原因はまだはっきり分かっていません。原因は現在調査中であります。分かった時点でまた説明させていただきたいと思えますけれども、応力腐食割れであることは間違いなさそうでありまして、応力腐食割れである程度進展率も分かっています。そういうことから安全評価ができるわけですが、対策材と思っていたものになぜこうやってまた起きてしまったのかということは、現在調査中ということですので。質問に対する回答になれば、これで説明を終わらせていただきたいと思えます。

【井上委員】 関連して、パネリストの住田さんはいかがでしょう。

【住田健二氏】 大分専門的な難しい話をされたので、一般の方は分かりにくかったのではないかという気がします。要するに鉄というのは非常に強いと皆さん思っているかもしれませんが、意外に放射線損傷、特に原子炉の中で中性子等であぶりますと、雑な言い方をしますと、やられやすいわけです。特にステンレスは一般の方は非常に粘り

強くいいと考えていらっしゃるのですが、先ほどご説明がありましたように、溶接したりするとそこに歪みが残ったりするし、あるいは水環境、温度ももちろん高い。ふつうの一般的な家庭で使っているステンレスという感じではなくて、ステンレスというのは非常にいいように思いますが、意外に難しい条件で使っているということをご理解いただきたいと思います。それが一つです。

そのうえでですけれども、先ほど説明がありましたように、確かにそういうことではあるのですが、これまでの経験から大体のことに対してある程度の予測は立つというのが現状です。もう何十年も経験がありますから、何かちょっとしたヘアクラックみたいな細いひびが入ったからといって、めくじらを立てて、それで慌てて何かしなければいけないということではなくて、むしろその進行状況を見守りながらという使い方ができるということが、もう一つの理由です。

ですからこの場合でも、いわゆる保護観察というか、何かそういうクラックが見つければすぐ取り替えて、新品同様でなければいけないというのではなくて、なぜそこにクラックが入ったのかをじっと眺める。それだけのゆとりが大体において与えられているということがもう一つの条件です。ステンレスというのは非常に強いものだというイメージを皆さん持っていらっしゃって、もしそれにひびが入ったら大変だというのが一般の方の印象だと思いますが、そうではない。確かに厳しい条件で使いますが、それを申し上げておきたいと思います。

【田岡俊次氏】 住田先生、ほとんど同時期の福島第一号機に窒素を入れてみたら漏れて、気圧が低下していくという問題と、また前後にいろいろ問題が起きて、これを記載しなかったというものと関係がないように私は思うのですが。

【住田健二氏】 私は少なくともあまりないのではないかと思います。ぜんぜん別種の問題だと私は受け止めております。

【田岡俊次氏】 本来、漏れたら困るものが、空気を入れたところどんどん気圧が下がってきたということがあった場合、それはふつうは何が原因なんですか。

【住田健二氏】 建物は造ったらどこかにひびが入ることもあれば、その辺ほうほうに配管があり、そうした隙間にコーティング材料を入れて空気が漏れないようにしていますけれども、残されギャップもあるでしょうし。最初はつまっている、使っていれば、どこかそういう場所が出てきて、そこから空気が抜けてもいっこうにおかしくはないわけです。ただ、そういうものをほっておくわけにいかないから、何かそういうことが起これば調べてみて、それを直すというのが本来の使い方だと思います。

【田岡俊次氏】 あれは鋼鉄製の容器なんですね。

【住田健二氏】 格納容器のことですね。皆さん、あれはまるまる一体物だと考えてくださったのでしょけれども、あちこちいっぱい穴をあけてあるわけです。その穴を全部溶接してしまうわけではなくて、計測孔だとかドアもありますし、そんなにガチガチのものではないんです。それがしばらく時間がたって、長い間使っていれば漏れやすくなるというのはごく自然な現象で、これも驚くほどのことはないだろうに私は思うのですが、たぶん乱暴な説明をするとしかられますが。

【榎本晃章氏】 ただいまの住田先生のご説明はそのとおりですが、具体的に示すと、福島第一1号炉の格納容器の中にある原子炉が万一異常があって、大きなパイプが壊れて、中の熱を持った水や蒸気が格納容器の中に圧力を持って瞬間的にたくさん出てくる。たくさん出てきたものを外へ出さないために、格納するための設備が格納容器でございます。チェルノブイリの事故のあったチェルノブイリ炉にはそうした密封性のある格納容器がなかったと私どもは聞いております。

この格納容器は福島第一1号炉の場合には内容積が6000リューベ（立米、立方メートル）ぐらいあるそうです。6000リューベと申しますのは、15m・15mの角の27m、ですから7階か8階建ての建物の容積ですから、その6000リューベの建物を密閉しても、わずかばかりどこかから漏れるわけです。その密閉している密閉性をテストするのが先ほど来の話の気密漏えい率テストです。実際は先ほど住田先生がおっしゃったように穴があいているというのはそのとおりで、福島第一1号炉はだるま型をしている格納容器ですが、その格納容器におよそ400を超える穴が貫通しています。その穴は、たとえば電線が通る、あるいは太いパイプが内外に通る。当然その通っている貫通部は気密性をしっかりシールがされているものですが、穴としては400近いものがあります。その400あいたもののパイプの中には、外側と内側に当然のことながらバルブ弁があって、その弁で、いわば緊急時の対応の密閉性を確保することになっています。

この気密漏えいテストをする場合には、およそ1日半から2日ぐらいかけてするようで、いわば本チャンの6時間のお役所立ち会いの検査の前にいろいろな作業をいたします。たとえば、初めは窒素を噴入いたします。維持すべき気圧は2.6kg/スクウェアセンチ。3気圧弱です。3気圧弱のものを密閉するわけです。しかもそれを6000リューベで400個もあいている。当然どこかから漏れる。初めは水の中に窒素が浸潤する。コンクリートの中にも窒素が入ってしまう。そういうことを含めて、気圧がある一定に維持されるまでが非常に大変なようで、それに相当な時間がかかる。その最後の段階で6時間、少しずつ漏れてくるものを確認するわけですが、その漏れてくる率の基準があって、その基準に照らして、どうかというのが最終テストです。

今回我々の一番の問題は、じっとして気密の漏れる状況を確認すべきときに、シューシューとどこから漏れてしまうので空気をずっと入れつづけて、いわばごまかしたというのが、我々のやった不正なわけです。実際にはどこかにどうしようもない弁があった。その弁が行く途中に、閉止板という板を入れて急場を凌ぐようにして作ってみたり、そうした不正があったということのようで、気密漏えいテストというのは実際には、いま申し上げたような大きな空間をしっかりと気密を確認するという大事なテストであるということです。イメージとしてご理解いただければと存じます。

【井上委員】 コアメンバーの方どなたか。

【中村委員】 第1部で田岡さんからご指摘があったように格納容器の件は非常に大きな安全性にかかわる問題ですから、そこに論点が行ってしまうのはある程度仕方がない部分がありますが、今の紅谷さんのご指摘の中で非常に大事なものは、シュラウドの安全評

価については、問題のないレベルのことであるのに、なぜ不正記載をしなければいけなかったか。まさに紅谷さんが言われる恐れもなく、副社長が言われる謙虚さも忘れてやってしまったことが、安全性のこととは別にして、企業として、あるいは原子力に携わる事業者としての一番根本的な問題なのではないか。安全性にかかわらないのだからうそを書いてもいいというのは子どもでも分かる変な話で、そこをまず固めないと、再発防止も東京電力さんのこれからのあり方も何も始まらないのではないかというのが、紅谷さんのご指摘ではないかと私は受け取って、その部分は同感であります。

【田原氏】 この話の最初から容器の漏えいの問題がいかに大悪事であるようなお話になっています。ところが実際にいろいろお話を聞いてみますと、それほど大したことでもない。万が一、もし本体のほうで爆破したということは、この容器があったところでどうなるか分からない。容器の気密がいくらであろうと、この問題とは別のことになるような気がするわけです。それをあえて極端に、針小棒大に言うと、これこそ悪人である、これを発見したのでこういうことをしなければいけないというご意見が出てくるのはどうかと、私はちょっと頭をかしげて考えておりました。

ただ、先生のお話を聞いておりますと、やはり私の考えているのもそういうことかなという気がしております、非常に不審に耐えないんです。これを議論するのはこういう懇談会の場所ではなくて、教育基本法の審議会で、今後の教育をどうあるべきかということを見直すべき問題ではないか。「恭儉己を持し、朋友相信じ」の教育勅語の原理に戻らない限りは、どうもこうも進まないのではないかと思います。

一番いい例が、先ほど東京電力さんでも品質管理の問題とかいろいろおっしゃっております。恐らくISOの安全版をちゃんとお取りになっていると思いますが、この中に何がああ精神として書いてあるかということ、これは当然のことながら決められたことはちゃんと守れ。恭儉己を持してやりなさいということが書いてあるわけです。あるけどああISOを認定してくれるところは何の責任があるか。何にもない。そんなもんなんです、規定というのは。だからいかに規定を厳しくしても、実際のところは運用するのは人間であって、我々生身がやるんですから、その中にはミスもあるかも分からない。そのミスがあったときに、これじゃ、だめだ、だめだと言うのではなくて、このミスをどうやって次に生かしていくかということ、本気で考えていかなければだめです。

そう考えていくことは何かと言えば、今のような世代にしてしまった我々の責任だろうと思います。これは東京電力の社長さんの責任でも何でもありません。私はあえてこの問題について申し上げたいのは、昨年から今年にかけても問題になった食料品の問題にしてもそうだと思います。食料品の問題は技術者の問題ではありません。営業の問題です。お金をもうけたいから。結局何かということ、お金なんです。この社会を変えない限りは絶対にこういったものはよくなりません。筋がずれたたかもしれませんが、この機会に述べさせていただきます。

【井上委員】 どんどん話が広がっていきますし、人間の教育論まで行きそうですけれども、午後のこの部は情報の話をいただきたいと思うのですが。

【住田健二氏】 一言だけ言わせていただいただけませんか。先ほど中村さんからご指摘があっ

たのですが、私は端的に言いまして技術者というのは、それが安全であるか、ないかという判断をする以前に、まず現実を正確に見て記述する。それが一番根本にあると思います。安全ということを考えるのはその次だと思います。ですからその第一歩ができていないというのは失格なんです。レベルでは最低の基準です。それを一言申し上げておきたいと思います。

格納容器の役割については大変申し訳ないのですが、今のお話は誤解があるように思いますので、原子力の安全性で格納容器は非常に重要なものだともどもは認識していますし、万一のことがあった場合の最後の砦でございますから、それを簡単に見逃すわけにはいかないと私は認識しております。

【岩下氏】 埼玉の岩下と申します。埼玉は3年目になりますけれども、その前はいま有名になりました柏崎に住んでおりました。生まれも育ちも柏崎です。柏崎の原発の問題が起きましてから三十数年、私が十代前半のときから話がありまして、その間、子ども心にも、私は子どものときはお上を信じておりましたけれども、どうもお上さんとか東電さんのおっしゃることに説得力がないというのがありました。今回の問題もシュラウドとかひびの数とかの問題ではないです。うそをつかれたということなんです。これは最初からそう。安全性もそうなんです。ひびの数なんかどうだっていい。そんなものは分かっています。どんなに原発の仕組みを聞かされても私たちは分からないんです。日航機がどんなに優秀か知りませんけれども、仕組みを見せられても聞かされても分かりません。でも、なぜこんなに問題になったかといえば、維持基準というのが今までもなかったというのはどうかと思います。

それから柏崎と言えはご存じのとおり、原発を建てるに当たってはあらゆる方面から安全を考えたはずなんです。地層から地震のこととかいろいろ。でも飛行機事故ってありますよね。だからどうして起きたときのことを考えないのだろう。それを何も言わないで、ただ安全だ、精一杯安全にしますからと。飛行機は車に比べれば事故率は低いんです。だからといって東電の方が安全に無頓着だとは私は思いません。建設以来いろいろな方と知り合い、友人になりました。東電の方にもいっぱいすばらしい方がおられます。誇りを持って仕事をしておられました。けれども雪印もそう、三菱もそう。一部の人のために、あるいは一部の外務省の人のためにおかしくなるようなものですから、安全だけを議論していても、仕組みだけを議論していても事は進みません。早急に維持基準を設けるのはもちろんのこと、事故が起きたときの対応策、それから経済的なこと、賠償責任も含めてあらゆるものを考えておくべきときではなかろうかと思います。

もちろん自然発生的な事故もありましようけれども、再三言っていますように柏崎でございます。四方海である日本はどこから何がやってくるか分からないんです。そして原発をつくって、電力をつくっていれば、プルトニウムをどこに置こうかといって大問題になっています。私たち地元では、じゃ、事故が起きたときにどうするか。何か怖いくらい大きな音の気持ちの悪いサイレンが鳴ることと、いちおう避難場所ということで設定されていますけれども、あんなもの事故が起きたら逃げようも隠れようもないんです。それ一つ決まっていけないんです。そこのところをね。

ものすごくお金がかかることだから簡単に考えたくないかもしれませんが、でもそのところを精一杯考えて、こうなったらこうする、こうなったらこうする、ここまでしかできないけれども、ここまではがんばりますという誠意を東電さんと国が見せてくれてこそ、初めて私たちは安心して、まあ、そのときはしょうがないか。死ねばもろともという覚悟でいれるわけです。そのところをぜひお考えいただきたいし、こんな危なっかしいものの上に。

先ほど消費地の受給者の安全性ということが問題になりましたけれども、使うばかりで文句を言うなというのが私の本音です。所沢の野菜の事件があったときに、消費者の安全なんたらこうたら。作っている人のご苦労。あれはまるっきりマスコミの害です。作っている野菜農家のことも考えないで何を言っているかと私は思いました。私らは電力をつくっているんじゃないんですよ。住まわされているだけなんですよ。それで生産地にいるからどうのこうの、金もらっただろうと。とんでもない。その辺を。

このときですから、いま早急に東電さんも私たちの地元で、安全ですから再開しますということは冗談にも言えないと思います。まず信頼を回復することが先ですけれども、皆さんにも、国にも、本当にこれからも事故は必ず起きます。そのときにどうするかという問題を早急に考えないで、何がシュラウドだと。それから日朝交渉でもマツタケをもらったか、もらわないとか、数が問題になった。そんなことはどうでもいいんです、ひびの数なんか。そのところを間違わないで考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【碧海委員】 岩下さん、今回のこのテーマについては、つまりどういう情報が伝えられるべきだったかということでご意見はありますか。というのは、今のご意見はよく分かりましたけれども、たまたま今回のテーマは情報のことなので。

【中村委員】 最初に言われた、うそをつかれたというのが一番まずかった。

【碧海委員】 でもどんな情報。つまり透明性がもっとあればということですか。

【岩下氏】 信頼を裏切ったということでしょうね、やっぱり。

【碧海委員】 つまりマスコミも含めてですか。

【岩下氏】 それはそれぞれに。

【碧海委員】 東京電力だけでなくね。

【岩下氏】 だから私も言っていますけど、東電さんも経済的に間尺に合わないことを。ひび1本できたからって、パッと補修しなければいけなかったら、とんでもなく経費がかかるし、宣伝だって経費がかかるし、異議申し立てだって経費がかかるし大変です。だからマスコミの責任もあるし、使う人の責任もあるし、国の責任もあります。そこら辺はひびの数の問題ではなくて、うそはつかないでちゃんときっちり考えよう。いいことばかり言っていないで、ちゃんと事故後のことも考えましょうということです。よろしいでしょうか。

【碧海委員】 はい。

【木元原子力委員】 今の方に重ねて質問になるかもしれないけれども、そうするとひびがこれだけありました、これだけクラックが入っていましたということをおっしゃる言っ

ていれば、また受け取り方も違うということになるかな。うそをついていなければ印象、違ってたと思います。そうするとまた不安が出ますよね。

【岩下氏】 うそをついていないということばかりでなく、ちゃんと精一杯これだけの誠意を尽くして考えていますということだろうと思います。経費だって限度があるんだし、やれることだって、日本人全員がノーベル賞をとれるわけがないんですから限度があると思います。ただ、それを金がないから、あるいは何がないからといってうやむやにしているからこうなっちゃったんです。安全だと言ってくれているからということで延び延びになってきたところもあるのですが、この期に及んだら、今までどうして考えつかなかったんだということもそうだけれども、それより大至急考えていきましょう。すぐにはできなくても大至急考えておきますと。阪神大震災が起きてからどうしました？

【中村委員】 岩下さんの最大の関心というのはそこなんです。

【木元原子力委員】 だから正直に最初から言ってほしいと。

【岩下氏】 そう。言ってほしいし。

【木元原子力委員】 今からでも遅くないと。

【岩下氏】 うん。精一杯誠意を尽くして、みんなで考えるべき問題だということです。

【木元原子力委員】 それは受け取る側も一緒に考えるよという姿勢でもあるわけですね。

【岩下氏】 そうですね。あの拉致事件が1人の個人の問題ではなくて、地元だけの問題ではなかったのと同じように、使っているだけで関係ないと言わずに、税金も電力もむだ遣いはやめてほしい。ここは何か暖房が入っているんじゃないかというくらい暖かいんだけど。

【木元原子力委員】 消してあります。

【岩下氏】 そういうような一つひとつの問題です。いい気になって電力を使うから、やっぱり原発は必要悪だなんて、冗談にも言ってほしくないんです。停電があって当たり前前の時代だったんです、ほんの20～30年前までは。いまさら背広を脱いだか着たかぐらいで、寒いだの暑いだのギャーギャー言わないでほしい。そのくらい痛みは堪えてください。それで原発、欲しいなんて言うのはとんでもないことです。

【碧海委員】 今の岩下さんへのご意見も含めて会場の方、どうぞ。

【後藤氏】 新潟と並んで発電県の福島県からまいりました。ご案内だと思いますけれども、東電さんの電気の4分の1をつくらさせていただいています。皆さん方が使っている電気の4分の1は福島県というマークが付いているはずなんです、見えませんかでしょうけれども。今の柏崎ご出身の方の気持ちはよく分かります。私は福島県人ですので人前でしゃべるのはあまり得意ではないのですが、思わず手を挙げてしまいました。情報ということでもいま話題になっているのでしょうけれども、端的に言うと、まさしくうそを言った人がいくら情報を出しても信用できないということなんです。現地の人からすれば、原発はひよっとしたら事故が起こるかもしれないと思っているわけです。その不安を押し止めているのは国がやってくれているから。それから世界有数の会社である東京電力がやってくれているということで、その不安を押し殺してきたわけです。

ところが国のほうは2年間も情報をほっぽり投げておく。我々は、8月25日にこの



事件が発覚しましたがけれども、7月に国から第二原発の3号炉、4号炉は安全だという宣言を受けているんです。それで今回の事件があって、みんなそれは撤回されました。いま10機あるうち、安全宣言は9機が撤回されました。こういう話はこれに載っていません。そういう地元の信頼感を失ったところが一番大きな問題だろうと思います。

それから私どもの知事も、よく水平展開、水平展開と言います。どういう意味かと言いますと、電力会社同士の情報の共有化という話ですけれども、その言い方は、東京電力さんはよくやってくれているから、ほかの電力会社さんもそれを見習うように国はちゃんとやってくださいという話です。ですからうちの知事も原子力についてはいろいろ発言をさせていただいていますけれども、根本には電力さんと国に対する信頼感があつたわけです。それが今回の事件で覆されたわけです。

いろいろ先生方がおっしゃることを聞いて、なるほどと思う点もありますし、若干違和感がある部分もあります。今回の格納容器の件が論外の話だということで、それを強調されるがために、シュラウドの件は軽いものだというお話かもしれませんが、私どもとすればうそをついていたということが一つ。それから盗みでも酒飲み運転でもそうですけれども、最初は小銭から、ビール一杯から始まるんです。そういう土壌があったからこそ、ある意味では今度のいわゆる犯罪、前のは不正事件、今度は犯罪、それにつながったわけです。技術論から言えば確かに別かもしれませんが、我々からすればそれは一体も同然なんです。

【井上委員】 どうでしょう。もうお一方ぐらい聞いて。

【浜口氏】 墨田区から来ました浜口と申します。先ほどのPAのことですが、昨日、核燃料サイクルについての原子力委員会で柏崎の方と福島の方と敦賀の方がいらしたんです。そのときに皆さんとても勉強になったのですが、その中でも柏崎の助役さんがPAについて、今までは技術についてのPAだったけれども、安心・安全のためのPAがなかったのではないかと。ですからそれを時系列にそのとき、そのときに合った安心・安全のためのPAを考えていかないとだめだと言われて、とても印象に残りました。ですから今の話も、ここに立地の地域の方もいらっしゃると思いますし、マスコミの方もいらっしゃると思いますけれども、それに基づいて現在、特に安心・安全のためにはPAとしては何が一番必要なのかということ、特に立地地域の方に教えていただきたいというのが一つです。

もう一つは、昨日の日本経済新聞の科学技術欄に、東電の、あるいは国会審議で電気事業法のこと載っていました。その中に、ヨーロッパのほうではそれぞれ原発一つ一つについてもそれぞれの個性があるから、定期検診というかたちではなくて、一般論としての健康診断ではなくて、病気になったときにお医者さんにかかるとか、個別の診断のほうをしているという話です。今回の規定でいくと、自主点検のほうを強制的に上げてしまうわけです。それよりはむしろ個別の一つのひとつの個性に合うためには、自主点検をもっと重要視したほうがいいのではないかとということで、そここのところが問題なのではないかというのが載っていました。そここのところの2点を教えていただきたいと思います。

【井上委員】 今のご質問の中に立地の方たちは何をPAとして知りたいのかとおっしゃったので、どうでしょう、立地地域からいらっしゃる方、本当に知りたいことはこれなんだと。

【碧海委員】 先ほど一つは岩下さんのほうからも出していただきましたね。何かあったときのというお話がありましたけれども。

【後藤氏】 非常にたくさんございまして一言で言えないのですが、私、県庁の人間でございまして。素人ながらもいろいろ勉強させていただきました。エネルギー政策検討会を開催させていただきました。いろいろな先生方から教えていただきながら、いろいろな疑問点を取りまとめました。今回、原子力委員会さんのご好意によって、カウンターのところに、ご自由にお取りくださいということで、これが上がっているかと思えますけれども、これが我々が知りたい疑問点でございまして。保安院さんもお読みになっていると思えますけれども、もしご入用の方は帰りにお取りになっていただければと思えます。またご希望の方は本文もお送り申し上げますので、よろしく願いいたします。

【片山正一郎氏】 私コメントをさせていただきたいと思えます。福島の方のお話で、うそを言われたということについて、そういう人に何を言われてもぜんぜん信用できないということございまして。基本的に私ども本件の問題についての重要な一つの問題として、情報の問題、すなわち信頼を失わないようにするということが極めて重要な課題であると私どもも理解してございまして。原子力安全・保安院が安全を確保するだけではなくて、地元の皆様のご信頼を得るための最大限の説明責任を果たす努力をすることも、私どもとしては重要な仕事であると理解をしているところである。そういう意味で安全上の問題は必ずしも多くはないかもしれないけれども、そういう情報について、もちろん技術的には価値があると思えます。すなわち情報を共有することによって関係の技術者、研究者とかさまざまな方が再発防止、あるいは水平展開のための知恵として使うという技術的な意味もありますが、逆に安全上必ずしも重要でない情報が明らかになることによって、我々は隠されていないということが理解できることは非常に重要なことだということは私どもも理解をしています。

そういう意味で可能な限り情報が共有できるような体制にすることが、今回、福島県の方のお話は非常によく理解できるところでございまして、そういう対応を全体ですることが極めて重要な課題だと私ども理解して、そのような対応をとっていきたいと思っております。

また、定期安全レビューについてのご指摘がございましたが、それについても私どもとしては誠実さを尽くしたつもりでございまして。私どもは定期安全レビューで評価した点について、必ずしも事実と異なる点があった前提で評価をしたものについては撤回をさせていただきましたが、これはきちっと評価をし、またその定期安全レビューのやり方そのものについても、たとえば保安規定にそのあり方を位置づけると、今後適切にその対応がとれるような新しいやり方ということで、地元の皆様のご理解いただけるような対応をとることも重要な課題だと理解しています。

また、自主点検について、強制をしても必ずしも十分ではないのではないかと法定を

して強制をしても、それぞれのものにもそれぞれの特徴があるというご指摘もございましたが、私どもとしては自主点検は基本的に原子炉のことを一番詳しくご存じなのは実際に設置をされておられるその事業者の方であると十分理解しているところでございます。そういう意味で自主点検は一番詳しい人が自分の責任できちっと安全確保をすることを明確に位置づけるということで導入したものです。私どもとして自主点検について一つの点検を全部一緒になってやることはできませんので、むしろそういう責任のある人にきちっとやっていただく。そしてそのやり方、体制についてだけ、枠組みをきちっと確認をさせていただくというかたちで、最大限どこに責任の所在があるかということも明らかにしつつ、明確に実効性が上がるような対応ではないかということでご提案をさせていただいているところでございます。

【榎本晃章氏】 先ほど柏崎にいらっしゃった岩下さんと福島の方のお話がありましたが、これはまったくそのとおりです。本来、私は一番最初にうそをついた、あるいはうそを重ねてついていることにお詫びを申し上げるべきでした。ちょっと遅れてまいりましたために気密漏えいテストのお話を中心になっているように私は受け止めたものですから、そのお詫びを落としたかも分かりません。これは私どもが社内でも、なんでもくふつうの、あるいはなかなか優秀な技術屋の集団が、グループとして安全とか安心とかいう以前の子どもでも分かるうそをつくということをやったのか。正直、我々ですらまったく信じられないような思いですから、特に地元で長くいろいろお付き合いをいただき、お願いをしてきた方々にとってはおっしゃるとおりで、裏切られた思いは私は痛いほど分かりますし、そうしたご指摘もそれぞれ新潟柏崎でもいただいてまいりました。

これは私の意見ですが、言葉では実は償えません。うそというのは人の信頼関係のベースでありますので、行動で起こすしかないと私は思っています。ただ、会社の仕事としては、先ほど品質管理、ISOのお話がありました。うそをつかせないような仕組み、うそをつけないような仕組みをどうやって仕事の中に組み込んでいくか。これが非常に大事だと私どもはいま思っておりまして、平たく申しますと、くふつうの世の中の目を仕事の中に組み入れていきたい。仮にもうそをつきたい、不正をした方が楽だというときにも、それができないような仕組みにしたいと今思っており、関係者で努力しているところでございます。

十数年前、いったんうそをつく。それを5年、10年と続けてしまうということがありました。岩下さんが怒られるのも当たり前と、私は残念ながら思います。そういう意味では今日の非常に難しい議論の前の前の話として、東電の経営の一端を預かる者としてここで深くお詫びを申し上げます。それと同時に、それがあつただけに上層部は引責辞任をしたということかと私は理解をしております。

【井上委員】 コアメンバーの方、何かありますでしょうか。

【吉岡委員】 うそをつけないような仕組みをいかに構築するかというのは、まさに重要問題だと思いますけれども、一つに気になっていることを言わせていただきたいと思います。内部申告、あるいは内部告発とも言えますけれども、それを受け付ける仕組みを政府が作り、そこに申告者を保護する仕組みを取り入れたのはJCO事故をきっかけと

してですけれども、これは今回意味のあることだったと思います。従来からの内部告発というのはだいたい新聞社と脱原発団体に送っているわけですが、こういう送り方だとおそらく今回は握りつぶされていた可能性があるのも、政府に窓口があったからこそ、これが曲がりなりにも機能したわけです。そういう点では一定の評価をしますが、今日の座長報告に私は若干疑問点があります。この座長報告は主として経済産業省の調査過程評価委員会の中間報告に準拠してこういうものを作っているのですが、これがある方は見ていただきますと、12年7月3日に内部申告があったとあるわけですが、よく見ると、その中間報告では、「作業関係者と称する者」と犯罪者扱いをしているような言い方です。座長報告の配布版では「という人」ときちんと直しましたけれども、中間報告はそうになっています。

そういうところの配慮のなさ、あるいは次の11月13日で、「申告者は関係者には自分の身元を明らかにしてよいと表明」とありますが、こんなやり取りがなぜ起きたのかというのは奇妙なんです。身元を明らかにしないのが当たり前で、本来は名前と住所を調査官に対してすら言わなくていいものを、それをなんでこんなやり取りが出るのだろう。調査官のほうでそういう対応をしたのではないかという疑いすら生じます。2年間調査過程で遅らせたということも含めて、政府の対応はまだまだやるべきことがあると思います。

【井上委員】 小川さんも内部申告、内部告発の問題で先ほど発言されましたね。

【小川委員】 内部告発者が非常に重要な位置づけをされているということも田岡さんがおっしゃったのですが、内部告発によって、今回の場合は、膿を出し切るというような改革の方向に働きましたけれども、内部告発と言ってもいろいろあると思います。ただ単なる自分の恨みを晴らすとか、個人的な中傷のための内部告発もありうると思います。実質的に善い内部告発と悪い内部告発があるかどうか分かりませんが、今回の内部告発は、何年もかかって社会に出たわけで、こんなに長いのは論外ですが、内部告発があった場合、社会への公開の、内容とタイミングは、どうかたちがよいか、田岡さんのご専門のご経験からある一定のポイントがあれば教えていただきたいと思いません。

【田岡俊次氏】 内部告発は今に始まったことではなくて、実は検察庁でも国税庁でも新聞でも一番主な端緒はたぶんそれだろうと思います、皆、なかなかそう言わないだけの話で。だからうちなんかにも猛烈にまいます。いま吉岡先生が新聞に渡すと握りつぶされると言われたけれども、新聞にとってはそんなことはあり得ないので、大事件であればそして確定が得られればそれは必ず取り上げます。

【吉岡委員】 そういう意味ではなくて、新聞は取り上げて政府が取り上げないという結果に終わる可能性がある。

【田岡俊次氏】 しかし、それが大事件だったら取り上げざるを得ない。今回でも一番重要な格納容器の件は、残念ながらうちに来ずに読売のほうに行ってしまうと、(笑)読売はちゃんと調べて書いた。読売のほうは保安院とは違ってニュースソースに関してはよくやっています。手慣れた記者は、相手側にすぐ当てるような下手はしない。ただし

裏を取らなければいけない。だから最終的には相手に当てる。いろいろな手段で調べ、否定しにくくなったところで相手に当てなかったら裏は取れない。記事にする確証が持てない。しかし、同時にそうやると、今度はニュースソースを推定される心配も出る。そのところは非常に難しい点です。それを役所側に言うと、役所から企業に漏れてしまうということは実はよくあります。だからそこは非常に難しいところです。

いま小川さんがご心配のように、私怨で持ってきて、それは私怨を晴らすためだからけしからんとおっしゃるけれども、私怨で持ってきたとしても、その内容が報道するに当たらないもの。たとえばだれとだれが不倫していると言ってきても、それがうちの社長と秘書がやっているとか何とかというのはよくあるんです。(笑)そういうものは週刊誌であればとにかく新聞は載せないわけです。

今でも、たとえば格納容器の件でも私怨があったらしいと言うわけです。だけどそういう部分もある場合もあるけれども、私の扱った経験では、だいたいの感覚で公憤7割、それに3割の私怨も重なってというところで、まったく私怨がないときには、たぶん言わないでしょう。公憤がなく私怨だけというのは少ないし、内容もまず扱うに値しない。だからそれをこちらとして扱うときにはどうするかというと、私怨の部分は若干分かっているけど、それはいささかも触れないようにして、あなたがやっていることは、たとえば何万人の命を救うことになるとか、国家予算の何十億円、何百億円があなたのおかげで救われました、というふうにして、できる限り愛国者として扱う。そうすると一生懸命してくれるわけです。

実際に告発者たちに会っていろいろ調査報道をやってみて、社内の仲間と話した感覚では、だいたい7割方は公憤です。私怨だったら新聞社以外のところへ持っていくでしょう。金をもうけたい人はむしろ相手側へ持ち込んで、相手側に買い取りを要求します。今回格納容器の空気漏れ事件でも、告発したのは子会社の人か何か知らないけど、僕も最初、ひょっとして東京電力は当初から知ってたのではないかと。東京電力に情報買い取りを要求して断られたということでもあれば、東京電力は前から知っていて、それをごまかしたのかと思ったのですが、どうもその気配は私が見るところはない。ほんとうに東京電力はいきなり出るまで、読売が入手して広報に当てるまではたぶん知らなかった気配だ。そのほうがまた問題ではあります。

中で情報のやり取りがないんだから、それはもっと大問題なわけです。先ほど情報公開なんて言ったけれども、情報公開をするといっても、企業として、東京電力が隠しているなら出せと言えるけれども、東京電力の中で隠し合いをされたら、これは情報公開以前の話で、いかに正直さを担保するかが問題です。だから榊本副社長がおっしゃったように、東京電力の中でうそをつきにくいシステムを会社としてお考えいただかないしょうがない。それがあってこそその情報公開だろうということを考えていただいでございます。

**【碧海委員】** 内部告発の問題でちょっとうかがいたいのですが、内部告発というのは以前は、たとえば企業の中では非常にマイナス評価というか、あまりよくないという目で見られた部分があるのではないかという気がするんです。

【田岡俊次氏】 今でもそうですよ。企業の中ではそうですよ。

【碧海委員】 だと思っんです。ただ、私どもは、たとえばアメリカのニュースなんかを見ていると、内部告発というのはむしろ正義の味方であるという話が非常に多いわけです。今回のあれはどうなんでしょうか。世の中の受け止め方というのはやはり変わってきているのでしょうか、内部告発に対して、企業ではなくて一般社会という意味で言えば。

【田岡俊次氏】 だんだん変わってきたと思います。たとえば雪印食品のケースは内部告発というよりは、扱った冷蔵庫会社の社長が結局は認めたわけです。ただ、実は彼が内部告発者では本当はない。そういうふうに使われていますけれども、実はうちはもっと前から知って、2か月ほど朝日の阪神支局は捜査をしております、最初のころは彼も否定していたんです。うちは最初は別のソースから情報を得ているわけです。調査でだんだん分かってきて、彼はとうとう認めたわけです。だから今は内部告発者みたいな格好になっていますけれども、彼が認めたことは取引先の不正ですから、昔だったら認めるのは格好悪かったですけれども、今は彼はそれでむしろ有名人になって、選挙にも出ようかというふうな話も聞く。彼は河本敏夫さんの秘書でしたから。

そういう点では内部告発に対する理解が出てきたし、実際に見ているとそれは愛国的行為です。よその国だったら、脱税なんかの告発者には賞金を出すこともあるんです。シンガポールだと脱税を告発した人に、政府が取った金の5割は賞金でやるわけです。それをやられたら怖くてだれも脱税ができなくなる。(笑)たとえば税理士がこっそり言いについて、追徴金の半分を税務署からもらうということをやられたらたまったものではない。そこまで内部告発を保護する国々があります。

たとえば戦国時代はよく寝返りがありましたから、返り忠というのはむしろ奨励したわけです。自分の親分が敵に寝返ろうとしている場合に、大名のところへ行って、実はうちの隊長は寝返りを打とうとしていますということを使うのは、まさに忠義の最たるものであるわけです。今でも内部告発は国民、国家のためですから、それは忠誠心の現れと評価すべきだと思います。私はそういうものを何十件と扱っていますが、立派な人々です彼等は。かなり危険も冒しているわけです。どちらかという公的、パブリックのマイクのある人が持ってくるので、私怨も若干はあるのでしようけれども、それはたぶんごく一部で、大本のところは公憤で、こんなことが許されていいのか、という気持ちが告発に踏み切らせるのだらうと思います。

【木元原子力委員】 今に関連して、私がお報告申し上げたペーパーの4ページです。これは保安院にうかがったほうがいいかもしれませんが、総合エネルギー調査会の保安部会の原子力安全規制法制検討小委員会という大変長ったらしい名前のところの再発防止策の「申告制度運用改善」というのがあります。これは2000年7月に申告というか、告発というか、GEから来た。だけど私も調査させていただいたら、GEの下請のGEIIの人で、しかももうすでに解雇された人であった。自分が申告してきたお手紙の中に、私はGEから危険な人物と言われる者ですがというようなクレジットというか、それが付いていた。それも分かった。そうするとやはりこれは裏を取らなけれ

ばよく分からない。東電を告発しているのではなくて、私はこういう間違っただけに参与させられた。だから上司が悪いんだということで、上司を訴えるようなことをおっしゃっていた。

それから裏を取るという作業が保安院でなされたと思いますけれども、そこにちょっとした戸惑いがありになったのではないかと。そういうことを踏まえて東電のほうにこの告発なさった方の事情を言ってしまったというのは、こういう手紙をくれた人なのだけれどもということをお話してしまった。それは、よくない人間ですがと言ってしまったからというような報道がされてしまったというようにちょっとずれがあったわけです。そういうことの反省のうえに立ってこの5番目の申告制度の運用改善がなされたのか。その辺をお知らせいただけますか。

【片山正一郎氏】 まずそのご質問に直接お答えする前に、本件申告についての対応に2年間かかったということについては、評価委員会の報告書にその経緯が縷々詳しく公開のもとでのご議論をいただいたうえで、私どもが事務局内会議、公開の場でご議論いただいたところがございますので、そこをお読みいただければと思いますが、結論から先に申し上げますと、私どもの対応は必ずしも適切でなかったという厳しいご指摘をいただいています。それが前提でございます。そのうえでお答えを申し上げたいと思います。

その前にもう一つ、公表のタイミングのお話がありましたが、申告の議論について大変な議論になりました。もっと早く公表すべきではないだろうかということでしたが、その公表のタイミングというのはそもそも申告をされた方のプライバシーをどう守るかという問題、あるいは申告が事実でなかったときに申告をされた事業者の方に無用の不利益を被らせしめるという問題。あるいは公表することによって証拠がなくなってしまっ、その後のフォローができなくなってしまうというようなさまざまな利害得失の絡む問題です。したがって結論から先に申し上げますと、公開のもとで行われた評価委員会の中でも必ずしも意見は収斂はしてございません。ただし、そこでの結論は国民の皆様にご不安を抱かせることのないように、できるだけ早く公開するということが大原則だ私どもは理解してございます。

その中で全体の対応の中で申告について運用を変えろということでしたが、これはすでに徹底的に変えたつもりでございます。すなわち今まで申告があった場合、その手続きはもちろん定まっていたのですが、内部の申告調査委員会で公開でないかたちで、ルールも不十分な状況の中で対応していましたが、これは私ども第三者の入った、すなわち役所の人間だけでなく、さまざまな専門の方の入った目でそれを公正にチェックをすること。そしてそのプロセスについて定期的に公表すること。すなわち役所がどういう申告の案件をどのくらい抱えているのかということについて、定期的に公開すること。中身についての公表は問題になりますので、どういう件数を、どう抱えているかについては、世の中が見ているという状況の中で、申告制度について対応していくことが重要ですので、そういう第三者の目、公開された状況の中で、かつ極めて詳細なるルールを作り、そしてそれを定期的に開催する、本件については極めて緊張感を持って対応することに私どもはしたところでございます。そういう状況をご理解賜ればと思っ

おります。

【小川委員】 いま内部告発を社会的に公開するときのタイミングについてうかがおうと思ったのですが、お答えがありましたので。それからあとプラスしていいですか。

【井上委員】 内部告発の問題ですか。

【小川委員】 内部告発の問題ではないんです。

【井上委員】 では後で。

【碧海委員】 長いようであと25分を切りました。もう一つ、皆さんにご意見をうかがいたいと思っていることがございます。というのは、前半のお話の中で清水さんから、新聞の最初の報道は一般市民にとってはあれでよかったのではないかというお話がございました。その問題について会場の方からも意見をうかがいたいこと。それから今まで立地の方からのご意見はいくつかがあったのですが、ぜひ消費地……。私は「消費地」という言い方に抵抗があります。エネルギーだけの問題ではありませんから。ですから抵抗があるのですが、とりあえず東京もしくはこの周辺、大阪でも結構ですが、電気を使っている方々の立場で少しご発言をいただきたいと思います。特に清水さんが前半でお話になったご意見等についてご意見があればぜひお願いしたいと思いません。いかがでしょうか。

ちょっとお待ちください。ほかにいらっしゃるいませんか。特に私は女性にうかがいたいんです。女性の方、前をお願いします。

【佐藤氏】 趣旨に合っているかどうか分からないのですが、私は正しい報告書が出しにくい環境にあることがとても大きな問題だと思います。どうして正しい報告書が出しにくい環境になったかと考えるときに、一部の新聞ですけれども、シュラウドにひびが見つかったということで、それを担当していた人がそういう報告書を役所に持っていくと、役所の方が、これでは受け取れない、もう一度書き直しなさいというような。そこまではっきりは言わないまでも、これは受け取れない報告書だということで突っ返されたというような記事を読んだんです。そこからして非常に問題なわけです。

私は埼玉県で消費生活専門相談員をしてる佐藤と申しますが、日本アドバイザーコンサルタント協会のメンバーと一緒にこの夏の終わりに柏崎の原子力発電所を見学に行ったのですが、そのときにみんながいま話題になっているシュラウドのひびはどこですかと模型を見ながら、どこがどうなったのがいけなかったのですかと説明していただいたときに、ここの接合部分は歪みが起きやすく、中まで浸透しなくても、ここにたった1本だけひびが入っても、これを全部取り替えなければいけない。日本の原子力に関する規則は非常に厳しくて、アメリカ等ではこういうようなあまり危険性のないようなものにひびが起きても、それを全部取り替えなければいけないという規則はないので、そういう現実に合った規則から考え直したほうがいいというふうに、そのお話を聞いて思ったんです。

ですから遠回りかもしれないけれども、いま原子力で発展途上なので、現実にそぐわないような厳しい規則はどうなのかということで、まず規則のところからこつこつみんな考え直していったほうが、結局、原子力発電が発展する道も見えてくるのではない



かと感じました。

【碧海委員】 こだわるようですが、いまそういうふうに思われたというのは柏崎を見学に行かれて、そういう説明を聞いて思われたということですが、今回のこういう出来事について毎日のように情報が出ます、たとえば新聞でもテレビでも。そういう情報をご覧になってはいかがでしたか。やはり百聞は一見にしかずで、行ってみたいということでしょうか。

【佐藤氏】 こういう事件が起こったからこそ見学に行こうという話があったときに、ぜひ参加したいと思いましたが、自分たちが使っているエネルギーがどうやったら持続可能な消費生活が送れるのか。電気というのは何もなくても与えられるような、努力しなくても何でも便利に使えるように思っていましたけれども、この事故の報道をきっかけに、このまま何も考えないで消費することだけ考えていたら大変なことになるのではないかと。次の世代、またその次の世代の生活が成り立っていくのかということをおもいました。

【碧海委員】 清水さんが言われたことの中にもう一つ東京電力の事業の対応で、立地に対してはある程度個別訪問をされたりということはあったけれども、消費地の家庭に対して何も情報がなかったというお話がありました。それに関連して会場の方はいかがですか。

【乾氏】 東京からまいりました乾と申します。今日このような機会があって、原子力保安院の方と東電の方とお並びになって、私たち消費者の話を聞いていただけるという機会があって大変ありがたく思っております。今回、東電の説明責任の話ですけれども、いま副社長のお話を聞いていて、実際に言葉を聞いているものすごく一生懸命やっていらっしゃるものがじかに伝わってくるわけです。ですからこれからこういう作業というのはずっと続けていく必要があって、たぶん大変なことだとは思いますが、やはり私たち消費者にそういったことを伝える努力をずっとしていただきたいと思えます。

いまこういう問題があって、原子力発電所が止まって、火力発電所に置き換わっているという新聞記事を読んだりするのですが、地球温暖化の問題がものすごく重要になっている一方で、原子力発電所を止めて火力をたかなければいけないという状況は、全体で見るとマイナスだと思います。ですから原子力に携わる人はそういう責任も負っているということをよく自覚してお仕事に携わっていただきたいと思えます。

【田中氏】 大田区から来た田中と申します。消費地の人の意識ということで考えてみたのですが、私も機会がありまして、周りの者に、スイッチを押すとすぐ電気がつくという状態をどう思うかということをお聞いたことがあります。やはり湯水のごとくではないのですが、来ていて当たり前というような感覚の人たちがほとんどなんです。私自身も正直言ってそんな感覚を持っています。電気がない時代とか電気が止まる時代を知らないからそういうふうになってしまうのかなという気がするんです。だからといって電気がない日をつくるかそういうことはできないと思うんです。小学校の社会科の教科書とか生活科というか、そういうのを見ると、農業の人たちの仕組みとか漁業の人たちの仕

組み、漁業の人たちがどういうふうに魚をとってきて売っているかということが教育として教科書に載っています。電力に関しても、どういう人たちが発電所で働いていて、どういう仕組みになっていて、いろいろな人たちが支え合って電力の安定供給は図れているということを、小さいうちから教科書等に載せて教えていくことが必要なのではないかと思います。そうすることによってみんなが電気のありがたさを意識するようになってくるのではないかと思います。

【吉田氏】 国分寺の吉田でございます。新聞の件で先ほどお話がございましたので。読売新聞の特ダネで社会面トップ、あるいは一面トップということが数回続いて、あと1か月ぐらい記事が出たかと思えます。一方で解説欄等には3、4回、あれは維持基準の話であって、大したことではないという記事がありました。つまり、社会部と科学部の意見が見る人が見ればだいたい分かるようなおかしな記事でした。したがってあれは最近の言葉で言えば読売新聞の「統合失調症」であると思えます。したがってあの記事は妥当ではないと思っております。これが一つ。

もう一つだけ言わせていただきたいのですが、先ほど中村さんは、安全なのになぜうそをつくの。榎本副社長さんは、うそをついて、隠して大変申し訳ない。住田さんは、研究者の風上におけないとおっしゃいましたけれども、どなたも現場のほうをおかばいにならないので、一言現場の気持ちを少し代弁させていただきます。先ほども申し上げましたように、30年来維持基準というものは海外ではあって、その程度のものは報告しなくてもいいということが一番よく知っているのは現場だと思います。その現場がなぜうそをつき、隠したと盛んに言われるかというのは私はやや心外でございます。やはり30年来実現しなかったこと。それから発電所のトップを通して、それから本社に上げて、本社が保安院に持って行って、保安院が今度は専門家の意見を聞いて、国会の委員会に出して、法案としてオーケーするまでは気の遠くなるような話なわけです。それなら1機止めれば1日1億円になるんだから、このグローバルな時代に、ちょっと悪いことだけでも、止めてもいいかなということで止めたのが、つい数が重なったような気がします。したがって隠したというような積極的な意思があったのではなくて、そういう経過を踏まえてそのようなことが行われたのではないかと、やや現場の人の気持ちになって申し上げますと、そういうことでございます。

【碧海委員】 ご意見としてうかがいました。田岡さん、新聞の統一が取れていないということについて何かお話になることはございますか。

【田岡俊次氏】 他社のことですから、それはあまり言えないのですが。私はむしろそんなに統一を取るべきものではないと思っています。統制をして、お前はかくかくしかじかの記事を書けというのは本来無理なんです。新聞では圧倒的に強いのは現場の記者で、本社にいる者は受け取り手なわけですから、かくかくしかじかの記事を持ってこいというのは、もともと情報収集機関ですから基本的に無理なんです。そういう中で解説を書くにしても、ある記者は、維持基準を決めて、規制をもっと緩めろということも一理あるなと思って書く人もおもしろし、また別の人は、原子炉の格納容器が漏れていれば、これはまことにけしからんと思う。それは確かにけしからんわけです。そののとこ

るを全部統一して書けという、つまり思想統一しろというのは無理なんです。むしろそれぞれ掲示板だと思って。むちゃくちゃに離れていると困るけれども、ある程度の許容幅があって、その中で書くということはぜんぜんおかしくない。それを統一しろということのほうがよほど妙な議論になってくると思います。

確かに維持基準がなかったために面倒くさかったということはありませんけれども、それは今や非常に弱い議論になったわけです。なぜかというと、そんな話ではなくて、格納容器の空気が漏れるという重大なことをごまかすわけです。それは同時に起きているわけです。維持基準が厳しいからああいうことが起きたというのではない。心構えが悪いからああいうことが起きたんだと考えるしかないじゃないですか。たとえばスピード規制がきつすぎる。本当は60キロで走っても安全なところを40キロにしているからスピード違反が多いということがあったとしても、それを言う人が、同じ現場でひき逃げをしたということになれば、交通規則が厳しすぎるからひき逃げをしたとは言えないわけです。だから今やその議論はもう一つの大事件が発覚したために通じなくなったということです。

【井上委員】 榎本さん、2分ぐらいでお願いできますか。

【榎本晃章氏】 いま国分寺の吉田さんから私どもの現場の人、あるいは現場の技術者のお話をいただきました。実はいまおっしゃられたことは我々にとっても大変切ないところでございます。私どもの現場の者がみんな悪意を持ったり、私利私欲を持って今回の不正、あるいは気密性のテストのごまかしをしたわけではないというのが、今までの調査の結果分かっております。そういう意味では残念ながら専門家が自分が一番詳しいんだという一種の過信が、会社として非常に反社会的なうそ、ごまかし、不正につながってしまった。ここのところが正直、皆様には大変申し訳なく、かつ社内では大変切ないところでございます。いまおっしゃられたのはそのとおりというのが現場の人たちの気持ちではあります。ただ、それでも社会とのかかわりで仕事をしている経営体としては、うそをついたり間違ったことをしてはいけないんです。そのところを一つもう一回徹底し直す必要があるというのが私ども東電の状況でございます。

もう一つ、そのいわば相撲をとる土俵を変えなければいけない。その変える努力をだれがしたか。残念ながら十分ではありませんでした。私ども原子力の幹部、あるいは経営層はもっと早くその維持基準を含めた仕事のしやすい環境、決して法律を、あるいは基準を侵さずに済むような環境づくりを正当に主張し、改善の努力をすべきでした。それを手抜かしておりました。そういう意味では今のご指摘は痛いほどおっしゃるとおりですが、残念ながらそうになっておりませんでした。

情報の提供、公表は私どもは8月29日に29件のリストを出しました。その後9月17日まで東電は一切情報を出せませんでした。社内調査をしっかりとるがために。これは新聞記者の好奇心をかき立て、すべての記者が現場の皆さん、うちの職員全部に取材が入った。結果として29件全部、私どもの報告が出る前に報道がされました。ですから我々の発表の仕方あるいは問題だったかなと、いまお話を承って感じております。

【碧海委員】 強引にお願いいたしますが、住田先生も清水さんも1分ぐらいで、これだ

けはということがございましたらお願いいたします。

【住田健二氏】 経験の深い技術者というのは、うそをつくと後で必ずばれる。だからうそをつかないで愚直に本当のことを言っていくのが、最後は一番楽な方法だということは分かっているはずなんです。それだけのことを申し上げておきます。もしここに技術屋さんがおられるのだったらご同意いただけると思います。

【清水鳩子氏】 内部告発の問題が出ておりますが、ご承知と思いますけれども、いま内閣府の国民生活審議会で、内部告発者保護法についてどういう制度が必要かということも議論しております。私どもも市民ネットワークを立ち上げる準備をしております。諸外国のいろいろな実例がありますので、どういう内容の内部告発保護法が必要かという議論を消費者団体側でも積極的に始めたところなんです。抽象的に私利私欲とか公益とかという概念のみの議論ではなくて、だれが、どこに申告するのか。そのとき申告者をどうやって保護するかという詰めた議論をしているところなので、ぜひご関心を持っていただきたいと思います。

この内部告発の問題がきっかけになったのは、いま吉岡さんがおっしゃったように、例の原子力の中の内部告発です。日本ではJCOの事件をきっかけにして、初めて法律の中に内部告発の規定を入れたということは非常に大きな意味があったと思います。

正確ではないのですが、11月6日の朝日新聞のトップには、政府はなるべく早い時期に消費者保護基本法改正とは別枠でこの法律を作りたいということ、担当局長が言ったと報道にあります。内部告発の法律をなるべく早く作りたいという政府の方針は間違いないと思います。

【碧海委員】 コアメンバーの小川さんから1分。今後のコアメンバー会議の活動に参考になるような、印象の強かったことをお話してください。

【小川委員】 大変印象に残ったのが田岡先生のスウェーデンでは情報公開の歴史が230年もあるということです。原子力では安全文化ということが言われていますけれども、情報公開についても日常の行動の中に作り込んでいく。出すほうの責任、そして受けるほうの権利と責任をわきまえた情報公開文化も日本の中に醸成することが必要だと思います。

コアメンバーの会議の中でも、情報公開文化を日本人の中にどうしたら作れるかということの視点でも話していけたらいいなと思いました。

【碧海委員】 吉岡さん。

【吉岡委員】 事故や事件というのは我々にとってはよい社会をつくる絶好なチャンスだと思います。それがなければきっと権益にとらわれてなかなか仕組みが変わっていきません。だからこの教訓をどう生かしていくのか。まだ真相解明がなっていないから、真相解明が第一ですけれども、教訓を生かす際に維持基準というのは一つの教訓です。ただ、それは多くのものの一つでしかなかったということが分かってきたと思います。事故や事件は私なりにたとえると地震みたいなもので、今まで歪みに歪んだ地殻に貯えられたエネルギーが、崩壊で、解放される。これをチャンスとしてさまざまな旧制度を改革することの機会だと思います。我々も国民の意見は十分に聞いて、そのチャンスを広げて

いきたいと思います。

【中村委員】 私の場合はコアメンバーというよりは科学ジャーナリストとして大分厳しいことも申し上げましたけれども、基本的には私は日本の技術や日本の技術者、研究者のサポーターを自認しております。それだけに残念だということで、今回東京電力の技術者の皆さんだけではなくて、日本で技術社会を支えていただいているエンジニアの皆さんに他山の石としていただきたい。

この原因の中に私自身が感じているのは三つの欠如があったからだと思います。一つ目は想像力の欠如、イマジネーションの欠如です。イマジネーションがもっと働かされていれば私は思っています。それは住田先生の言われる、愚直にということとたぶんつながっています。さらにつながるのは技術を扱う者の謙虚さが欠如していた。これが残念です。さらに第1部でも申し上げましたけれども、技術者の方に社会性が欠如していたこと。この三つの欠如が非常に残念で、この回復があれば日本の技術社会は回復できる。東京電力さんの信頼の回復の道にもつながるのではないかと、科学ジャーナリストとしては感じております。

【井上委員】 いろいろな企業の崩壊、解体がこの間ありました。私たち家族を持っている者として、夫や息子たちが仕事をしています。自分も含めて社会の中で何らかの責任を持って仕事をしています。自らの専門分野において罪人になってはいけない。そして組織の中から犯罪者を出してはいけない。そのためにどう体質を改造していくか。また、決して企業だけの問題ではなくて、企業倫理とずいぶん言われましたけれども、私たち生活者、消費者の倫理も問われている時代だということ、この事件でもすごく感じました。

【碧海委員】 では木元原子力委員、最後のまとめを兼ねてお願いいたします。

【木元原子力委員】 私はいろいろな立場で参加させていただいておりました。今日も発言いたしましたけれども、最後は原子力委員の一人として、今日4時間この会議に付き合ってくださいましたことを深く御礼申し上げます。初めての試みでした。先ほど申し上げましたけれども、市民参加懇談会のコアメンバーがいろいろ議論のうへ、やってみようじゃない。とにかくいまエネルギーの問題を考えるときにはいろいろな角度から切れます。ですけれども、いま東電がこういうような不祥事を起こしたとき、これを契機にして自分たちの問題として、私たちがどれだけ話し合うことができるのか。初めての試みは1部だけではなくて、2部ではご発言なさりたい方がたくさんいらっしゃったと思いますが、何も台本がありません。ただお二人に進行をお任せして、皆様のお考えを中心に展開していこう。これで2時間です。まだ足りないぐらいの感じがあります。

こういった試みが今までなかったように思いますし、いろいろな分野の方にご参加いただくことで見えなかったものが見えてきた。今日は私どもがお声を掛けてみました。そうしましたら保安院も東京電力もきちんと参加してくださいました。そして責任を持ってお答えくださいました。こういう姿勢が基本にあることで信頼というものがまた醸成されてくる土壤ができるかなという気持ちも持ちました。

これからもこういうような話し合いの場を「市民参加懇談会」という名前ですけれど

もそれぞれが立ち上げていって話し合うことによって、日本のエネルギーのあり方はどうあったらいいのか、生活はどうあったらいいのか。そしてもっと大きく言えば、日本はどう生きたらいいのか。そこまで話し合うことができる気もいたしました。

今日は本当に皆様にご協力いただいてここまで立ち上げて4時間を終わることができましたことを深くお礼を申し上げますし、また事務局からお話があると思いますけれども、アンケートもお願いしているようでございます。今後の日本のために、エネルギーのために、原子力のために何ができるのか。そういうお気持ちをこめてご意見を頂戴できればと思います。今日は本当にありがとうございました。ご参加いただきました3人のパネリストの方、保安院、電力の方、そしてパネリストとしてというよりもコアメンバーとして今日参加してくださった方に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。本当にありがとうございました。

**【碧海委員】** 司会進行の不便はお詫び申し上げます。もっともっと発言なされたい方もあったかと思いますが、いま3分予定時間を過ぎておりますので、これで事務局にお渡しいたします。どうもありがとうございました。

**【事務局】** ありがとうございました。これで市民参加懇談会 in 東京を終わらせていただきます。

最後に事務局からお願いがあります。お配りした資料の中にアンケートがありますのでご記入いただき、お帰りの際に係の者が入口におりますので、そちらのほうにお渡しいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

以 上